

令和4年度

内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業 (経営者保証や個人破産時の残存財産の範囲に関する 諸外国調査)

令和5年2月

株式会社アットグローバル

目次

第1章 本事業の概要	5
1.1 事業の背景と目的	5
1.2 調査の概要	6
第2章 米国	8
2.1 経営者保証制度の在り方と債務に個人保証が設定される場合の条件	8
2.2 法人破産と保証人の個人破産の法的手続	12
2.2.1 法人破産の法的手続	12
2.2.2 個人破産の法的手続	18
2.2.3 法人破産が保証人の個人破産とならないようにする制度上の手当	20
2.3 個人保証債務の整理手続や免責範囲（残存財産）	21
2.3.1 個人保証債務の整理手続	21
2.3.2 免責範囲（残存財産）	23
2.4 個人破産によるデメリットとその回復要件	26
2.4.1 破産に伴うペナルティとその期間	26
2.4.2 回復要件	27
2.5 個人破産者の再チャレンジに関する制度面のメリット	31
2.6 政府系金融機関における流動性支援策	31
2.7 政府系金融機関の位置付けや民間金融機関との棲み分け	38
2.7.1 政府系金融機関の位置付け	38
2.7.2 民間金融機関との棲み分け	40
第3章 イギリス	43
3.1 経営者保証制度の在り方と債務に個人保証が設定される場合の条件	43

3.2 法人破産と保証人の個人破産の法的手続	46
3.2.1 法人破産の法的手続	46
3.2.2 個人破産の法的手続	51
3.2.3 法人破産が保証人の個人破産とならないようにする制度上の手当	53
3.3 個人保証債務の整理手続や免責範囲（残存資産）	54
3.3.1 個人保証債務の整理手続	54
3.3.2 免責範囲（残存資産）	61
3.4 個人破産によるデメリットとその回復要件	63
3.4.1 破産に伴うペナルティとその期間	63
3.4.2 回復要件	65
3.5 個人破産者の再チャレンジに関する制度面のメリット	66
3.6 政府系金融機関における流動性支援策	68
3.7 政府系金融機関の位置付けや民間金融機関との棲み分け	71
3.7.1 政府系金融機関の位置付け	71
3.7.2 民間金融機関との棲み分け	73
第4章 フランス	74
4.1 経営者保証制度の在り方と債務に個人保証が設定される場合の条件	74
4.2 法人破産と保証人の個人破産の法的手続	76
4.2.1 法人破産の法的手続	76
4.2.2 個人破産の法的手続	88
4.2.3 法人破産が保証人の個人破産とならないようにする制度上の手当	89
4.3 個人保証債務の整理手続や免責範囲（残存財産）	90
4.3.1 個人保証債務の整理手続	90
4.3.2 免責範囲（残存財産）	93

4.4 個人破産によるデメリットとその回復要件	96
4.4.1 破産に伴うペナルティとその期間	96
4.4.2 回復要件	98
4.5 個人破産者の再チャレンジに関する制度面のメリット	99
4.6 政府系金融機関における流動性支援策	100
4.7 政府系金融機関の位置付けや民間金融機関との棲み分け	103
4.7.1 政府系金融機関の位置付け	104
4.7.2 民間金融機関との棲み分け	107
第5章 ドイツ	110
5.1 経営者保証制度の在り方と債務に個人保証が設定される場合の条件	110
5.2 法人破産と保証人の個人破産の法的手続	113
5.2.1 法人破産の法的手続	113
5.2.2 個人破産の法的手続	115
5.2.3 法人破産が保証人の個人破産とならないようにする制度上の手当	117
5.3 個人保証債務の整理手続や免責範囲（残存財産）	118
5.3.1 個人保証債務の整理手続	118
5.3.2 免責範囲（残存財産）	121
5.4 個人破産によるデメリットとその回復要件	125
5.4.1 破産に伴うペナルティとその期間	125
5.4.2 回復要件	128
5.5 個人破産者の再チャレンジに関する制度面のメリット	129
5.6 政府系金融機関における流動性支援策	131
5.7 政府系金融機関の位置付けや民間金融機関との棲み分け	142
5.7.1 政府系金融機関の位置付け	142

5.7.2 民間金融機関との棲み分け	147
第6章 韓国	150
6.1 経営者保証制度の在り方と債務に個人保証が設定される場合の条件	150
6.2 法人破産と保証人の個人破産の法的手続	153
6.2.1 法人破産の手続	153
6.2.2 個人破産の法的手続	154
6.2.3 法人破産が保証人の個人破産とならないようにする制度上の手当	156
6.3 個人保証債務の整理手続や免責範囲（残存資産）	158
6.3.1 個人保証債務の整理手続	158
6.3.2 免責範囲（残存財産）	164
6.4 個人破産によるデメリットとその回復要件	168
6.4.1 破産に伴うペナルティとその期間	168
6.4.2 回復条件	170
6.5 個人破産者の再チャレンジに関する制度面のメリット	171
6.6 政府系金融機関における流動性支援策	173
6.7 政府系金融機関の位置付けや民間金融機関との棲み分け	178
6.7.1 政府系金融機関の位置付け	178
6.7.2 民間金融機関との棲み分けについて	181
第7章 諸外国の取組の比較と参考となる事例の整理	182
7.1 諸外国の取組の比較	182
7.2 法人破産時の経営者保証にかかる弊害解決に向けて参考となる諸外国の事例	197
7.3 今後の展望	203

第1章 本事業の概要

本章では、「令和4年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（経営者保証や個人破産時の残存財産の範囲に関する諸外国調査）」（以下、「本事業」という。）に関し、その背景と目的、また調査の概要について述べる。

1.1 事業の背景と目的

多くの中小企業にとって事業展開や事業再生のために金融機関からの融資が欠かせないが、資金調達の際には、経営者個人に大きな責任が生じる「経営者保証」が必要となるケースが多く見られる。実際、日本における経営者保証の状況を見ると、7割強の事業者が経営者保証を提供しており、新規融資においても同保証を求められるケースが半数近くとなっている。

しかし、この「経営者保証」には、事業展開を抑制する、又は事業再生の早期決断が阻害されるなどの弊害があることも指摘されている。こうした中、日本と同じような「経営者保証制度」を有する諸外国における制度や運用を踏まえて、個人保証に伴う債務整理の手続や免責範囲の違い等を法制度面の観点から明確に把握し、今後の「経営者保証」にかかる政策に活用していくことが重要である。

また、コロナ禍で打撃を受けた中小企業を対象にしたゼロゼロ融資が行われているが、融資を受けた企業の倒産が増加しているという状況もみられている。ゼロゼロ融資の返済が本格化する中で、今後も資金繰りを主因とした事業停止や倒産の増加が想定されることから、諸外国の政府系金融機関における流動性支援策について調査・整理し、中小企業への支援施策に関する参考事例を調査することが重要である。

こうした問題意識の下、諸外国の事例も踏まえつつ、「経営者保証ガイドライン」の運用等について政策の方向性を整理することを目的として、調査を実施した。

1.2 調査の概要

本事業では、以下の調査項目について、5か国（米国、イギリス、フランス、ドイツ、韓国）を対象に調査を実施した。

1. 諸外国における経営者保証制度の在り方、個人保証債務整理の手續・免責範囲等の調査・分析

以下の点について、諸外国における法人破産時の個人保証履行に関する法制度や手續をデスクリサーチで調査し、分析した。

- ・ 債務に個人保証が設定される場合の条件
- ・ 法人破産と保証人の個人破産の法的手続（法人破産が保証人の個人破産に直結しないようにする制度上の手当の有無）
- ・ 個人保証債務の整理手續や免責範囲（破産時の残存資産、特に自宅の扱い）
- ・ 個人破産によるデメリットと破産の回復要件
- ・ 個人破産者の再チャレンジに関する制度

また、調査・分析の内容を踏まえ、諸外国の中小企業の案件を主に扱っている弁護士事務所等の実務プレイヤーに対し、一般的な処理とその実務（保証人の残存資産の範囲）を中心にWeb会議システムによるヒアリングを実施した。

2. 諸外国の政府系金融機関における流動性支援策

諸外国の政府系金融機関における流動性支援策についてデスクリサーチを行い、その結果を整理した。また、諸外国における政府系金融機関の位置付けや民間金融機関との棲み分けについても整理した。

3. 諸外国の個人保証債務整理における制度・事例の比較と日本における法人破産時の経営者保証にかかる弊害の調査・分析

上記（1）の調査について、諸外国の取組や事例を比較表の形で整理した。また、諸外国の実態調査を基に、日本の一般的な処理との比較を行い、日本の法人破産時における経営者保証の弊害の解決に向けて参考となる諸外国の事例を整理した。

第2章 米国

2.1 経営者保証制度の在り方と債務に個人保証が設定される場合の条件

米国では、デスクリサーチとヒアリング調査（2023年1月10日及び16日実施）を行なった。その結果から、米国では中小企業が融資を受ける際に個人保証を付けることが一般的な慣習となっていることが分かった。個人保証なしの融資の割合については、正確な統計値等は見つからなかったが、ジョージア工科大学シェラービジネスのManasa Gopal氏とニューヨーク大学スターン経済学部 Philipp Schnabl氏によると、中小企業向け融資のうち無担保の融資は5%とのことである¹。融資の主な種類は、銀行等の金融機関からのローン、中小企業庁（Small Business Administration、SBA）が提供するSBAローン、オンラインローンであり、経営者保証を付ける条件は各融資元によって異なる。

1. 通常の事業融資時に経営者保証を付ける条件

ほとんどの場合、銀行などの貸手は経営者に個人保証を求める²。会社法人が大規模な預金や信用書などを十分な担保として提供できる場合には、個人保証を求めないことがある。しかし、その場合でも銀行などの貸手は、リスクを鑑みて、融資の金利を引き上げる措置を講じる。

2. SBAローン時に経営者保証を付ける条件

13CFR§120.160(a)³では、SBAは通常すべてのビジネスローンにおいて、個人保証を要求している。SBAのローン基本条件では20%以上の持分所有者に対して個人保証を要求しており、場合によってSBAなどの貸手は、出資割合にかかわらず、すべての事業経営参画者に保証を求めることもある。

また、20%以上の持分所有者に無制限の保証を求める場合や、⁴出資割合が20%未満の所有者にも限定的保証を求める場合がある⁵。事業の20%以上を所有する個人又は法人がいない場合には、少なくとも所有者の一人が無制限の個人保証を提供する⁶。

3. オンラインローン時に経営者保証を付ける条件

オンライン金融機関も、ほとんどの場合に個人保証を要求する。ただし、決められた期間で定期的に分割返済するタームローンなどの場合などでは、個人保証を求めない場合もある。その場合でも、返済期間が1年以内の短期利用が一般的である⁷。

・ 無制限の個人保証と限定的個人保証について

米国の個人保証には、無制限の個人保証と限定的個人保証がある⁸。無制限の個人保証では保証人がすべての債務について責任を負い、限定的個人保証では保証人が負う債務が一部軽減される。保証人の債務が軽減されるケースとしては、債務残高が一定額以下になった場合、担保が提供された場合、配偶者間で共同所有する財産が強制徴収から免除された場合などが挙げられる。限定的個人保証は、一般的に複数のビジネスパートナーがいる企業に適用される⁹。その場合、会社が倒産した際に各人が一定の債務を負う。

・ 公的な保証機関について

中小企業に対する公的な保証機関としての役割は主に中小企業庁（Small Business Administration, SBA）が果たしており、7(a)ローンや504ローン等の信用保証付き融資を提供している。また、SBAは民間の金融機関による融資で活用できる信用保証を提供しており¹⁰、中小企業の融資環境の改善に

¹ Manasa Gopal, Philipp Schnabl 「The Rise of Finance Companies and FinTech Lenders in Small Business Lending」

(<https://www.fdic.gov/analysis/cfr/bank-research-conference/annual-20th/papers/gopal-paper.pdf>、2023年2月6日)

² Forbes Advisor 「Should You Sign A ^{Personal} Guarantee For A Business Loan?」

(<https://www.forbes.com/advisor/business-loans/personal-guarantee-for-business-loan/>、2023年2月6日)

³ 13 CFR (2022年1月1日) §120.150 (<https://www.govinfo.gov/content/pkg/CFR-2022-title13-vol1/pdf/CFR-2022-title13-vol1-sec120-160.pdf>、2023年2月6日)

⁴ U.S. Small Business Administration 「SBA FORM 148 Unconditional Guarantee」

(<https://www.sba.gov/document/sba-form-148-unconditional-guarantee>、2023年2月6日)

⁵ U.S. Small Business Administration 「SBA FORM 148-L Limited Guarantee」

(<https://www.sba.gov/document/sba-form-148-l-limited-guarantee>、2023年2月6日)

⁶ NerdWallet 「Are SBA Loans Personally Guaranteed?」

(<https://www.nerdwallet.com/article/small-business/are-sba-loans-personally-guaranteed>、2023年2月6日)

⁷ National Business Capital 「Can I Get an Unsecured Business Loan With No Personal Guarantee?」 (<https://www.nationalbusinesscapital.com/blog/unsecured-business-loan-with-no-personal-guarantee/>、2023年2月6日)

⁸ Lendingtree 「Understanding a Personal Guarantee」

(<https://www.lendingtree.com/business/requirements/personal-guarantee/>、2023年2月3日)

⁹ Harbour Capital 「Unlimited vs. Limited Personal Guarantees」

(<https://www.harbourcapital.com/2022/12/02/unlimited-vs-limited-personal-guarantees/>、2023年2月6日)

¹⁰ JETRO 「外資に関する奨励」 (https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/invest_03.html、2023年2月2日)

貢献している。さらに、合衆国輸出入銀行（Export-Import Bank of the United States、EXIM）は、米国企業の輸出を促進する目的で金融機関から融資を受ける際の信用保証や信用保険を提供している。加えて、州によっては州政府が独自に実施する金融支援として、融資と保証の両方の金融支援を提供しているケースもある（ジョージア州¹¹など）。しかしながら、州政府が行う金融支援は、その実施方法、保証対象企業、保証期間などの内容が州によって異なる。また連邦政府と州政府の金融支援制度には、棲み分けや協力・協定関係は見られず、それぞれ独自に予算が設計されている。

・米国における経営者保証について

米国における中小企業向け融資では、企業債務に対してその経営者・オーナーが個人保証を設定する慣行が一般的ではあるものの、米国弁護士へのヒアリング調査（2023年1月10日及び16日実施）によれば、個人保証を設定する意義や個人保証に伴う影響の度合いは日本とは異なるという点が指摘された。個人保証が設定される目的としては、返済懸念というよりも、経営者に責任感を持たせたり、粉飾決算や不正を防止したりするためであることが多いことが示された。経営者の不正による倒産であれば経営者個人に責任を問うが、健全に運営した上での倒産である場合は経営者個人にまで責任追及を行うことはない。保証人に返済を求めるには、手順が煩雑で費用も高額になることから、実際には個人保証が履行されるケースはそれほど多くない。

同じヒアリング調査によると、中小企業への融資では、個人保証に加えてキーマン条項（キーマンインシュアランス、キーマンプロビジョン）¹²が設定されるケースも多い。これは、事業継続上重要な役員や従業員が退職などにより融資対象企業に所属しなくなった場合、これを期限の利益喪失事由とする条項であり¹³、契約の条件の一部として当該条項を設定できる。重要人物の去就は企業経営のファイナンスの安定性に大きな影響を与え、そのような人物が流出すれば貸手が融資時に期待していた事業経営が困難な状況となってしまうかねないため、そのような事態を避け健全な会社経営を保つことを

¹¹ Georgia.org 「ジョージアの中小企業の財務情報」

<https://www.georgia.org/small-business/finance>、2023年2月17日

¹² CFI 「Key Man Clause」

[\(https://corporatefinanceinstitute.com/resources/valuation/key-man-clause/](https://corporatefinanceinstitute.com/resources/valuation/key-man-clause/)、2023年1月18日)

¹³ 山田コンサルティンググループ 「キーマン条項」

[\(https://www.ycg-advisory.jp/knowledge/glossary/keyman-clause/](https://www.ycg-advisory.jp/knowledge/glossary/keyman-clause/)、2023年1月31日)

目的として当該規定が定められている。しかし、この規定が事業活動・人事の柔軟性を制限するという側面もある。このキーマン条項は米国独自の仕組みというわけではなく、日本でもPE投資を行う際に求められるものである。

2.2 法人破産と保証人の個人破産の法的手続

破産・再生手続は、連邦破産法（Bankruptcy Code）で以下のように分類されている。

表2.2-1 連邦破産法の条項の（Bankruptcy Code）一覧

破産手続	種別	適用される債務者
Chapter 7	清算型	企業及び個人
Chapter 9	再生型	地方公共団体
Chapter 11	再建型	企業及び個人。多くの場合企業が利用する
Chapter 12	再建型	定期収入のある農家または漁師
Chapter 13	再建型	定期収入のある個人
Chapter 15	国際倒産	米国国籍以外の法人。本国で法的整理を申請した場合

2.2.1 法人破産の法的手続

法人破産時（中小企業）で適用される法令は主に、連邦破産法第7条（以下「Chapter 7」という。）及び同第11条（以下「Chapter 11」という。）である。大きく分けてChapter 7は破産型（清算型）、Chapter 11は再建型という違いがある¹⁴。Chapter 7では債務者の財産が清算されるが、Chapter 11では一定の財産を残しつつ再生計画に従って債務の返済が行われる。

米国有識者へのヒアリング調査（2023年1月16日実施）において、債務者が（Chapter 7ではなく）Chapter 11を選択するメリットについて尋ねたところ、Chapter 7と比べてChapter 11の方が債権者の最終的な回収額が高額になることが主な理由として提示された。そのため、まずはChapter 11の適用を検討をし、適用が難しいと判断した場合は、Chapter 7に則って破産手続を行うことが一般的である。

同じヒアリング調査では、私的整理についても確認できたが、私的整理は法的整理よりもコストが低いため、負担が軽い手続と見なされていることが判明した。私的整理では、日本のような経営者保証ガイドラインがあるわけではなく、契約書に基づいて金融債権者が協議を行う。合意に至るためには期限の延長、債務の減額、金利の引下げ、約定弁済の緩和などにおいて全債権者の同意が必要である。財産については基本的に全債権者の同意が必要であるものの、担保物の売却は状況によって異なり、売却金額の全額を借入代金に充当するのであれば、全債権者の3分の2（債権額ベース）以上の同意で売却することもできる。私的整理と法的整理はどのようなケースで選択されていくのか、という点に関しては、より高額回収額を見込める債務整理方法が選択される、とのことであった。

(1) Chapter7とChapter11について

Chapter 7は清算型の倒産処理であり、事業を終了した会社の清算手続を規定している。一般的に、法人の破産申請の期間は準備期間に2～4週間、申請から最終的な免責まで約4～5か月の期間を要する¹⁵。破産によりほとんどの債務から免責され（賭博による負債等を除く）、訴訟案件の停止や訴訟によって受けた判決の取消しが可能である。Chapter 11は再建型の企業倒産処理であり¹⁶、旧経営陣が経営を継続しながら負債の削減など企業再建を行う。経営陣は、申請から120日以内に再建計画を提出し、債権者の過半数かつ債権額の3分の2以上の同意を得て裁判所の認可を受ける。企業がChapter 11を申請すると、債務者である以前の経営者（Debtor in Possession、DIP）は、管財人と同等の立場で裁判所の許可なく資産の売却などを行えるようになる¹⁷。企業経営も継続でき融資も可能である。

¹⁴ 福利ワイズ法律事務所「Chapter 7,11,13（アメリカの破産・再生手続）」2020年6月16日

(<https://fukuri-law.lsv.jp/foreign/2343/>、2022年12月12日)

¹⁵ アメリカ法律相談「アメリカでの（個人・会社）破産に関するQ&A」

(https://americahoritsusodan.com/bankruptcy_qa/#:~:text=Q12.%20%E4%BC%9A%E7%A4%BE%E3%81%AE%E7%A0%B4%E7%94%A3%E7%94%B3%E8%AB%8B,%E7%B4%84%EF%BC%95%E3%80%9C%EF%BC%96%E3%83%B5%E6%9C%88%E3%81%A7%E3%81%99%E3%80%82、2023年2月16日)

¹⁶ 野村證券「証券用語解説集」(<https://www.nomura.co.jp/terms/japan/he/A02775.html>、2022年12月12日)

¹⁷ 橋本訓一「倒産処理の経済的分析」

(<https://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/hermes/ir/re/5690/kenkyu0240400010.pdf>、2023年2月3日)

表2.2-2 Chapter 7とChapter 11

種別	Chapter 7（破産型）	Chapter 11（再建型）
対象	会社、個人、小規模事業者	会社、個人、小規模事業者
手順	・（通常）債務者が申立て。債権者からの申立ても可能 ↓ ・裁判所が管財人（Trustee）を選任 ↓ ・企業活動が停止 ↓ ・管財人が資産を売却し、配当などを管理 ↓ ・管財人は企業の資産を換金し、絶対優先順位（Absolute Priority Rule、APR）に従ってその資金を債権者に配分 ↓ ・手続完了	・（通常）債務者が申立て。債権者からの申立ても可能 ↓ ・裁判所が管財人（Trustee）を選任 ↓ ・無担保債権者委員会（債権額順に7名）を編成 ↓ ・自動停止条項（automatic stay）が適用→債務者の保護 （債務者に対する元金や利子の支払の停止、発行済み無担保債の利子の発生、担保付き債権者による担保処分や強制執行の禁止など） ↓ ・債権者集会を開催（債務者の審尋） ↓ ・120日間：債務者に再生計画作成の権利を付与。それ以降は請求者間での交渉 ↓ ・申請後、債権者は担保権者、一般無担保債権者、劣後債権者などにクラス分けされる。各クラスの法定多数決（債権者数の過半数かつ額面総額の3分の2以上）により更生計画が受理され、裁判所の認可により更生計画が実行（ただし、ある請求権のクラスが更生計画面案に同意しなくても、裁判所の判断によって、強制的に認可されることもある（クラムダウン））。 ・事態が収束しない場合、Chapter 7などを申請

その他特徴	・日本の破産手続と似ており¹⁸、原則としてすべての資産が売却され債権者に配当される（清算型）。 ・特定の資産を担保にとった担保付債権（Secured debt）を優先し、当該資産の売却金はまず担保付債権者に渡る。 ・無担保債権（Unsecured debt）は、残りの資産売却金から債権額に応じて分配。 ・申立て可能な収入の上限がある。上限は州ごとに異なる。	・手続が複雑で費用も高いため、一般的には個人でなく会社が利用。 ・申請後も旧経営者（DIP）が企業経営を継続できる。 ・申請後、債務者は通常業務の範囲内であれば、担保となっている資産（現金担保を除く）を含め、資産を裁判所の許可なく使用・売却・賃貸できる。経営継続のための新規借入れの弁済順位を、既存の債務より高くできる（優先弁済）。 ・Chapter 11は複雑で費用がかかる点が問題として指摘されていたが、2020年2月19日に小規模事業者再生法（the Small Business Reorganization Act, SBRA）が施行され、短期間でより柔軟な再生計画が可能な建て付けとなった。 SBRAの施行に伴いSubchapter Vが発効した¹⁹。Subchapter Vは費用の軽減や手続期間の短縮などで実現した。特にコロナ禍において、Chapter 11は以前では適用が難しかった中小・零細企業に広く活用された。
---------------------	---	---

「Chapter 7、11、13（米国の破産・再生手続）」「倒産処理の経済的分析」をもとに作成

米国有識者へのヒアリング調査（2023年1月16日実施）では、Chapter 11内にSubchapter Vが新設された背景について聴取した。Chapter 11は中小・零細企業も利用できるが、当初はChapter 11の手続のための弁護士費用が数千万円程度の相場となるなど、実務レベルではその利用に大きな障害があった。そのため、手順や費用面での負担を軽減したSubchapter Vが新設され、そのタイミングはコロナ禍と時期が重なったことにより、中小・零細企業にも広範囲に活用されていった、とのことである。

¹⁸ 福利ワイズ法律事務所「Chapter 7、11、13（アメリカの破産・再生手続）」2020年6月16日

(<https://fukuri-law.lsv.jp/foreign/2343/>、2022年12月12日)

¹⁹ Western District of Oklahoma「Subchapter V Cases - Small Business Reorganization Act of 2019」(<https://www.okwb.uscourts.gov/subchapter-v-cases-small-business-reorganization-act-2019>、2023年1月31日)

(2) Subchapter Vについて

表2.2-3 Subchapter Vの概要

発効日	2020年2月19日（承認日：2019年8月23日）
条件	・ 商業ビジネスを行う法人 ・ 申立て時点の有担保・無担保の借入金：750万USD以下
特徴	・ 無担保債権者委員会の免除 ・ 弁護士費用の軽減 ・ 90日程度で再建計画案が提出 ・ 再建計画案は債務者のみが作成・修正の権利を保有 ・ 開示説明書の免除 ・ 絶対優先原則（上位の債権が満額支払われて剰余がある場合にのみ下位の債権の支払が認められる）の適用免除 ・ クラムダウンを要する計画案における必要数の同意不要（再建計画案に対する債権者への説得が不要、裁判所の判断での認可が可能） ・ 共益債権の支払の繰延べが計画期間内（3年又は5年を超えない）で可能 ・ 債権者の社屋のみを担保にした融資に条件変更が可能 ・ 再建計画案に債権者が同意した場合、債権者は再建計画案発効時に債務の減免が可能

手続

- ・（通常）債務者が申立て。債権者からの申立ても可能



- ・裁判所が管財人（Trustee）を選任



- ・自動停止条項（automatic stay）が適用→債務者の保護

（債務者に対する元金や利子の支払の停止、発行済み無担保債の利子の発生、担保付き債権者による担保処分や強制執行の禁止など）



- ・90日間：債務者に再生計画作成の権利を付与



- ・再生計画の受理、裁判所の認可後に再生計画を実行

（認可後は債務者のみが再生計画の修正可）

- ・事態が収束しない場合、Chapter 7等を申請

「コロナ対応倒産手続として利用されるSubchapter Vにみるアメリカの柔軟性」をもとに作成

Subchapter Vの申請件数は増加傾向にある。ロイター通信によると、2022年3月21日の週にはSubchapter Vが81件申請され、この種の破産申請としては過去最高の週間総件数であった²⁰。2023年1月10日に実施した米国有識者へのヒアリング調査からその理由を考察できる。債務整理により再建を望むもののChapter 11の適用はハードルが高いことが難点であった。一方でChapter 7により破産手続をとると、債権者は債務者の資産を処分して回収することになり、Chapter 11適用時の回収予想額を大きく下回る。そのような中で、簡易的な再建型法的整理であるSubchapter Vが新設された。この手続では企業価値ベースでの処分が可能となり、回収額は資産価値ベースで資産を切り売りする時よりも高く、金銭で回収できなくても借入金として回収できる金額を増やせる仕組みである。有用な制度であるため、後日（2023年1月16日に実施）のヒアリング調査で、Subchapter Vを日本で応用する可能性について尋ねたところ、既に日本の民事再生は簡略化できているため、新たに中小企業版として民事再生法を新設する必要は感じないという回答であった。理由としては、日本では既に中小・零細企業でも民事再生法の活用が進んでいる点、Subchapter Vで省かれた無担保債権者委員会などは従来から日本にはない点、Subchapter Vでは開示説明書が免除となったが日本での開示説明書は簡易である点などが指摘された。

2.2.2 個人破産の法的手続

個人破産に適用される法令は、主にChapter 7である。Chapter 7では債務者の財産を清算する

²¹。

²⁰ REUTERS「Bankruptcy filings are creeping back up in early 2022」2022年4月6日（<https://www.reuters.com/legal/transactional/bankruptcy-filings-are-creeping-back-up-early-2022-2022-04-05/>、2023年1月20日）

²¹ 福利ワイズ法律事務所「Chapter 7,11,13（アメリカの破産・再生手続）」2020年6月16日（<https://fukuri-law.lsv.jp/foreign/2343/>、2022年12月12日）

表2.2-4 Chapter 7

種別	Chapter 7（破産型）
対象	会社、個人、小規模事業者
手順	・ 管財人（Trustee）が選任され、資産の売却や配当の管理などを行う ↓ ・ 特定の資産を担保にとった担保付債権（Secured debt）を優先し、当該資産の売却金は担保付債権者に渡される ↓ ・ 無担保債権（Unsecured debt）は、残りの資産売却金から債権額に応じて分配
その他特徴	・ 日本の破産手続と似ており²²、原則としてすべての資産を売却して債権者に配当する。 ・ 申立て可能な収入の上限があるが、その上限は州ごとに異なる。

「Chapter 7、11、13（アメリカの破産・再生手続）」をもとに作成

破産したことによる社会的な制裁措置はほとんどないため、破産申請した場合の際立ったデメリットは存在しない²³。むしろ米国では自己破産によって債務をゼロにできるため「フレッシュスタート」と言われている。

裁判所出廷は、Chapter 7（個人破産）では通常求められない。前回の破産申請日から8年間は2回目の破産申請はできない。

参考：チャプターごとの利用割合と件数

²² 福利ワイズ法律事務所「Chapter 7,11,13（アメリカの破産・再生手続）」2020年6月16日

(<https://fukuri-law.lsv.jp/foreign/2343/>、2022年12月12日)

²³ アメリカ法律相談「アメリカでの（個人・会社）破産に関するQ&A」

(https://americahoritsusodan.com/bankruptcy_qa/、2022年12月12日)

表2.2-5 2020年度の破産件数 ※括弧内はビジネスの内訳

種別	Chapter 7	Chapter 11	Chapter 13	その他の Chapter	合計
件数	378,953 (11,919)	8,333 (7,786)	156,377 (1,150)	800 (800)	544,463 (21,655)
割合	69.6%	1.5%	28.7%	0.1%	100.0%

(連邦破産裁判所のデータをもとに作成)

2.2.3 法人破産が保証人の個人破産とならないようにする制度上の手当

2023年1月10日に実施した米国弁護士へのヒアリング調査によると、法人と個人の財産は区分されているため、基本的に法人破産によって、保証人となっている経営者が自動的に個人破産に至ることはない。また、債権回収は弁護士への依頼が一般的であり、高額のコストが必要となる。そのため、回収額が見合わない債務者への取立てが放棄される場合もある。米国における法人破産時に保証人となっている経営者個人に対する責任の追求が、日本においての責任追及の程度とは異なる点も指摘された。

非法人企業（個人事業）の債務の場合はその企業のオーナーの個人債務となり、その企業が倒産した場合は事業負債とオーナーの個人負債の両方が免除されるため、オーナーは破産を申請するインセンティブがあるとされる²⁴。

²⁴ THE UNIVERSITY OF CHICAGO PRESS JOURNALS 「Personal Bankruptcy and the Level of Entrepreneurial Activity」

(<https://www.journals.uchicago.edu/doi/abs/10.1086/382602?journalCode=jle>、2023年1月20日)

2.3 個人保証債務の整理手続や免責範囲（残存財産）

2.3.1 個人保証債務の整理手続

個人の再生手続で適用される法令は主に、連邦破産法第11条（以下「Chapter 11」という）及び同第13条（以下「Chapter 13」という）である²⁵。Chapter 11とChapter 13では一定の財産を残しつつ再生計画に従って債務の返済を行う。両者はともに再建型であるが、Chapter 11は会社、個人、小規模事業者が利用できる一方、Chapter 13は安定収入があり債務額が基準を超えない個人しか利用できないという違いがある。とはいえ、Chapter 13の要件である債務上限額を引き上げる法案が可決され（120万USDから275万USDへ変更）、経営破綻した起業家がChapter 13を選択することが容易になった。

表2.3-1 Chapter 11、Chapter 13

種別	Chapter 11（再建型）	Chapter 13（再建型）
対象	会社、個人、小規模事業者	安定収入があり債務額が基準を超えない個人 ²⁶
手順	・（通常）債務者が申立て。債権者からの申立ても可能 ↓ ・裁判所が管財人（Trustee）を選任 ↓ ・無担保債権者委員会（債権額順に7名）を編成 ↓ ・自動停止条項（automatic stay）を適用→債務者の保護 （債務者に対する元金や利子の支払の停止、発行済み無担保債の利子の発生、担保付き債権者による担保処分や強制執行の禁止など） ↓ ・債権者集会を開催（債務者の審尋） ↓ ・120日間：債務者に再生計画作成の権利を付	・債務者が申立て ↓ ・裁判所が管財人（Trustee）を選任 ↓ ・自動停止条項（automatic stay）を適用→債務者の保護 （債務者に対する元金や利子の支払の停止、発行済み無担保債の利子の発生、担保付き債権者による担保処分や強制執行の禁止など） ↓ ・債権者集会を開催（申立ての21日から50日の間） ↓ ・破産裁判官は確認聴聞会を開催し（債権者集会から45日以内の開催）、計画の実行可能性と破産法に定められた確認の基準への適合性を判断

²⁵ 福利ワイズ法律事務所「Chapter 7、11、13（アメリカの破産・再生手続）」2020年6月16日

(<https://fukuri-law.lsv.jp/foreign/2343/>、2022年12月12日)

²⁶ 自営業や非法人事業を営んでいる場合を含め、申請日の時点で個人の有担保債務と無担保債務が限度額（「その他特徴」を参照）未満であれば、属性を関係なく申立てが可能である。

与。それ以降は請求者間の交渉 ↓ ・申請後、債権者は担保権者、一般無担保債権者、劣後債権者などにクラス分けされる。各クラスの法定多数決（債権者数の過半数かつ額面総額の3分の2以上）により更生計画を受理、裁判所の認可により更生計画が実行（ただし、ある請求権のクラスが更生計画案に同意なしで、裁判所の判断によって、強制的に認可されることもある（クラムダウン）） ・事態が収束しない場合、Chapter 7などを申請	↓ ・無担保債権者は、債権者会議の最初の日付から90日以内に裁判所に請求を提出 ↓ ・政府機関は、訴訟が提起された日から180日以内に請求の証明を提出 ↓ ・裁判所が延長を許可しない限り、債務者は請願と共に、又は請願が提出されてから14日以内に返済計画を提出 ↓ ・債務者、管財人及び出席を希望する債権者が、債務者の返済計画に関する公聴会のために裁判所を訪問 ↓ ・債務者は計画にのっとして管財人へ支払を行い、管財人は計画の条件にのっとして債権者に資金を分配
その他特徴 ・ Chapter 11は複雑で費用がかかる点が問題として指摘されていたが、2020年2月19日に小規模事業者再生法（SBRA）が施行され、短期間でより柔軟な再生計画が可能な建て付けとなった。 ・ SBRAの施行に伴いSubchapter Vが発効²⁷。Subchapter Vにより費用の低減や、手続期間の短縮などが実現した。特にコロナ禍において、Chapter 11は以前では適用が難しかった中小・零細企業に広く活用された。	・ 申立てられる債務に上限あり 担保債務限度額 2019年4月1日～ 無担保債務：419,275USD 有担保債務：1,257,850USD 2022年4月1日～ 無担保債務：465,275USD 有担保債務：1,395,875USD ・ 裁判所出廷回数1回²⁸

「Chapter 7,11,13（アメリカの破産・再生手続）」、「COURTS」をもとに作成

●私的整理について

²⁷ Western District of Oklahoma「Subchapter V Cases - Small Business Reorganization Act of 2019」（<https://www.okwb.uscourts.gov/subchapter-v-cases-small-business-reorganization-act-2019>、2023年1月31日）

²⁸ アメリカ法律相談「アメリカでの（個人・会社）破産に関するQ&A」（https://americahoritsusodan.com/bankruptcy_qa/、2022年12月12日）

米国有識者へのヒアリング調査（2023年1月16日実施）によれば、私的整理には明確な制度がなく、融資の契約書に基づいて当事者同士の話し合いで行われる。私的整理の場合、全債権者の同意が必要でそれが得られない場合には法的整理で対応することになる。

2.3.2 免責範囲（残存財産）

法的整理においては、個人破産の免責範囲は連邦破産法（Bankruptcy Code）522条²⁹に規定されている。なお、連邦法の規定を除外している州においても、同等あるいはそれ以上の財産が免責対象となる。

表2.3-2 破産時の免責範囲の一覧

破産申請により 免責されるもの	クレジットカードの負債、担保が入っていない負債、家財道具一式、車、家（上限：75,000USD～150,000USD。州ごとに異なる）
破産申請により 免責されないもの	政府からの学生ローン、浪費・ギャンブルでできた負債、詐欺行為により敗訴した判決、税金、離婚者の配偶者扶養費及び子供の養育費、飲酒事故による死傷事件の賠償金

Cornell Law School、アメリカ法律相談、2023年1月10日の米国弁護士へのヒアリング調査をもとに作成

内国歳入法（The Internal Revenue Code）セクション6334³⁰は、米国のその他のいかなる法律にもかかわらず、財産又は財産に対する権利は、同条(a)項によって免除された13項目を除き、免除されないことを規定している。

²⁹ LII「11 U.S. Code § 522 - Exemptions」 (<https://www.law.cornell.edu/uscode/text/11/522>、2023年1月18日)

³⁰ LII「26 U.S. Code § 6334 - Property exempt from levy」 (<https://www.law.cornell.edu/uscode/text/26/6334>、2023年1月18日)

表2.3-3 内国歳入法（The Internal Revenue Code）セクション6334にて規定されている免責される13項目

免除となる13項目	詳細
① 衣類及び教科書	納税者又はその家族のために必要な衣料品及び学校図書
② 燃料、食料、家具及び所持品（6,250USDまで）	納税者の家庭にある燃料、食料品、家具、身の回り品、納税者の個人使用目的の武器、家畜、家禽のうち、価値が6,250USDを超えないもの
③ 取引、ビジネス又は職業に使用する書籍及び道具（3,125USDまで）	納税者の職業に必要な書籍及び用具で、価値の合計が3,125USDを超えないもの
④ 失業手当	米国、州、コロンビア特別区、プエルトリコ連邦の失業補償法に基づき、失業に関して個人に支払われる金額（扶養家族に関して支払われる部分を含む）
⑤ 未配達郵便物	個人宛の郵便物で、受取人に配達されなかったもの
⑥ 年金	鉄道退職法（Railroad Retirement Act）に基づく年金、鉄道失業保険法（Railroad Unemployment Insurance Act）に基づく給付、陸海空軍及び沿岸警備隊の名誉勲章に名前が記載されている者が受け取る特別年金、合衆国法典第10編（軍隊（Armed Forces））第73章の退職金又は報酬に基づく年金
⑦ 労災補償	米国、州、コロンビア特別区、プエルトリコの労働者災害補償法に基づき、労働者災害補償金として個人に支払われる金額（扶養家族に関して支払われる部分を含む）
⑧ 未成年の子供を支援するための給料等（判決による）	納税者が、徴税日前に確定した管轄裁判所の判決で、未成年の子供の扶養責任がある場合、その判決に従うために必要な給与、賃金、その他の所得の金額
⑨ 賃金、給料及びその他の所得の最低控除部分	賃金や給与、又は特定の期間に個人が受け取る金額の合計が（d）項に基づいて決定される適用免除金額を超えない範囲となる場合のその他の収入
⑩ 兵役による障害に対する手当	合衆国法典38編（退役軍人給付（Veterans Benefits））に規定される障害給付金
⑪ 公的扶助料	以下に基づいて公的扶助の受給者として個人に支払われるすべての金額： ・社会保障法（Social Security Act）に基づいて支払われる、高齢者、盲人、障害者のための補助的保障所得 ・州又は地方政府の公的扶助又は福祉プログラムにより適格性が決定されたもの
⑫ 職業訓練パートナーシップ法に基づく扶助	職業訓練パートナーシップ法（Job Training Partnership Act）に基づいて、同法に従って充当された資金から参加者に支払われる金額
⑬ 徴収額が少額（5,000USD以下）な場合の主な住居にかかる居住用資産、及び承認された場合のみ特定の営業資産	徴収額が5,000USD以下の場合、住居として使用している不動産、及び他の個人が住居として使用している納税者の不動産（賃借している不動産を除く） 主な住居及び特定の事業用資産（承認が必要）

Cornell Law Schoolをもとに作成

州の免責の度合いは州によって大きく異なっており、それは事業開始率にも影響を与えている。例えば、州の破産法で通常、破産時には一定の免責範囲を超える資産は手放すべきことが義務付けられているが、免責の範囲が低い州に対して免責の範囲が無制限の州に住んでいる個人の方が事業を開始する率が35%高い。³¹。

「2.2.3 法人破産が保証人の個人破産とならないようにする制度上の手当」でも言及した点であるが、米国弁護士へのヒアリング調査（2023年1月10日実施）によると、法人と個人の財産は区分されている。融資時に個人保証を付けていたとしても、実務上回収額が十分でない上、差押えを行うための手順も複雑であるため、自宅を含む個人の資産が差し押さえられるケースは少ないとのことであった。

また同じヒアリング調査では、破産申請の際の免責については生活に必要な最低限のものは守られるということであった。破産についての考え方が日本とは大きく違う点も指摘された。バンクラプシープロテクションと言い、債権者を債務者から保護する目的で債務整理を行う、という考え方もあるようだ。日本とは異なり、事業で失敗した経営者が追い詰められて自殺するなどの惨事はほとんど生じない。文化や背景の違いが大きく影響しているようである。

³¹ THE UNIVERSITY OF CHICAGO PRESS JOURNALS 「Personal Bankruptcy and the Level of Entrepreneurial Activity」

(<https://www.journals.uchicago.edu/doi/abs/10.1086/382602?journalCode=jle>、2023年1月20日)

2.4 個人破産によるデメリットとその回復要件

2.4.1 破産に伴うペナルティとその期間

米国では、貸手は借り手の個人信用情報を調査する際、クレジットスコアやクレジットレポートを参照する。クレジットスコアは、クレジットヒストリーやクレジットレポートに基づいて算出される³²。個人が破産すると、破産の記録はクレジットレポートに最長10年間残り、クレジットレポートから削除されるまでクレジットスコアに深刻なダメージを与える。その結果として、住宅ローンや自動車ローンなどの新規融資申請やクレジットカードの新規発行は困難となることが多い。ただし、住宅を賃貸する場合は通常より高額な保証金や前払金の支払、賃貸人との交渉などにより契約が可能になる場合もある。

破産手続から免責までの間は、裁判所の許可なくクレジットカードの発行を含め新しい与信を申請することはできない。Chapter 7の破産手続をとる場合、破産の申請から免責までの期間は通常は4か月から6か月である。一方、Chapter 13では、手続の申請から免責までに3年から5年かかる。どちらの場合も、その後は融資やクレジットカードの申請などができるが、破産によりクレジットスコアが下がっているため承認を得ることが難しい可能性がある。

ほとんどの場合、破産後も預金口座を保持することが可能である。ただし、その預金残高は通常、債務の返済に用いられる。破産後に新たに銀行口座を開設することも可能であるが、これは一般に銀行口座は金銭を安全に保管する一つの場所に過ぎないとみなされるためである。ただし、クレジットスコアが下がっているため、預金口座の種類によっては開設できないことがある。

米国弁護士へのヒアリング調査（2023年1月10日実施）によると、破産情報はクレジットスコアに影響を与えるものの、銀行の指定する条件（利用可能額を特定口座に預金）でクレジットカードを新規発行及び保有することが可能である。このカードの利用履歴によりクレジットスコアは回復される。また、同じヒアリング調査によると、破産後も個人及び法人の銀行口座は開設できる。

³² Consumer Financial Protection Bureau 「What is a credit score?」

(<https://www.consumerfinance.gov/ask-cfpb/what-is-a-credit-score-en-315/>、2023年2月7日)

一般に破産時にクレジットスコアやクレジットヒストリーに生じるデメリットが強調されがちだが、多くの場合、破産を申請する時点で既にクレジットスコアは下がっているため、破産手続を通して債務を清算し、新たに信用情報を構築することで状況を改善できるとの見方もある。なお、破産を申請すると、その後8年間は再び破産を申請できない。

米国においては、個人が破産することに深刻なペナルティは伴わない。実際、連邦破産法の基本的な目的は債務者を経済的に「再出発（fresh start）」させることである。社会の見方として破産へのマイナス意識は強くなく、破産した個人に対する懲罰的制裁が社会的に加えられることもない。

2.4.2 回復要件

クレジットヒストリーを作り信用情報を回復するための、「セキアカード（Secured Card）³³」と呼ばれるカードが存在する³⁴。銀行に数百USDのデポジットを預け、その金額の範囲内で通常のクレジットカードと同様に使用し、毎月の残高を期日内に全額支払う。支払が不足する場合は、預けてあるデポジットから支払われる。このカードの適正な使用を継続することで、良いクレジットヒストリーを築くことができる。

「2.4.1 破産に伴うペナルティとその期間」に示したとおり、米国弁護士へのヒアリング調査（2023年1月10日に実施）によると、破産情報はクレジットヒストリーに残りクレジットスコアに悪影響を与えるものの、交渉や条件の設定によって各種契約が可能になるケースも多い。つまり、セキアカードを作成して信用情報を作るという方法以外にも、クレジットカード作成の際に銀行と条件を決めて合意すれば、クレジットカードを発行してもらえる。また、信用情報を回復させるための民間業者も存在しているが、米国ではこの点での詐欺業者が横行しており、信頼できる業者であるかどうかを見分けることが難しいという点も指摘された。

³³BANK OF AMERICA「BankAmericard® Secured Credit Card」
(<https://www.bankofamerica.com/credit-cards/products/secured-credit-card/>、2023年2月17日)

³⁴ JUNGLE CITY.COM「アメリカでクレジットヒストリー（信用履歴）を作る」
(<https://www.junglecity.com/live/life-finance/credit-history/>、2022年12月12日)

クレジットヒストリーとは

クレジットヒストリーとは、個人の財務に関する信用履歴のことである。クレジットヒストリーにはクレジットカード、自動車ローン、住宅ローンなどの債務、公共料金や家賃などの支払、税金の滞納などに関する記録に加え、現在の住所や過去の住所などの個人情報も含まれる。社会保障番号（Social Security Number、SSN）で管理されるため、引越しやクレジットカードの解約をしても履歴がリセットされることはない。すべての履歴は最長で7年間（破産の記録は10年間）残る。

2023年1月10日に実施したヒアリング調査によると、米国においてクレジットヒストリーは日本ほど厳しく見られないという情報がある。また、支払の延滞により高額な延滞料を徴収できるため、クレジットヒストリーの低さを商機と捉える金融機関や業者も存在している。

クレジットスコアとは

クレジットスコアとは、金融機関がクレジットヒストリーを統計学的に数値化した、金銭管理面における信用度の点数のことである。クレジットスコアの数値は、算出する会社によって若干異なるが、通常は300から850とされており、一般的に620以下のクレジットスコアは「リスクが高い」とされる。米国では、クレジットスコアが個人の財務管理状況を示す指標の一つとされている。支払の延滞や滞納、回収代行業者の介入、破産などはクレジットスコアに影響を与える。

クレジットスコアは、住宅ローンや賃貸アパート契約などの判断基準に用いられる。スコアが低いとローンが受けられない、ローンの利子が高くなる、クレジットカードを作れない、学生ローンの借換えができないといった結果をもたらす可能性がある。

クレジットレポートとは

クレジットレポートとは、個人のローンや返済履歴を記した報告書のことである。金融情報機関（Transunion、Equifax、Experian）から取得できる。銀行やクレジットカード会社、ローン会社、保険会社、家主、携帯電話会社、電力・ガス・水道供給会社なども、クレジットレポートを確認することがある。このレポートには、クレジットスコアや誕生年月日などの個人情報は含まれない。

個人が破産すると、Chapter 7及びChapter 11の場合は最大10年間、Chapter 13の場合は最大7年間、クレジットヒストリーに破産の記録が残る³⁵。これにより、クレジットスコアが700以上の場合は200～240、700未満の場合は130～150低下する可能性がある。結果として、破産を申請したほとんどの人はクレジットスコアが600を下回ることになる。

クレジットスコアを改善するための要点は幾つかあるが、最も重要なことは請求の支払を期限内に行い、クレジットカードを慎重に使用することである。クレジットスコアの算出には、以下の5つの主要な要素が使用される³⁶。

表2.4-1 クレジットスコアへの影響

要素	クレジット スコアへの 影響	概要
支払履歴	35%	最も重要な要素。一度でも支払が滞ると、クレジットスコアに悪影響を及ぼす。
未払い額	30%	クレジット限度額内での利用額の割合。その割合が高いと、リスクが高いとみなされる。使用額が許可されたクレジットの30%未満である場合、安全な借り手とみなされてクレジットスコアへ良い影響を与える。
クレジットヒストリーの長さ	15%	アカウントの保有期間は長いほど良い。最も古いクレジット口座の保有期間や最も新しいクレジット口座の年数、すべての口座保有期間の平均が含まれる。
クレジットミックス	10%	クレジットカード、自動車ローン、学生ローン、住宅ローン、その他のクレジット商品など、利用しているローンの数と種類。
新規クレジット	10%	一定期間内にクレジットカードを作成した枚数、及びクレジット申込み時に金融機関が行った問い合わせの数。短期間でクレジットカードの作成枚数や問い合わせ件数が多すぎると、高リスクと判断されてクレジットスコアに悪影響が及ぶ。

³⁵ my FICO 「What Are the Different Types of Bankruptcy and How Is Each Considered by My FICO® Score?」 (<https://www.myfico.com/credit-education/faq/negative-reasons/bankruptcy-types>、2022年12月12日)

³⁶ Experian 「What Affects Your Credit Scores?」 2017年5月31日 (<https://www.experian.com/blogs/ask-experian/credit-education/score-basics/what-affects-your-credit-scores/>、2022年12月12日)

上の表はクレジットスコアの改善法を示しているものの、破産した場合のクレジットスコアの改善には時間を要する（破産を行うと、Chapter 7及びChapter 11は最大10年間、Chapter 13は最大7年間、クレジットヒストリーに記録が残る³⁷⁾）ため、現実的には、自己破産の際には前述のセキュアカードの利用などによってクレジットヒストリーを回復させるのが最善であると考えられる。

³⁷⁾ my FICO 「What Are the Different Types of Bankruptcy and How Is Each Considered by My FICO® Score?」 (<https://www.myfico.com/credit-education/faq/negative-reasons/bankruptcy-types>、2022年12月12日)

2.5 個人破産者の再チャレンジに関する制度面のメリット

連邦破産法の基本的な目的は債務者を経済的に「再出発（fresh start）」させることである。前述のとおり、破産情報は最大10年間クレジットヒストリーに残るものの、セキュアカードの活用による信用情報の回復や、交渉などによって対応することが可能である。また、破産した個人に対する社会からの懲罰的制裁が与えられることもない。そのため、米国では自己破産後に比較的再チャレンジしやすいと推測できる。

この点は米国最高裁が1934年「Local Loan Co. v. Hunt, 292 U.S. 234, 244」のケースで下した判決にも表れており、そこでは破産法の目的について「それは、誠実ではあるが不幸な債務者に・・・人生における新たな機会と、既成債務の圧力や落胆に妨げられることなく、将来のための努力を投入できる明確な場を与えるものである。」と指摘されている³⁸。

また、米国弁護士へのヒアリング調査（2023年1月10日に実施）によると、経営者は破産後も会社の経営にかかわることができる。金利やローンの条件などは厳しくなるが、融資が不可能になるわけではない。むしろ、個人の破産後の再チャレンジをサポートすることは金融機関や関連サービス業者にとって「サービスを提供するビジネスチャンス」として捉えられている状況も観察されている。例えば、破産者が新たに融資を必要とする場合には高い金利を設定することで融資提供を可能にしたり、新規融資には「新たにスタートするビジネスが成功した場合には返済総額を増額する」などの条件を設定したりすることによって、破産者が新規ビジネスを再スタートしやすい環境が整う場合もあることが指摘された。

2.6 政府系金融機関における流動性支援策

2020年3月、米国連邦準備制度理事会（Federal Reserve Board、FRB）はコロナ禍の緊急措置として、連邦準備法13条（3）項に基づく非常時における緊急貸出しの権限を活用した³⁹。その中には米国連邦準備制度理事会による量的緩和政策の実施や、流動性支援制度として流通市場企業信用制度（Primary Market Corporate Credit Facility、PMCCF）、ターム物ABS融資制度（Term Asset-Backed Securities Loan Facility、TALF）、メインストリーム融資プログラム（Main Street Lending Program、MSLP）などの新制度の導入がある⁴⁰。

³⁸ UNITED STATES COURTS 「Process - Bankruptcy Basics」

（<https://www.uscourts.gov/services-forms/bankruptcy/bankruptcy-basics/process-bankruptcy-basics>、2022年12月12日）

³⁹ 木下智博『復活した「最後の貸し手」FRB The Fed's LLR Resurrected』2020年9月

メインストリート融資プログラム（Main Street Lending Program、MSLP）

MSLPは、中小企業向けに実施された融資プログラムである。MSLPは3つの枠組み（New Loan Facility（10万USD～3,500万USD）、Priority Loan Facility（10万USD～5,000万USD）、Expanded Loan Facility（1,000万USD～3億USD⁴¹）に分かれており、従業員が1万5,000人以下、又は2019年の年間売上高が50億USD以下の企業は、1社あたり最大3億USDの融資が可能であった。融資額は枠組みごとに異なるが、申請が認められれば最低でも25万USDの融資が受けられ、返済期限は5年とされた⁴²。実務はボストン連邦準備銀行（Federal Reserve Bank of Boston）が担当した⁴³。この制度により流動性の懸念が緩和され、米株価は一旦上昇した。MSLPは2021年1月8日に終了している⁴⁴。

MSLPには、条件が厳しいことや融資最低額が低いことなどの不満があったものの、2020年12月16日までの週にはMSLPの利用額は過去最高の約27億USDを記録した（前週は約10億USD）。また、制度終了間際の駆け込み利用が多かったようである⁴⁵。

給与保護プログラムローン（Paycheck Protection Program Loan、PPPローン）

(<https://www.i-repository.net/contents/outemon/ir/102/102200901.pdf>、2022年12月22日)

⁴⁰ 三井住友DSアセットマネジメント「FRBの新たな流動性支援制度～主な政策ポイント解説」2020年4月14日 (<https://www.smd-am.co.jp/market/ichikawa/2020/04/irepo200414.pdf>、2022年12月22日)

⁴¹ Federal Reserve Bank of Boston「Main Street Lending Program」

(<https://www.bostonfed.org/supervision-and-regulation/credit/special-facilities/main-street-lending-program/main-street-lending-program-overview.aspx>、2023年2月16日)

⁴² JETRO「米FRB、中堅・中小企業向け『メインストリート融資プログラム』を開始」2020年6月18日 (<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/06/c5234bfef96514d6.html>、2023年1月28日)

⁴³ Federal Reserve Bank of Boston「Main Street Lending Program Forms and Agreements」(<https://www.bostonfed.org/supervision-and-regulation/credit/special-facilities/main-street-lending-program/docs.aspx>、2023年1月28日)

⁴⁴ Board of Governors of the Federal Reserve System「Policy Tools」

(<https://www.federalreserve.gov/monetarypolicy/mainstreetlending.htm>、2023年1月20日)

⁴⁵ REUTERS「FRBの中小企業向け融資、終了を目前に利用が急増」2020年12月18日

(<https://jp.reuters.com/article/usa-fed-mainstreet-idJPKBN28S05I>、2023年1月28日)

PPPローンは、COVID-19により影響を受けた中小企業に対する中小企業庁による支援策である⁴⁶。PPPローンの目的は、中小企業が雇用と給与を維持し事業継続を可能にすることであり、従業員の8週間分の給与とその他費用を提供した。2023年1月10日に実施したヒアリング調査では、PPPローンはかなり多くの人がその恩恵を得られたため、効果的であったことが示された。

PPPローンの対象は、個人事業主、独立業務請負人、自営業者、従業員数が500人以下の企業や非営利団体などに加え、従業員数が500人以上であってもSBAの中小企業の条件（業界ごとに異なる⁴⁷）を満たす企業である。飲食業とホテル業に関しては、各店舗の従業員数が500人以下であれば対象となる。

⁴⁶ SBA 「Paycheck Protection Program」

(<https://www.sba.gov/funding-programs/loans/covid-19-relief-options/paycheck-protection-program>、2023年2月14日)

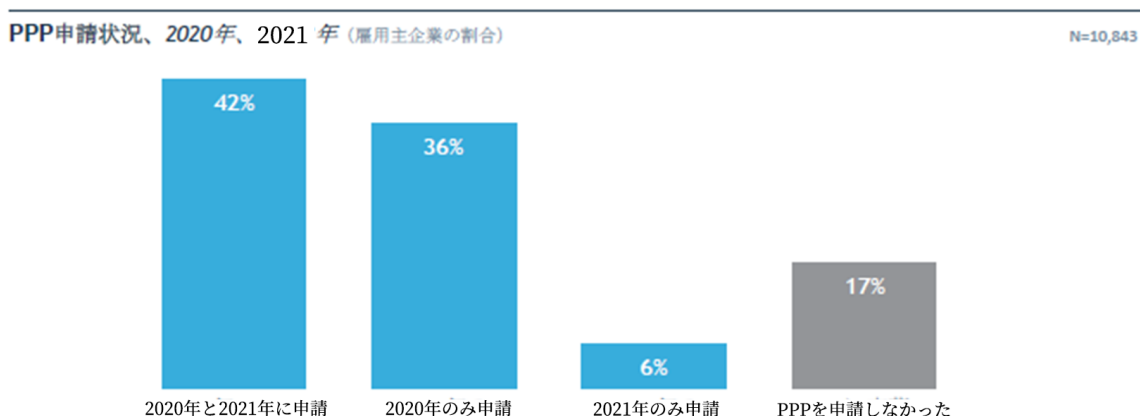
⁴⁷ SBA 「Table of size standards」

(<https://www.sba.gov/document/support-table-size-standards>、2023年2月14日)

PPPローンは二段階に分けて実施された。第一ラウンドでは、中小・零細企業のほか、意図した対象ではない大企業も受給ができてしまった⁴⁸。そのため第二ラウンドでは、大企業へ当該プログラムの乱用を警告するとともに、中小企業が利用しやすくなるよう、小規模金融機関の優先度を高めて運用された。その後、企業のPPPローンの利用総数が減っていることから、第二ラウンドでは大企業の利用が減少し、主に中小企業が活用したと言われており、融資先は小規模銀行が多かった⁴⁹。第二ラウンドは2021年5月31日に割当て予算の上限に達し終了した。

PPPローンは無利息で、個人保証を必要としない。また、雇用を維持することを条件に返済が免除された。米国弁護士のヒアリング調査（2023年1月10日）によれば、第一ラウンドではお金のばらまきだと揶揄されることもあったが、経済が持ちこたえたことから、政策としては成功したと一般的には評価されているとのことである。

図2.6-1 PPPローンの申請状況⁵⁰



⁴⁸ FCG「FCG アメリカ ニュースレター 第4回：Paycheck Protection Program (PPP) Round 2/給与保護プログラムの第2ラウンド」
(<https://www.faircongrp.com/news/letter/3044/>、2023年1月19日)

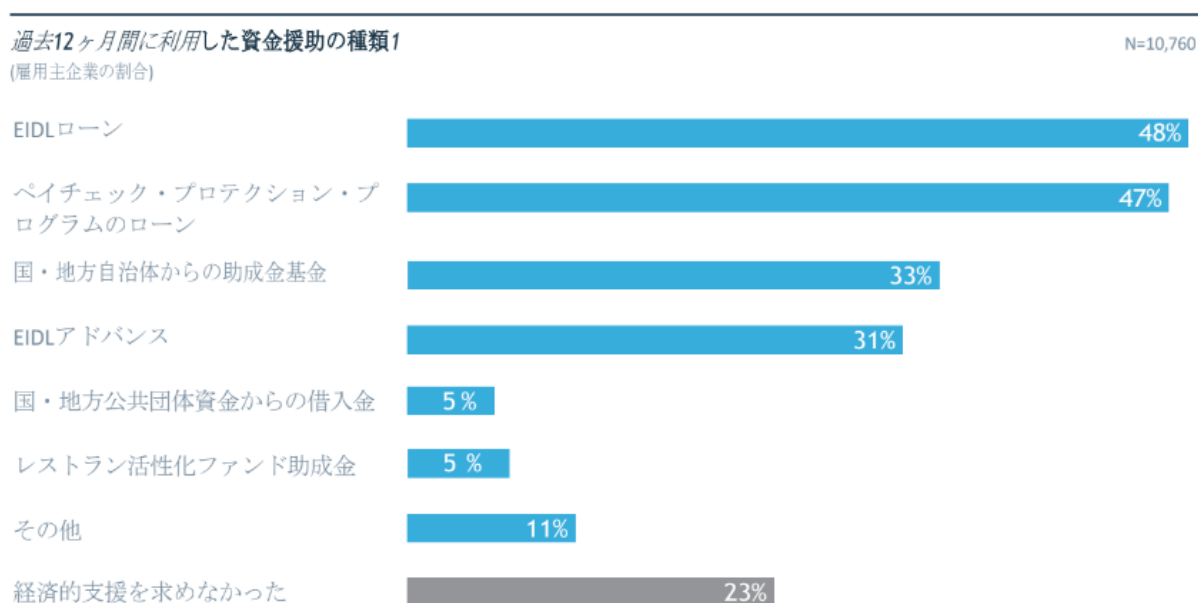
⁴⁹ Fed Small Business「2022 Report on Employer Firms Based on the Small Business Credit Survey」(<https://www.fedsmallbusiness.org/survey/2022/report-on-employer-firms>、2023年1月20日)

⁵⁰ Fed Small Business「2022 Report on Employer Firms Based on the Small Business Credit Survey」

経済的損害災害融資（Economic Injury Disaster Loan、EIDLローン）

EIDLローンは、中小企業庁による中小企業向けの融資プログラムである。コロナ禍からの回復期に実施された。中小企業庁のサイトからのオンライン申請で融資限度額は当初は50万USDであったが、後に200万USDに引き上げられた。ローン期間は30年で、運転資金などの用途で使われることを目的とした。固定の低金利（企業は3.75%、民間非営利団体は2.75%⁵¹）で中小企業庁から直接融資を受けることができるほか、2年間は利息の支払が免除されることや、少額の借入れに対しては無担保で融資を受けられることなど、ローン対象者に多くのメリットがあった。

図2.6-2 パンデミック関連の資金援助



FED「[2022年中小企業信用調査に基づく雇用主企業に関するレポート](#)」

(<https://www.fedsmallbusiness.org/survey/2022/report-on-employer-firms>、2023年2月8日)

⁵¹ 中小企業庁「About COVID-19 EIDL」 (<https://www.sba.gov/funding-programs/loans/covid-19-relief-options/covid-19-economic-injury-disaster-loan/about-covid-19-eidl>、2023年1月20日)

こうした流動性支援策にもかかわらず、連邦準備制度（Federal Reserve System、FED）の中小企業向け信用調査では、調査対象の全体の66%は融資を申し込んでおらず、全体の35%は資金の必要が満たされていないことが明らかになった⁵²。融資を受けられない理由として、財務内容の脆弱性を挙げる企業が最も多かったが、「金融機関が厳しすぎる」「（企業規模、財政状況ゆえ）融資を受けられない」と考える企業もあった。このように融資を希望するものの、それが困難な中小企業が存在していることを示している。また、融資の承認率もコロナ禍の前に比べて減少していることが分かった。

関連する情報として、米国有識者へのヒアリング調査（2023年1月16日実施）では、米国を含む諸外国における過剰債務問題の存在が指摘された。特に米国では大規模な流動性支援策を行ったことで、一時的に経済への打撃を抑えることはできたが、その結果、巨額の給付金や融資を行った弊害として過剰債務問題が浮き彫りになっているということが示された。

●中小企業庁による金融支援

米国の中小企業への金融支援には、連邦政府の独立機関である中小企業庁（SBA）⁵³が実施する国レベルの金融支援と、州政府が独自に実施する金融支援⁵⁴がある。両者は共存し、それぞれの予算の中で最大の効果が出るように制度設計されている。中小企業庁による金融支援は民間金融機関による融資への保証が中心で、直接の融資は災害融資等に限定している。中小企業庁による金融支援制度は議会の議決を経た法律に基づいて実施されるが、中小企業庁が独自に試行プログラムを設計し実施する場合もある。

中小企業庁による主な保証制度には7(a)ローン⁵⁵、504ローン⁵⁶、マイクロローン⁵⁷等がある。これらは民間の金融機関やNPO団体等の中間支援機関等と連携して実施されている。7(a)ローンは、利用が最も多い一般的なローンであり、長期の融資や創業間もない企業への融資、担保が不足している場合の融資等、金融機関の通常の融資方針では対応できないような融資の申込みを対象としている。中小企業

⁵² Fed Small Business 「2022 Report on Employer Firms Based on the Small Business Credit Survey」 (<https://www.fedsmaillbusiness.org/survey/2022/report-on-employer-firms>、2023年1月20日)

⁵³ 中小企業庁 (<https://www.sba.gov/>、2023年1月18日)

⁵⁴ 州政府による金融支援は融資と保証の両方を含んでいる。州政府による金融支援の実施方法や保証対象企業、保証機関などの内容は州によって異なる。

⁵⁵ 中小企業庁「7(a)ローン」 (<https://www.sba.gov/funding-programs/loans/7a-loans>、2023年1月20日)

⁵⁶ 中小企業庁「504ローン」 (<https://www.sba.gov/funding-programs/loans/504-loans>、2023年1月20日)

⁵⁷ 中小企業庁「マイクロローン」 (<https://www.sba.gov/funding-programs/loans/microloans>、2023年1月20日)

庁は融資保証によって金融機関との間でリスクを分担し、中小企業が融資を得るための支援を行う。融資限度額の上限は500万USDで、中小企業庁は融資額15万USD未満の場合は85%、それ以上の場合は75%までを保証する。金融機関は保証の利用にあたって保証料と保証利用料を負担する。しかし実際は、保証料は規定により中小企業に転嫁可能であるため、融資を受ける企業が負担している。一方、保証利用料は転嫁が不可能で、金融機関が負担している。コロナ禍では、保証限度額が2021年度末まで一時的に90%に引き上げられるとともに⁵⁸、保証料が免除された。

中小企業庁による中小企業の信用保証制度に関しては、中小企業法第7条a項に根拠が規定されている。保証人に関しては13CFR §120.160(a)^{59 60}で規定されており、それによると当該企業に20%以上出資している者に個人保証を求めている。

⁵⁸ Congressional Research Service 「Small Business Administration 7(a) Loan Guaranty Program」 2022年6月30日 (<https://sgp.fas.org/crs/misc/R41146.pdf>、2022年12月12日)

⁵⁹ CFRはCode of Federal Regulations、官報にあたる連邦規則集のこと。

⁶⁰ Code of Federal Regulations (<https://www.ecfr.gov/current/title-13/chapter-I/part-120/subpart-A/subject-group-ECFRa096ec067b9c6cf/section-120.160>、2023年1月20日)

2.7 政府系金融機関の位置付けや民間金融機関との棲み分け

2.7.1 政府系金融機関の位置付け

連邦準備制度（Federal Reserve System、FRS）

連邦準備制度（FRS）は、米国の大都市にある12の地区の連邦準備銀行から構成されている。連邦準備銀行は金融政策と金融の安定化を任務とする中央銀行であり、米国各地の銀行や金融機関の管理及び監督、金融政策の策定と実施、決済システムの維持管理、米国国債の売買を実施している。

連邦準備制度は、米国経済を襲った多くの金融パニックに対応するため1913年に発足した。連邦準備制度の「準備」は預金準備のことを指している。各金融機関に対して一定以上の金額を連邦準備銀行に預け入れることで、米国と世界の金融情勢の安定化を図っている。連邦準備制度の連邦公開市場委員会（Federal Open Market Committee、FOMC）は、年8回の会合で金融政策や米国の政策金利を決定する。連邦準備銀行は株式を発行しているが、政府はこれを保有しておらず、各金融機関がこれを保有している⁶¹。

コロナ禍において連邦準備銀行は、メインストリート融資プログラム（MSLP）等の流動性支援策を行った（「2.7 政府系金融機関における流動性支援策」を参照）。連邦準備銀行は関連法で特定企業への直接の支援を禁じられているため、緊急の場合は委託して行う（委託先の例：ボストン連邦準備銀行など）。また、連邦準備銀行は通常、民間銀行にしか融資できないが、経済危機などの緊急時には財務長官の承認を得て事業会社や証券会社、ファンドなどにも資金供給できる⁶²。

連邦住宅貸付銀行制度（Federal Home Loan Bank System、FHLBS）

連邦住宅貸付銀行制度は、11の連邦住宅貸付銀行（FHLBank）で構成され、連邦住宅金融庁（Federal Housing Finance Agency、FHFA）によって監督・規制されている。政府による出資はなく、出資者は商業銀行や信用組合、保険会社等である。住宅ローン貸出し支援を目的としており、会員であ

⁶¹ バンクマップ「連邦準備制度（FRS）の概要とその役割」

(https://www.homemate-research-finance.com/useful/16483_finan_044/、2023年1月25日)

⁶² 日経新聞「FRB、企業に直接資金の異例策 社債購入・融資に4兆ドル」

(<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO57374660Y0A320C2EA3000/>、2023年1月28日)

る商業銀行、コミュニティバンク、信用組合、保険会社等（約6,600の米国金融機関）に対して、低利の融資（数十億USD規模）を行うことで、地域経済を活性化させることを目指している。政府とのつながりは深い、あくまでも国営ではなく協同組合形式で運営されている。

公認開発公社（Certified Development Company、CDC）

公認開発公社は、地域コミュニティ内の経済開発を促進する非営利団体である。全米に200以上存在し、中小企業庁が提供し信用保証を付与する504ローンを提供している⁶³。公認開発公社は中小企業庁によって認定及び規制されているが、中小企業庁からは独立している。公認開発公社は、中小企業庁や金融機関と協力して中小企業に融資を提供する。

504ローン⁶⁴は、ビジネスの成長と雇用創出を促進する主要な固定資産に対する融資である。運転資本や債務整理、返済、借換え、賃貸不動産への投機や投資等は対象外である。最大融資額は500万USDであるが、特定のエネルギープロジェクトに該当する場合、最大融資額は1プロジェクトあたり550万USD、最大3つのプロジェクトまでで合計1,650万USDとしている。融資を受けるには、米国又はその属領で営利企業として運営されており、有形純資産が1,500万ドル未満で、連邦所得税控除後の平均純利益（申請前の2年間）が500万ドル未満であるなどの条件を満たす必要がある。非営利活動、受動的活動、投機的活動に従事する企業は対象外である。融資期間は10年満期又は20年満期、金利は3%程度である。

⁶³ 中小企業庁「504ローン」 (<https://www.sba.gov/funding-programs/loans/504-loans>、2023年2月2日)

⁶⁴ 中小企業庁「504ローン」 (<https://www.sba.gov/funding-programs/loans/504-loans>、2023年2月2日)

合衆国輸出入銀行（Export—Import Bank of the United States、EXIM）

合衆国輸出入銀行は、米国の商品やサービスの輸出を促進することで米国の雇用を支援することを目的とする、米国政府100%出資の独立行政機関である⁶⁵。割り振られている政府予算は、2023年度予算要求では合衆国輸出入銀行の管理費として1億2,980万USD、プログラム予算として2,500万USDが計上されている⁶⁶。

合衆国輸出入銀行は、特に民間金融機関が資金を提供できない、あるいは提供したくない場合に、信用リスクや政治的リスクを引き受けつつ、米国の商品とサービスの輸出を扱う企業に信用保証や融資を提供し支援することを目指している。合衆国輸出入銀行の代表的なサービスは、輸出信用保険や、運転資金ローン保証である⁶⁷。

米国有識者へのヒアリング調査（2023年1月16日実施）では、合衆国輸出入銀行の業務は貿易金融等で協調融資に近く、日本では国際協力銀行（JBIC）のような位置付けである。公的な金融機関からの融資だけでは財政が厳しくなった際に、輸出信用保険や運転資金ローン保証といった合衆国輸出入銀行の援助が受けやすいと言われている。

2.7.2 民間金融機関との棲み分け

米国の民間銀行は、規模と役割によってマネーセンターバンク、スーパーリージョナルバンク、リージョナルバンク、コミュニティバンクに分けられる⁶⁸。

⁶⁵ EXIM「About EXIM」（<https://www.exim.gov/about>、2023年2月2日）

⁶⁶ EXIM「Budget Justification」（<https://www.exim.gov/leadership-governance/congressional-government-stakeholders/facts-about-exim/budget-justifications>、2023年2月2日）

⁶⁷ EXIM「SOLUTIONS」（<https://www.exim.gov/solutions>、2023年2月2日）

⁶⁸ 比較的大規模のコミュニティバンクや、中規模以下のリージョナルバンクは、スーパーコミュニティバンクと呼ばれることもある。

表2.7-1 アメリカの銀行の区分^{69 70}

民間銀行の種類	説明	銀行総資産の目安
マネーセンターバンク	金融持ち株会社のもと、銀行だけでなく全国的にも競争力を持つ証券会社、保険会社等を持ち、さらに国際的にも活躍している銀行。膨大な米国内支店網を武器にリテール業務にも力を入れている。合併により集約されたため銀行数は少ない。 例として、JPモルガンチェース、ウェルズファーゴ、ゴールドマンサックス、シティグループ、バンクオブアメリカ、モルガンスタンレー等がある。	30兆円以上
スーパーリージョナルバンク	本店所在州や隣接州を越えた複数の州において業務を行っている大銀行。その地域では競争力のある保険や証券会社もグループ会社として持っているが、国際的な支店網を持っていない。	3兆円以上
リージョナルバンク	一つの州、又は本店所在州の隣接州で業務を行っている地方銀行。保険や証券業務等については、ばらつきがある。	1,200億円以上
コミュニティバンク	一つの都市又は隣接都市等、比較的狭いエリアにおいて業務を行っている地方銀行。主に地域の中小企業や個人顧客のために銀行サービスを提供する。銀行業務が中心であり、保険や証券業務等については、他社の商品やサービスを取り次ぐことが多い。銀行と主要顧客が顔見知りであることが、重要なポイントである。	1,200億円未満

民間の金融機関は、融資業務等の実務の窓口となっている。中小企業への融資の場合、民間の金融機関では、融資のリスクが高いと判断した場合は融資を拒否することもある。これに対し政府系金融機関の目的は、①民間金融機関の融資業務を監督し、中小企業が適切な条件で融資が受けられる環境を整備すること、②信用保証の付与や信用保険の提供により、融資の際のリスクを軽減すること、③米国経済が健全に機能し、中小企業の成長と米国経済の発展に貢献することなど、である。また、コロナ禍

⁶⁹ 野村資本市場研究所「変貌する米国銀行業界」（<http://www.nicmr.com/nicmr/report/repo/2014/2014sum07.pdf>、2023年2月8日）

⁷⁰ 内田 聡「アメリカのコミュニティバンクの長期的展望 ～人口動態、テクノロジー、コロナ禍を踏まえて～」（<https://www.yu-ch-o-f.jp/wp-content/uploads/202109.uchida.pdf>、2023年2月8日）

において政府系金融機関の大規模な流動性支援策が米国のビジネス環境に一定の効果をもたらしたことから、政府系金融機関が、中小企業の融資やビジネス環境の改善に貢献していることも観察されている。さらに、政府系金融機関では新たにビジネスを始める人向けにノウハウを提供するなどの支援も行っている。

第3章 イギリス

イギリスでは、国を構成するイングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドの地域ごとに、法律や行政システムが異なっている。よって、以下の情報のうちあるものは、イギリスの一部の地域にしか適用されない可能性がある。

3.1 経営者保証制度の在り方と債務に個人保証が設定される場合の条件

イギリスにおける経営者保証では、一般的に個人保証制度が適用される⁷¹。このような保証のねらいは、経営者に、経営の健全性の維持に重きを置いて事業に邁進させるとともに、事業の成否に個人的な責任を負わせるものである。また、債権者は個人保証があることで、事業が悪化した場合でも、経営者が個人破産を回避できるよう経営改善に最善を尽くすため、債務を回収できる可能性が上がるという側面もある。商業慣行としても、ビジネス市場からも、担保を十分に準備できない経営者が融資を求める際に受け入れるべき個人的な責任を表す制度として受入れられている。なお、イギリス社会では個人保証や債務超過は社会問題と見なされてはいない。とはいえ、何度も破産を繰り返すような不誠実な債務者はマスコミ報道で取り上げられることがある。一般的には、個人保証により経営者が実際に破産に至る事例は比較的少ないようだ。

金融保証制度である「中小企業融資保証制度」（後述）に関するイギリス政府のウェブサイト⁷²では、個人保証が「標準的な商業慣行であり、事業者が融資の返済にある程度の個人的コミットメントを表明するための仕組みとして確立されている」と説明されている。そのため、個人保証制度は自国における一般的な商業慣行と認識されていることが分かる。

2023年1月10日に実施したヒアリング調査でも、経営者に対する個人保証は融資の法的要件ではないとはいえ、中小企業、特に新規事業立ち上げ時に無担保融資を受ける場合、銀行が個人保証契約を要求すれば、債務者となる事業主には同意する以外の選択肢はないとのことであった。契約条件は多

⁷¹ Business Expert 「What is Personal Guarantee Insurance (PGI)?」

(<https://www.busessexpert.co.uk/personal-guarantee-insurance/>、2022年12月13日)

⁷² GOV.UK 「Understanding the Enterprise Finance Guarantee」

(<https://www.gov.uk/guidance/understanding-the-enterprise-finance-guarantee>、2023年2月15日)

様で、銀行が保証人の家を担保として求めることも珍しくない⁷³。会社が債務を返済できなくなった場合、保証人が返済の責任を負う。このように経営者個人に個人保証を求めることが一般的であるが、経営者の（経営に携わっていない）家族・親戚、従業員や取引先経営者にまで個人保証を要求することはない。これは、個人の弁済能力が限定的であり、各個人から回収できる支払額に対する債務回収費用等を考慮すると、複数の個人保証を設定することが効率的な債権保全手段ではないことが理由とされている。

個人保証のメリットとしては、経営者が融資を受けられたり融資の金利を抑えられたりする可能性が高まることが挙げられる。一方、個人保証のデメリットとしては、会社が債務を返済できなくなった場合に個人的な経済的リスクを負うことに加え、事業を売却することになった場合に契約の変更が必要になることなどが挙げられる。

個人保証の条件はさまざまである。2023年1月10日に実施したヒアリング調査によると、各事案の関連状況によって異なるものの、金融機関による融資の場合は融資額が100万ポンドまでであればほぼ例外なく個人保証要件が設定されている。100万ポンド～300万ポンドまでの融資になると、何らかの担保が設定されるため、個人保証は必ずしも求められるわけではない。300万ポンド以上では通常、融資額に見合った何らかの適切な担保が設定されるため、個人保証はほとんど必要ない。個人保証の対象は家や不動産が多い。ただし、イギリスでは夫婦が共同で家を所有することが多く、個人保証の担保に夫婦共有名義の家が含まれる場合、個人保証契約を結ぶ際に共同所有者である配偶者の署名が必要である。個人保証契約書に配偶者の署名がある場合でも、担保資産になっている共有名義の家の差し押さえは非常に難しい。過去の判例をみると、共同所有の家を実際に没収して返済に充てるには、当該配偶者が契約書の署名前に弁護士から個別に法律相談や進言を受ける機会があったことを証明する必要がある。年金も対象になり得るが、実際には年金を差し押さえることは難しい。

⁷³ Company Rescue 「Directors Personal Guarantee - What Happens In Insolvency or Liquidation?」 (<https://www.companyrescue.co.uk/guides-knowledge/personal-guarantee-what-happens-in-insolvency/>、2022年12月13日)

中小企業融資保証制度（Enterprise Finance Guarantee : EFG⁷⁴）

金融危機を受け、イギリス政府は、「中小企業融資保証制度」（Enterprise Finance Guarantee : EFG）を2009年に創設し、担保や実績がないために通常の商業融資を断られた事業者を対象とする融資の促進を目指した。この制度により保証対象と判断された場合、金融機関が中小企業に融資する融資金額の75%が政府によって保証される。保証を受けた中小企業は年2%の保証料をBritish Business Financial Servicesに支払う⁷⁵。政府は保証を提供するが、債権者である金融機関が融資決定に関わる全ての判断権限をもつ。

⁷⁴ GOV.UK 「Understanding the Enterprise Finance Guarantee」

（<https://www.gov.uk/guidance/understanding-the-enterprise-finance-guarantee>、2023年1月19日）

⁷⁵ 財務省理財局「財政制度等審議会 財政投融资分科会 説明資料（イギリス・ドイツにおける海外調査報告について）」25ページ（https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/proceedings/material/zaitoa300531/zaito300531_all.pdf、2023年1月17日）

3.2 法人破産と保証人の個人破産の法的手続

3.2.1 法人破産の法的手続

イギリスにおける企業倒産手続⁷⁶には、① 清算手続、② 会社任意整理、③ 会社整理計画、④ 会社管理手続、及び⑤ 財産管理手続などがあるが、2020年6月26日にイギリス新倒産法2020（Corporate Insolvency and Governance Act 2020）が施行され、新たに⑥ 再建計画、及び⑦ 独立型モラトリアムが追加された⁷⁷。

モラトリアム（Moratorium）

モラトリアム期間中は、担保権の実行や倒産手続の申立てなど、債務者及びその財産に対する法的手続の開始又は執行が原則として禁止される。モラトリアムの目的は、債務者を一時的に担保その他の権利執行のリスクから解放することで、会社の再生を促すことである。債務者がモラトリアム期間中である場合、担保権者は日本法でいうところの別除権が認められず、これが担保権の実行及び債権回収手続に大きな影響を与える。

会社管理手続には自動モラトリアムがあるが、それ以外の倒産手続においてはモラトリアムが組み込まれていない。しかし、独立型モラトリアムを利用することで会社をモラトリアムの状態にすることができる。

⁷⁶ イギリスにおいて、破産（bankruptcy）という用語は個人債務者の破産においてのみ用いられる。

⁷⁷ 西村あさひ法律事務所「ヨーロッパニュースレター 2020年9月29日号」

(https://www.nishimura.com/sites/default/files/newsletter_pdf/ja/newsletter_europe_200929.pdf、2022年12月22日)

① 清算手続 (Liquidation, Winding up)

概要	清算手続には、任意清算 (Voluntary Liquidation) と強制清算 (Compulsory Winding up) の2種類がある。いずれも倒産法上の清算型の手続であり、清算人 (Liquidator) が会社の資産を債務の返済に充てた後、残余財産があれば株主に払戻し、最終的に会社を解散させるための手続である。
主な条件・ 手続	任意清算とは、会社が構成員総会の承認 (特別決議、すなわち議決権の4分の3以上の承認) を受け、会社の申立てによって開始する清算手続である。任意清算には2つの形態がある。 構成員任意清算 (Members Voluntary Liquidation) は、取締役が法定の支払能力を宣言した後、構成員の4分の3による特別決議によって開始される。構成員は、会社を清算させることが正当かつ公平であれば、会社を清算させる申立てを行うことができる。ただし構成員は、具体的利益 (会社に支払能力があるため当該構成員が当初投資した金額の全部または一部を取り戻せること) を証明できなければならない。構成員が清算人を選任し、その旨を官報に掲載して会社登記所に届出る。債権者集会を開く必要はない。清算人が債権者に対して所定の順序で財産を分配した後に最後の構成員総会が開催される。最終届出書を登記官に提出した3か月後に会社が解散される。 一方、債権者任意清算 (Creditors Voluntary Liquidation) は、取締役が法定の支払能力宣言を自発的に行わない場合に、構成員が特別決議を可決することによって開始される。この場合、清算人の選任に対する同意権などを含め、債権者主導の手続となる。手続の流れは次のようなものである。まず、取締役が債権者向けに業務報告書を作成し、構成員の4分の3による特別決議によって清算が開始される。構成員が清算人を指名した後、14日以内に決議の公告を官報に掲載し、総会から14日以内に (しばしば同日に) 債権者集会を開催して清算人を選任する。選任について構成員と債権者が同意に至らない場合には債権者の清算人選択権が優先される。清算人選任の公告を官報に掲載し、選任を会社登記所に届け出る。清算人が所定の順序で財産を債権者に分配し、最後の構成員総会が開催される。最終届出書を登記官に提出してから3か月後に会社解散となる。 任意清算とは異なり、強制清算は裁判所の命令で実施される。最も一般的な清算開始事由は、債務企業に弁済能力及び支払い能力がないという債務者の申立てである。支払い不能には法定のみなし事由があり、代表的なものは、債権者から債務者である企業に対する法定催告の不履行と、判決債務の不履行である。債務の金額が£750を超え、かつ当該催告が到達した日から21日以内に当該債務が支払われないという要件が満たされれば、債務者は支払不能と見なされる。強制清算の申立て権者には債権企業、企業債権者などがあるが、実務的には会社債権者から申立てられることが多いようである。開始命令の後、清算人が選任されるまで、裁判所の選任する破産管財人 (official receiver) が清算人に就任する。
備考	なし。

② 会社任意整理（Company Voluntary Arrangement）

概要	会社再生を目的とする。債務の返済期限の延長、債権カット、デッドエクイティスワップなどの目的を達成するための倒産法上の手続である。
主な条件・ 手続	原則として、株主総会の過半数の承認と、（無担保債権の金額ベースで）4分の3以上の債権者の承認及び会社の関係者を除いた無担保債権者の（金額ベースで）過半数の承認を得ることで、実行できる。 裁判所の事前の認可は必要ないが、当該決議の結果は裁判所に報告する必要がある、裁判所はその内容が不公正である場合や重大な手続違反がある場合には当該提案を拒絶できる。会社任意整理においては、個別の同意を得ない限り各担保権者を拘束できないため、担保権者がいる場合には、その協力が必須となる。
備考	なし。

③ 会社整理計画（Scheme of Arrangement）

概要	会社法の規定に基づく手続であり、会社再生を目的とする。M&Aや会社のリストラクチャリングの目的でも使用される。
主な条件・ 手続	会社、会社債権者、株主、清算人又は管財人が裁判所に申立てる。原則として、債権者及び株主のクラスごとに（金額ベースで）4分の3以上の承認と（頭数ベースで）過半数の承認を経た上で、裁判所の認可を得る必要がある。
備考	裁判所の認可が要件のため、会社任意整理と比べてより多くの費用と時間がかかると言われている。 会社任意整理は担保権者の権利を一方的に変更できないが、会社整理計画は担保権者についても対象とできるため、複雑なリストラクチャリングが可能である。

④ 会社管理手続（Administration）

概要	1.継続企業として会社を救済するため、2.清算手続よりも会社債権者にとって有利な結果を達成するため、及び3.担保権者及び優先債権者への支払のために資産を売却するために利用される。
主な条件・手続	裁判外手続による方法と、裁判所の命令により開始する方法の2つがある。裁判外手続による方法では、浮動担保権者、又は会社やその取締役が管財人（administrator）を選任する。いずれの場合も、管財人は裁判所の代表として行動し、取締役に代わって会社の管理を行う。
備考	会社管理手続中は、会社の経営権及び管理処分権は管財人に移転し、会社は自動的にモラトリアムとなる。強力な法的効果があるが、裁判所の命令により会社管理手続を開始する場合、裁判所が関与するため手続が複雑かつコストが高いと言われている。

⑤ 財産管理手続（Receivership）

概要	銀行やその他の貸手などの浮動担保権者が管財人を任命する法的手続である。
主な条件・手続	浮動担保権者による手続と固定担保権者による手続の2種類がある。管財人は、貸手に返済するために清算できる資産の一部を受け取る。
備考	企業法（Enterprise Act 2002）が施行されるまでは、浮動担保権者による財産管理手続、倒産手続の一類型として利用されてきたが、企業法施行後は、財産管理手続では浮動担保権者（2003年9月15日以降に設定された）が財産管理受任者を選任できなくなった。

固定担保（fixed charge）と浮動担保（floating charge）

イギリスには二種類の担保（固定担保・浮動担保）がある。

固定担保とは、不動産、機械、船舶、飛行機など特定の財産の上に設定された担保権である。固定担保は、特定された財産の上に直ちに担保権が設定される。固定担保の対象財産は、担保権者の同意なく債務者が売却、譲渡、処分できない。

浮動担保とは、棚卸し財産、売掛金、あるいは企業財産全てのように、企業の時間経過とともに変動する財産の上に設定された担保のことである。浮動担保は、会社管理手続など一定の事由が発生すると法律あるいは契約によって結晶化（crystallize）、もしくは特定担保化され、その時点での特定の財産に対して担保権の設定が固定化されることにより、権利行使が可能になる。浮動担保の対象となる財産は、結晶化が生じるまで何度でも売却、譲渡、処分できる。

⑥ 再建計画 (Restructuring Plan)

概要	会社とその債権者又は株主との間の正式な取決めであり、会社が資金繰りに窮している、又はその可能性が高い場合にのみ可能である。
主な条件・ 手続	再建計画を実行するためには原則として、債権者及び株主のクラスごとに（金額ベースで）4分の3以上の承認を経た上で、裁判所の認可が必要となる。しかし、あるクラスで債権者の4分の3以上の承認が得られなかったとしても、所定の条件を満たす場合には、当該クラスの債権者に対して当該計画の効力を及ぼすことができ、これを（クロスクラス）クラムダウンと呼ぶ。再建計画ではクラムダウンが可能である。 要件としては、①当該計画を承認しなかったクラスの債権者が当該計画によって代替案と比較してより不利な立場にならないこと、②代替案により支払を受けるか純粋な経済的利益を有する少なくとも1つのクラスが当該計画を承認することが規定されている。クラムダウンにより、ある種類のクラスの債権者（劣後クラスの債権者など）が計画に反対したとしても、そのクラスの債権者の権利を制限して再建計画を進めることが可能である。
備考	債務者の立場からみると、会社任意整理において担保権者を拘束できないという点や、会社整理計画でも担保権者など一定のクラスで債権者の法定承認が得られない場合に当該クラスの債権者を拘束できない点は使いづらい側面を持つ制度であった。これを受けて新たに再建計画という手続が会社法上導入された。

⑦独立型モラトリアム（Standalone Moratorium）

概要	自動モラトリアムが付与されている会社管理手続以外の倒産手続であっても、債務者である会社をモラトリアムの対象としながら倒産手続を開始及び継続できる。
主な条件・手続	裁判外手続と、裁判所の命令による方法の2種類がある。 裁判外手続による独立型モラトリアムは、会社に現在清算手続が申立てられておらず、かつ直近1年間にモラトリアムその他の倒産手続に服していない場合に、会社が裁判所に申請し開始する。 裁判所の命令による独立型モラトリアムは、外国の会社がイギリスでモラトリアムを求める場合、またはイギリスの会社について清算手続が申立てられている場合に、会社が申立てる。
備考	モラトリアムは当初20営業日付与され、債権者の承諾なしにさらに20営業日の延長が可能である。債権者の承諾がある場合には、当初期間と合わせて最大1年までの延長が可能である。また、会社任意整理、会社整理計画、または再建計画の手続が開始してれば、裁判所の裁量で延長ができる。 会社の取締役は経営権及び管理処分権をモラトリアム期間中であっても保持できるが、裁判所の担当者として行動する監視者（Monitor）が会社を監視し、救済の見込みがないと判断した場合には、早期にモラトリアムを終了させることも可能である。

3.2.2 個人破産の法的手続

個人の債務整理手続には4種類あり、①管理命令、②債務救済命令、③個人任意整理、④破産である⁷⁸。このうち破産を選択する場合、通常自宅を含む資産が売却される。他の手続を利用し債務を整理して破産を避けることで、債務者の資産を保護できる場合がある。ここでは④破産について説明する。（①管理命令、②債務救済命令、③個人任意整理については「3.3.1 個人保証債務の整理手続」を参照）

⁷⁸ Citizens Advice 「Debt solutions」 (<https://www.citizensadvice.org.uk/debt-and-money/debt-solutions/>、2023年1月14日)

破産 (Bankruptcy)

概要	破産とは、法的ステータスの1つであり、通常1年間続く。破産の申請方法は地域により異なり、イングランドとウェールズでは政府のウェブサイトからオンラインで、北アイルランドでは裁判所を通して、スコットランドでは破産会計士 (Accountant in Bankruptcy, AIB) を通して行う。申請書は「裁定人」 (Adjudicator) が審査し、決定を下す。債権者が、自身に対して £ 5,000以上の負債を負う債務者の破産を嘆願する「破産申立て」 (Bankruptcy Petition) を行うこともできる。 債務者の破産が決定すると、管財人 (Official Receiver) が任命される。資産がある場合は、破産実務家 (Insolvency Practitioner) を管財人に任命し、管財人は債務者の資産を売却して債権者に支払を行う。通常12か月後に、破産の制限の解除と負債の免責が行われる。
主な条件	債務者の資産は、仕事に必要な道具や車両、衣類、寝具、家具など生活必需品を除き、管財人が売却し債務の返済に充てられる。家を所有している場合、家や住宅ローンの価値によっては売却する。
影響	以下の法的な制限 (restriction) を負う： ● 財政状況と債権者の情報を受取人に提供する ● 資産や関連書類を受取人に引き渡す ● 破産中に取得した新しい資産や収入について、管財人に通達する ● クレジットカード、銀行口座、住宅ローン口座の使用を停止する ● 債権者に直接支払わない ● 破産を告知せずに借入れ (£ 500以上) はできない ● 裁判所からの許可なく、会社の設立、管理、または宣伝を行わない ● 裁判所からの許可なく、会社の取締役役に就任できない ● 破産を取引相手に告知せずに別称で事業を運営できない 破産については、政府の2つのウェブサイト (Insolvency Register⁷⁹及びGazette⁸⁰) で公開される。管財人は信用照会機関 (3.4を参照) に破産を通知しないものの、信用照会機関は個人破産登録簿や新聞の破産公告、政府のウェブサイトなど他の情報源から情報を得る可能性がある。 破産のステータスは通常、破産の12か月後に終了するが、破産者が管財人に協力しない場合などは期間が延長される場合がある。破産終結の3か月後、破産者の情報は個人破産登録簿から削除される。

⁷⁹ GOV.UK 「Individual Insolvency Register (IIR)」 (<https://www.insolvencydirect.bis.gov.uk/eiir/>、2022年12月13日)

⁸⁰ The Gazette (<https://www.thegazette.co.uk>、2022年12月13日)

3.2.3 法人破産が保証人の個人破産とならないようにする制度上の手当

今回の調査では法人が破産する場合に個人保証を負っている経営者を個人破産から保護する制度に関する情報は見つからなかった。とはいえ、融資の際に個人保証保険や前述した中小企業融資保証制度を利用することで負担の軽減を図ることができる。

個人保証保険（Personal Guarantee Insurance, PGI）について

政府による公的な制度ではないが、経営者が法人経営破綻後に個人保証に基づいて保証を要求された場合のための保険として、個人保証保険がある。現在イギリスで個人保証保険を提供しているのは⁸¹保険会社Purbeck Insurance Services⁸²1社のみである。保険料は会社の経費支出でまかなうため、経営者個人に負担はない。一般的な年間保険料は、有担保ローンの場合は1.6%から、無担保ローンの場合は2.4%からである⁸³。保証上限額は、有担保ローンの場合は£40万で債務額の80%、無担保ローンの場合は£30万で1年目は債務額の60%、2年目は70%、3年目以降は80%である。

⁸¹ Capalona 「Personal Guarantee Insurance (PGI)」

(<https://www.capalona.co.uk/business-services/personal-guarantee-insurance/>、2023年2月5日)

⁸² Purbeck Insurance (<https://www.purbeckinsurance.co.uk>、2022年12月13日)

⁸³ Business Expert 「What is Personal Guarantee Insurance (PGI)?」

(<https://www.busessexpert.co.uk/personal-guarantee-insurance/>、2022年12月13日)

3.3 個人保証債務の整理手続や免責範囲（残存資産）

3.3.1 個人保証債務の整理手続

今回の調査では、個人が経営者保証による債務によって債務整理手続を行う場合の特別な扱いに関する情報は見つからなかった。個人の負う債務の事由は債務整理手続とは切り離して考えられている点が2023年2月9日に実施したヒアリング調査でも確認された。

本項では、個人の一般的な債務整理手続として①管理命令（AO）、②債務救済命令（DRO）、③個人任意整理（IVA）、④債務管理計画（DMP）について説明する⁸⁴。

なお、2023年2月9日に実施したヒアリング調査によると、経営者が個人保証を伴う債務において債務整理手続を行う場合は、訴訟代理人や会計士の援助のもとに個人任意整理（IVA）あるいは破産（Bankruptcy、「3.2.2 個人破産の法的手続」を参照）の手続を取る場合がほとんどである。他の方法には個々の債権者又は債権者グループとの非公式な合意や和解を通して解決を図ることなどがある。一方、債務救済命令（DRO）、個人任意整理（IVA）、債務管理計画（DMP）などの手続は、事業経営者ではない一般の個人によって用いられることが多く、事業経営者の利用は稀である。

同じヒアリング調査では、債権者は債務者が破産する可能性をほのめかすことで、個人任意整理や和解のより有利な条件を引き出そうとする事例も珍しくないとのことだった。経営者である債務者が個人任意整理や和解を通して債務整理をする場合、当人は引き続き経営者として事業を行うことができる。実際に破産に至った際には経営に携わることはできなくなる。

⁸⁴ Citizens Advice 「Debt solutions」

(<https://www.citizensadvice.org.uk/debt-and-money/debt-solutions/>、2023年1月14日)

1 管理命令 (Administration Order, AO)

概要	地方裁判所又は高等裁判所の命令を受けて債務を処理し、法的拘束力を持つ方法である。AOの申請書⁸⁵を地方裁判所に提出し、裁判所は返済する債務の額、月々の返済額、期間（通常は3年）を決定する。全額を支払うことができない場合、その決定は構成命令（Composition Order）とも呼ばれる。 裁判所が毎月の支払先となり、支払から10%を超えない額を費用として徴収した残金を債権者に返済する。AOに記載されている債権者は、裁判所の許可なしに債務の返済を求めることはできない。
主な条件	債務が£ 5,000未満で、最低2人の債権者がいる場合に適用される。少額であっても定期的に返済できることを証明しなければならない。債務が£ 5,000を超える場合、債権者と交渉して、負債を減額し総負債をAOの制限内に納めることができる場合がある。債権者がAOを利用することでより多くの回収額が見込めると考える場合にこの提案に同意する場合がある。
影響	AOは個人破産登録簿（Individual Insolvency Register）に記録され、AOの終結から3か月後に削除される。AOはクレジット・ファイルに6年間記録される。

⁸⁵ GOV.UK 「Form N92: Apply for an administration order」

(<https://www.gov.uk/government/publications/form-n92-application-for-an-administration-order>、2023年2月5日)

2 債務救済命令 (Debt Relief Order, DRO)

概要	産裁判所の命令を受けて債務を処理する、法的拘束力のある方法である。承認された仲介人 (Approved Intermediary) と呼ばれるDROアドバイザーを通して申請する。申請時の手数料は£90で、DROが認められなかった場合でも返金されない。仲介人はDROの申請書を作成し、破産裁判所の役人である管財人 (Official Receiver) に送る。受取人は申請者の財務状況を調査し、DROを認めるかどうかを決定する。 DROが認められると、当該債務への支払いが禁止され、債権者は債務の返済を強制することはできない。状況が改善されない限り、DROは通常12か月続く。この期間は「モラトリアム」 (Moratorium) と呼ばれることがある。DROが終了すると、債務のほとんどは免責される。裁判所が毎月の支払先となり、支払から10%を超えない額を費用として徴収した残金を債権者に返済する。AOに記載されている債権者は、裁判所の許可なしに債務の返済を求めることはできない。
主な条件	債務が£30,000以下で、所有する家や資産の合計が£2,000以下、かつ通常の家計費支払い後の可処分所得が毎月£75以下であり、債務の返済が不可能な場合に認められる。加えて、過去3年間イングランドまたはウェールズに居住か勤務していることも求められる。
影響	DROは個人破産登録簿に記録され、DROの終結から3か月後に削除される。DROはクレジット・ファイルに6年間記録される。既存の賃貸契約、銀行の口座停止や解約、イギリス国籍の取得資格などに影響する可能性がある。 DROの期間中は、以下の法的な制限 (Restriction) を負う： ● DROを告知せずに借入れ (£500以上) はできない ● 裁判所からの許可なく、会社の設立、管理、または宣伝を行わない ● 裁判所からの許可なく、会社の取締役役に就任できない ● DROを取引相手に告知せずに別称で事業を経営できない ● 不渡りになる可能性が高い小切手を切ることができない DROが承認された日から6年間は、別のDROを申請できない。

3 個人任意整理 (Individual Voluntary Arrangement, IVA)

概要	債務の全部または一部を支払うための、債務者と債権者間の法的拘束力のある合意である。債務者と債権者が、破産実務家 (Insolvency Practitioner) を通した定期的な支払に同意する。破産実務家は、債務者の財務状況を考慮の上、返済できる金額とIVAの期間を計算して返済計画を立てる。債務の75%を保有する債権者が同意するとIVAが開始する。 IVAの開始と共に同意しなかった者を含む全ての債権者が債務者に対して利息や債務の返済を請求できなくなる。債務者は破産実務家に毎月、一括、あるいはその組合せで合意に沿った支払を行う。破産実務家は支払から手数料を引いた後残金を債権者の間で分配する。債務者は通常、破産実務家に開始費用と支払ごとに発生する手数料を支払う。
主な条件	IVAは任意額の債務を対象にできる。とはいえ、IVAの手数料は高額であり、債務の総額が £ 10,000 以下の場合にはIVAが適さない可能性がある。IVAの期間は通常、5年から6年である。
影響	IVAは個人破産登録簿に記録され、IVAの終結から3か月後に削除される。IVA期間中に許可なくローンなど新たな借入れはできない。IVAはクレジット・ファイルに6年間記録される。IVA期間中に £ 500以上の借入れを行う場合は、破産実務家に通知し、書面による許可を得る。通常、家を所有している場合でも家の売却を強制されることはないがIVAが終了する6か月前に再抵当権の設定を求められる場合がある。車やバイクについては、手頃な価格のメーカーとモデルであれば引き続き所有できる。

4 債務管理計画 (Debt Management Plan, DMP)

概要	非優先債務（後述）を返済するための債務者と債権者の間の合意である。非公式の合意で法的拘束力はない。DMPプロバイダーと呼ばれるアドバイザーが債権者と交渉し、債務者は設定された毎月の支払方法に沿って債務返済を行う。DMPには法的拘束力がないため、債権者はDMPを拒否でき、債権者及び債務者はいつでもDMPを解消できる。DMPの期間は債務の額と返済可能な額によって異なるが、5年から10年間にわたることも多い。 DMPプロバイダーには、有料と無料のDMPプロバイダーがある。通常、無料のDMPプロバイダーは慈善団体であり、銀行やクレジットカード会社が費用を直接支払うため、債務者は無料で支援サービスを受けることができる。
主な条件	DMPでは優先債務（後述）の指定はできない。
影響	債権者は、債務者の信用履歴にDMPに記録を残すように要求する場合があるが、債務不履行から深刻な問題に発展するよりも、クレジットスコアのためには長期的な視点では好ましい場合もある ⁸⁶ 。

⁸⁶ Experian 「Debt management plans (DMPs) and your credit score」

(<https://www.experian.co.uk/consumer/guides/debt-management-plan.html>、2023年1月26日)

優先債務と非優先債務

優先債務（Priority debts）とは、必須サービス（ホームレスに繋がる危険を持つ等）に関する債務や、債権者が債務を強制する特別な権限を持つ場合を言う⁸⁷。優先債務の滞納は、他の債務の滞納よりも債務者に深刻な結果をもたらす可能性がある。優先債務には以下のものが含まれる。

- 住宅ローンや家賃
- ガスや電気料金
- テレビライセンスの支払
- 市税の滞納
- 罰金
- 所得税、国民保険、VATの滞納
- 未払の養育費

非優先債務（Non priority debts）の例は銀行ローン、クレジットカード、学生ローン、水道料金、給付金の過払いなどである。

2023年1月10日に実施したヒアリング調査によると、一般的に言って債権者は債務者が破産することなく債務を返済することを望んでおり、債務者が破産する可能性をほのめかす手段として個人保証を用いることがある。そのような理由で債務者が実際に破産に至ることは少ない。また、債務者が債務の全額を返済できない場合には、債権者は譲歩し、債務者がIVAを通して一部でも返済することを認めることがある。

⁸⁷ Citizen Advice 「Work out which debts to deal with first」 (<https://www.citizensadvice.org.uk/debt-and-money/help-with-debt/dealing-with-your-debts/work-out-which-debts-to-deal-with-first>、2023年1月26日)

イングランドとウェールズにおける、新規の個人の支払不能に関する統計（The Insolvency Serviceによる）^{88 89}

2022年に登録された支払不能（insolvency）⁹⁰の割合は、成人の399人に1人（成人10,000人あたり25.0人の割合）であった。これは2021年の成人10,000人あたり23.3人から増加しているが、パンデミック前の2019年の成人10,000人あたり26.1人よりは減少している。2022年に登録された支払不能（insolvency）の件数は118,850件で、2021年の110,045件よりは増加したが、2019年の122,150件よりはわずかに減少した。2022年に登録された破産（bankruptcy）の件数は、1982年以来最低であった。債務救済命令（DRO）の件数は、2021年よりも増加したが、パンデミック前のレベルを下回っている。個人任意整理（IVA）の件数は、過去最高を記録した2021年からさらに増加し、個人の支払不能の74%を占めた。2022年には70,546件のブリージングスペース（息をつくためのスペース、の意）⁹¹が登録された（69,334件の標準ブリージングスペースと1,212件のメンタルヘルス・ブリージングスペース）。四半期ごとのブリージングスペースの平均数は、2021年よりも14%増加した。2021年5月4日に計画が開始されて以来、110,000件を超えるブリージングスペースが登録されている。

⁸⁸ GOV.UK「National statistics: Individual Insolvency Statistics: October to December 2022」

(<https://www.gov.uk/government/statistics/individual-insolvency-statistics-october-to-december-2022>、2023年2月9日)

⁸⁹ 経営者の個人保証による債務に限らず、一般に個人の債務に関する統計であることに注意する。

⁹⁰ 破産、DRO、IVAなどを含む。

⁹¹ 「3.5 個人破産者の再チャレンジに関する制度面のメリット」を参照。

3.3.2 免責範囲（残存資産）

経営者保証による債務かどうかにかかわらず、個人が債務整理手続を行う場合、一般に手続の種類によって資産の扱われ方が異なる。

管理命令（AO）が適用される場合、自宅を含む資産の売却は通常求められないが、債務返済のために車や他の資産を売却したり、貯蓄を適用対象とするよう期待される可能性がある⁹²。

救済命令（DRO）の条件の1つは家や資産の合計が£ 2,000以下であるため、自宅を所有する個人がDROを受けることは現実的に難しい。

個人任意整理（IVA）の場合、債権者との交渉で残存資産に関わる合意に至る。債務者の居住用不動産は除外し、その見返りとして債務者は債権者に長期にわたる支払義務を負うのが一般的である。車やバイクについては、手頃な価格のメーカーとモデルであれば引き続き所有できることが多い。

破産（Bankruptcy）が適用される場合は、債務者の資産は、仕事に必要な道具や車両、衣類、寝具、家具など生活必需品を除き、管財人が売却し債務の返済に充てる。家を所有している場合、家や住宅ローンの価値によっては売却する。また、破産管財人は破産者が破産期間中に取得した資産も請求できる。ただし、破産者が破産終了後に取得した、あるいは取得する予定の資産は対象にならない。通常、年金は除外される。

債務管理計画（DMP）は法的拘束力のない非公式な合意であり、事業経営者が個人保証による債務整理のために利用することは一般的ではない。

⁹² Citizen Advice「Checklist for deciding if an administration order is right for you」 (<https://www.citizensadvice.org.uk/debt-and-money/debt-solutions/administration-orders/is-an-administration-order-right-for-you/checklist-for-deciding-if-an-administration-order-is-right-for-you/>、2022年12月13日)

以上をまとめると、次の表のとおりである。

債務整理手続	資産の扱い
管理命令 (AO)	居住用住居を含め不動産を所有する場合、管理命令が適用されないことがある。管理命令が適用されると、居住用住居を所有していても支払いのために売却することは求められないことが多い。裁判所は、車や他の資産を売却したり、貯蓄を使用したりして返済に充てることを期待する場合がある。
債務救済命令 (DRO)	債務救済命令の適用条件の1つは家や資産の合計が£2,000以下であることであり、居住用住居を所有する個人が債務救済命令を受けることは現実的に難しい。
個人任意整理 (IVA)	債権者との交渉と合意で決定される。通常、居住用住居は除外される。車やバイクについては、手頃な価格のメーカーとモデルであれば引き続き所有できることが多い。
破産 (Bankruptcy)	債務者の資産は、仕事に必要な道具や車両や、衣類、寝具、家具など生活必需品を除いて、管財人が売却し債務返済に充てる。家を所有している場合、家や住宅ローンの価値によっては売却する。破産者が破産期間中に取得した、あるいは取得する予定の資産は対象外である。年金は除外されることが多い。

(詳細は3.2.2を参照)

破産の場合には自宅を売却する必要があるが、他の債務整理手続では必ずしも自宅の売却は必須ではない。

債務整理手続により債務者は各種のローンや債務から免責されるが、子どもの養育費は免責事項に当たらない。子どもの養育費は家賃や食費と同様の妥当な生活費とみなされる。年金などの給付金は収入とみなされ、妥当な生活費を差し引いた残りを債務返済に充てる。

3.4 個人破産によるデメリットとその回復要件

3.4.1 破産に伴うペナルティとその期間

個人が破産した場合に生じる法的な制限を以下に挙げる⁹³。これらの制限に違反すると、刑事責任を問われる可能性がある。

- 貸手に破産を告知せずに借入れ（£ 500以上）はできない
- 裁判所の許可なく会社の取締役役に就任できない
- 裁判所の許可なく会社を設立、運営、または宣伝を行わない
- 取引先に破産者であることを告知せずに別称で事業を経営できない
- 破産実務家として働くことはできない

破産すると、銀行口座が凍結される場合があるが、管財人は当面必要な資金であれば引き出すことができる。また、破産の状態にあっても基本口座（basic account）を開設して一般的な支払に利用できる場合もある⁹⁴。既に所有しているクレジットカードについては、管財人に引き渡す必要がある。

破産を含む債務整理手続についての記録は、信用照会機関（後述）のクレジットヒストリー及びクレジットレポートに6年間残り、それが削除されるまでクレジットスコアに大きな影響を与える。その結果、住宅ローンや自動車ローンなどの融資を受けることができず、借入れの金利が高くなり、クレジットカードの新規申込みの承認が難しくなったりすることがある。

信用照会機関（Credit Reference Agency）と呼ばれる企業は、消費者の借入れ及び金融行動に関する情報を収集及び保持することを許可されている。信用照会機関は、クレジットヒストリーを管理し、クレジットスコアの算出やクレジットレポートの提供を行っている。イギリスには、Experian⁹⁵、

⁹³ GOV.UK 「Applying to become bankrupt」 (<https://www.gov.uk/bankruptcy/restrictions>、2023年1月17日)

⁹⁴ GOV.UK 「Applying to become bankrupt: Your assets」 (<https://www.gov.uk/bankruptcy/your-assets>、2022年12月13日)

⁹⁵ Experian (<https://www.experian.co.uk>、2022年12月13日)

Equifax⁹⁶、及びTransUnion⁹⁷の3つの主要な信用照会機関がある。アメリカでも、同じ3つの信用照会機関がアメリカにおけるクレジットヒストリーを管理しているが、イギリスとアメリカで信用記録は引き継がれたり共有されたりする仕組みは基本的にはない。

クレジットヒストリーとは、信用の申込み、返済、利用限度額など、信用の利用に関する記録である。金融機関は、ローンや金利に関する判断材料としてクレジットヒストリーを参照する。18歳になったばかりの人、イギリスに来たばかりの人、過去6年間クレジット口座を開設していない人は、クレジットヒストリーがない可能性がある。

クレジットスコアとは、支払を滞りなく行ってきたかを金融業者に示す数値である。貸手は、このスコアと他の情報を用いて融資するかどうかを判断する。クレジットスコアの値は信用照会機関ごとに算出方法が異なる。それぞれの信用照会機関によるクレジットスコアに対応する評価は、一般的に以下のとおりである⁹⁸。

表：3.4-1イギリスにおける信用照会機関ごとの信用スコア

Experian	Equifax	TransUnion
0～560：非常に悪い	0～438：非常に悪い	0～550：非常に悪い
561～720：悪い	439～530：悪い	551～565：悪い
721～880：普通	531～670：普通	566～603：普通
881～960：良い	671～810：良い	604～627：良い
961～999：非常に良い	811～1,000：非常に良い	628～710：非常に良い

⁹⁶ Equifax (<https://www.equifax.co.uk>、2022年12月13日)

⁹⁷ TransUnion UK (<https://www.transunion.co.uk>、2022年12月13日)

⁹⁸ PAVE「What is the Average Credit Score in the UK?」、2022年1月12日

(<https://www.paveapp.com/blog/what-is-the-average-credit-score-in-the-uk>、2022年12月13日)

クレジットレポートとは、個人の財務履歴を示すレポートである。請求書を期限通りに支払ったかどうか、負債額、クレジットを申請した回数、未払がないかどうか、地方裁判所による判決などがあるかなどを示す。登録されている他の情報には現在及び過去の住所、過去の申請、企業等が過去2年間にクレジットレポートを参照した記録、共同住宅ローンなど口座を共有している人との金銭的リンクなどの情報も含まれる。銀行や貸手は、このレポートを使用して借り手の信用を評価する。

3.4.2 回復要件

破産に伴う制限は、破産の期間が終了すると解除される。クレジットヒストリー及びクレジットスコアへの影響は管理命令、債務救済命令、個人任意整理、破産のいずれの場合も6年間残る。

信用照会機関によると、クレジットスコアの改善に寄与する行動は次のとおりである⁹⁹。

- 現住所で選挙人名簿に登録し、居住地を証明する。（シェアハウスや両親と同居でも可能）
- クレジットヒストリーを構築する。クレジットヒストリーがほとんど、あるいは全くない場合、クレジットスコアが低くなる可能性がある。
- 毎月、期限内に全額を支払う。信頼できる借り手であり、信用を責任を持って利用できることを金融機関に示す。
- クレジット利用率（クレジット限度額のうち、使用した割合）を低く保つ。通常、利用率が低いほど金融機関はポジティブに評価するため、クレジットスコアの上昇に繋がる。クレジット利用率を30%以下に抑えるのが好ましい。
- クレジットビルダーカード（credit builder card）を利用する。クレジットビルダーカードは、一般的に利用限度額が低く金利が高いが、通常のクレジットカードと同じように使用できる。

⁹⁹ Experian 「How To Improve Your Credit Score, Tips & Advice」

(<https://www.experian.co.uk/consumer/guides/improve-credit-score.html>、2023年2月5日)

3.5 個人破産者の再チャレンジに関する制度面のメリット

2023年1月10日に実施したヒアリング調査によると、個人保証を伴う債務から経営者を保護する特別な法的制度はない。イギリスにおける個人保証の商習慣は政府による保護や管理によるものではなく、自由市場の競争によって形成されている。破産は一般的に恥ずかしいこととは見なされず、どんな事業も失敗する可能性があるという社会通念を共有しており、旺盛な起業家精神を高く評価する土壌だと言える。政府の規制や管理、介入は見られない。

個人破産者の再チャレンジをサポートする特別な法的制度はないが、数種類ある債務整理手続の仕組みを準備することで破産回避を支援しているとも言える。

イングランド及びウェールズにおいて2021年5月4日、財政的困窮により債務返済の問題を抱える個人向けに、ブリージングスペース（Breathing Space）と呼ばれる債務猶予スキームが開始された。この制度は、債務者を新型コロナウイルス感染拡大などで拡大する重い経済的負担から救済することを目的としている。さらに、債務問題とメンタルヘルスの相関性を考慮し、メンタルヘルスの問題を抱える債務者へ追加の猶予も提供している。

イギリスにおける個人の債務整理手続において、破産は最終手段である。債務者が破産に至る場合、仕事に必要な道具や車両、衣類、寝具、家具など生活必需品を除き、管財人が売却し債務の返済に充てる。家を所有している場合、家や住宅ローンの価値によっては売却しなければならない。しかし、可能な場合には管理命令や債務救済命令、個人任意整理といった他の債務整理手続の利用で破産を回避し、債務を整理できる。その場合、自宅を含む資産を守ることができ、状況によっては車やバイクなども引き続き所有できる。特に、債務の額が比較的少額である場合などは上記の手続を利用できる場合が多い。債権者としても、債務者が破産で債務から免責されるよりも、破産することなく返済を続ける方が回収額が多い可能性がある。

さらに、イングランドとウェールズで実施されているブリージングスペースも、債務者を保護し、再チャレンジできるように助けている。ブリージングスペースには、標準ブリージングスペース（Standard Breathing Space）とメンタルヘルス・ブリージングスペース（Mental Health Breathing

g Space) の2種類がある¹⁰⁰。標準ブリージングスペースは、債権者からの請求や、利息・延滞金の取立てを60日間停止して、返済が困難な債務者を法的に保護する制度である。メンタルヘルス・ブリージングスペースは、メンタルヘルスの問題を抱える債務者に対し、治療が終了するまでの期間に加えて、さらに30日間の保護期間が付与される。認定メンタルヘルス専門家によって、返済が困難な窮状に陥った債務者がメンタルヘルスの治療を受けていることが証明されるとこの制度を活用できる。政府は、債務返済の問題を抱え、今回の制度支援を受ける者が対象地域に約70万人いると推計している¹⁰¹。

¹⁰⁰ GOV.UK「Debt Reprieve Scheme (Breathing Space) guidance for creditors」 (<https://www.gov.uk/government/publications/debt-respite-scheme-breathing-space-guidance/debt-respite-scheme-breathing-space-guidance-for-creditors#end-of-a-breathing-space>、2023年1月19日)

¹⁰¹ JETRO「英政府が債務猶予スキームを開始、生活困窮者に救いの一手」 (<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/05/b2668792be1d51fc.html>、2022年12月22日)

3.6 政府系金融機関における流動性支援策

1. 中小企業への貸出し優遇付きターム・ファンディング・スキーム（TFSME : Term Funding Scheme with additional incentives for SMEs）¹⁰²

TFSMEは、イングランド銀行によって実施された、銀行に期間4年の低利の資金を供給する制度である。この制度の狙いとしては、①貸出し金利の低下による金融政策の波及効果の維持・拡大、②新型コロナウイルスの影響で資金繰りが悪化している中小企業の支援が掲げられている。実施期間は2020年4月27日から2021年10月31日であった。

2. 新型コロナウイルス感染症企業調達ファシリティ（CCFF : Covid Corporate Financing Facility）¹⁰³

CCFFは大企業向け緊急融資である。イングランド銀行が、満期1週間から12か月の英ポンド建てコマーシャルペーパーを買い入れて流動性を供給する。融資額は、最低£100万から、格付等に応じ最高£10億までである。2020年3月1日時点で短期または長期の信用格付が投資適格または同等の企業であることを要件とする。対象業種は金融業以外の全業種である。実施期間は2020年3月23日から2021年3月23日であった。

3. 新型コロナウイルス感染症中堅・大企業事業継続ローン・スキーム（CLBILS : Coronavirus Large Business Interruption Loan Scheme）¹⁰⁴

CLBILSは中堅企業向け緊急融資である。タームローン、オーバードラフト、インボイスファイナンス、アセットファイナンス等の形態で、£2億を上限とする。英国ビジネス銀行（British Business Bank）を通じ政府が与信の80%を保証する。年間売上高が£4,500万以上、£5億以下であることを要

¹⁰² イングランド銀行「Term Funding Scheme with additional incentives for SMEs Operating Procedures」 (<https://www.bankofengland.co.uk/-/media/boe/files/markets/term-funding-scheme-sme/operating-procedures.pdf>、2022年12月26日)

¹⁰³ イングランド銀行「Covid Corporate Financing Facility (CCFF): information for those seeking to participate in the scheme」 (<https://www.bankofengland.co.uk/news/2020/march/the-covid-corporate-financing-facility%20>、2022年12月26日)

(<https://www.bankofengland.co.uk/news/2020/march/the-covid-corporate-financing-facility%20>、2022年12月26日)

¹⁰⁴ 英国ビジネス銀行「Coronavirus Large Business Interruption Loan Scheme (CLBILS)」 (<https://www.british-business-bank.co.uk/ourpartners/coronavirus-business-interruption-loan-schemes/clbils/>、2022年12月26日)

件とする。返済期間は3か月から3年である。実施期間は2020年4月20日から2021年3月31日であった。

4. 新型コロナウイルス感染症事業継続ローン・スキーム（CBILS : Coronavirus Business Interruption Loan Scheme）¹⁰⁵

CBILSは中小企業向け緊急融資である。タームローン、オーバードラフト、インボイスファイナンス、アセットファイナンス等の形態で、£ 500万を上限とする。利子や手数料は12か月間政府が負担する。また、政府が与信の8割を保証する。£ 25万未満の融資では、融資元が融資先事業者に個人保証を要求することが禁止される。£ 25万以上の融資では、個人保証は他資産から回収した資金を差し引いた融資残高の20%以下に制限される。事業活動がイギリス内で行われていること、年間売上高が£ 4,500万以下であることなどを要件とする。対象業種は、金融機関、公的機関、政治・経済・宗教団体、労働組合等を除く全業種である。担当機関は英国ビジネス銀行で、実施期間は2020年3月23日から2021年3月31日であった。

5. バウンス・バック・ローン・スキーム（BBLS : Bounce Back Loans Scheme）¹⁰⁶

BBLSは小規模事業者や初期ステージにある事業者を対象とする。最大£ 5万、もしくは年間売上げの25%で、ローン期間は最大6年である。政府が与信の全額を保証し、最初の1年間は利子及び手数料を政府が支払う。担当機関は英国ビジネス銀行で、実施期間は2020年4月末から2021年3月31日であった。

6. 回復ローン・スキーム（RLS : Recovery Loan Scheme）¹⁰⁷

BBLS、CBILS、CLBILSに代わる国内企業向け緊急融資制度である。1社あたり融資額と返済期間は、タームローンは最低£ 2万5,001で最長6年、オーバードラフトは最低£ 2万5,001で最長3年、インボイスファイナンスは最低£ 1,000で最長3年、アセットファイナンスは最低£ 1,000で最長6年であ

¹⁰⁵ 英国ビジネス銀行「Coronavirus Business Interruption Loan Scheme (CBILS)」 (<https://www.british-business-bank.co.uk/ourpartners/coronavirus-business-interruption-loan-scheme-cbils-2>、2022年12月26日)

¹⁰⁶ 英国ビジネス銀行「Bounce Back Loan Scheme (BBLS)」 (<https://www.british-business-bank.co.uk/ourpartners/coronavirus-business-interruption-loan-schemes/bounce-back-loans/>、2022年12月26日)

¹⁰⁷ 英国ビジネス銀行「Recovery Loan Scheme for businesses」

(<https://www.british-business-bank.co.uk/ourpartners/recovery-loan-scheme/for-businesses/>、2022年12月26日)

る。上限額はいずれも£1,000万である。英国ビジネス銀行を通じ、政府が与信の8割を保証する。£25万未満の融資では、融資元が借り手事業者に個人保証を求めることを禁止する。BBLs、CBILs、CLBILsの既存利用者も対象である（ただし、融資額が制限される可能性はある）。事業活動がイギリス内で行われていること、年間売上高が£4,500万以下であることなどを要件とする。対象業種は、金融機関、公的機関、公立学校等を除く全業種であり、現在も継続している。

3.7 政府系金融機関の位置付けや民間金融機関との棲み分け

3.7.1 政府系金融機関の位置付け

イギリスは伝統的に市場主義が強く金融資本市場が発達しており、政策金融の役割は限定的である。政策金融を行う専門金融機関（政策金融機関）と呼べるものも確認できなかった¹⁰⁸。とはいえ、2008年から2009年のグローバル金融危機を受けて、さまざまな中小企業向け公的ファンドが設立され、保証業務を行うようになっていく¹⁰⁹。

その後、税金の効率的活用、及び各支援プログラムの統合的な管理と整合的・包括的なパッケージでの提供を目的に、政府100%出資の持ち株会社である英国ビジネス銀行（British Business Bank）の下に各ファンドが一元化された。英国ビジネス銀行は2014年秋から本格稼働を開始し、「中小企業の資金調達を支援することでイギリス全体の持続可能な成長と繁栄を促進し、ネット・ゼロ経済への移行を可能にする」というミッションを掲げている¹¹⁰。中心業務は、複数の完全子会社等を通じた民間金融機関による中小企業向け融資・出資に対して保証を要求することである。英国ビジネス銀行が直接的に融資や出資を行うこともあるが、融資対象はスタートアップ企業に限定している。

英国ビジネス銀行は、次の4点を戦略目標として掲げている。

- 市場が効果的に機能しない領域で、利用可能な資金の供給を強化する
- 資金供給の多様化を支援し、選択肢・資金提供者の拡大を図る
- 中小企業に対し、資金調達手段に関する情報の提供を強化する
- リスクマネジメントを行いつつ、こうした目標を効率的に達成する

¹⁰⁸ 内閣府「経済財政諮問会議（平成14年第21回）政策金融に関する調査結果報告—配布資料：先進4か国における政策金融について」（<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/minutes/2002/0802/agenda.html>）、2022年12月16日）

¹⁰⁹ 公益財団法人 国際通貨研究所「Newsletter 2020.02.19—欧米における公的金融の役割について～郵便貯金（過疎地での金融のユニバーサルサービス）及び中小企業向け政策金融機関を焦点に～」（<https://www.iima.or.jp/docs/newsletter/2020/nl2020.05.pdf>、2023年1月1日）

¹¹⁰ 英国ビジネス銀行「Who we are」（<https://www.british-business-bank.co.uk/careers/who-we-are>、2022年12月26日）

英国ビジネス銀行は、その名称に「銀行（Bank）」を含むものの、預金を扱う銀行（Banking Institution）ではない。また、企業に対して直接的に融資や投資・出資を行うこともなく、商業銀行やリース会社、ベンチャーキャピタルファンド等を提携組織として、中小企業向けの金融支援を行っている。企業の成長段階に応じた異なるニーズに対応する支援プログラムを提供している。

- 創業期（Start up）：資金ニーズは一般的に小規模であり、スタートアップ向け融資（start up loan）を実施。
- 拡大期（Scale up）：高成長の潜在性を有する企業に対し、ベンチャーキャピタル、メザニンファイナンスを提供。
- 安定期（Stay ahead）：多様化するニーズに応じて出資及び融資保証を実施。

英国ビジネス銀行は、三つの主要な完全子会社を通じて事業を推進している。具体的には、①British Business Finance Ltd、②British Business Bank Investment Ltd、③British Business Financial Services Ltdである。

①British Business Finance Ltd	国家補助（state aid）の要素を持つプログラムを担当している。非商業ベースであり、収益を上げることは目的とされておらず、小規模企業向け金融マーケティングの不調を改善するための活動を行う。かつてBISの傘下で信用保証制度やベンチャーキャピタル基金の管理を実施していたCapital for Enterprise Limited（CfEL）を傘下に有する。
②British Business Bank Investment Ltd	中小・小規模企業向け資金供給の規模拡大と多様化に向けてさまざまなサービスを提供する。
③British Business Financial Services Ltd	イギリスの信用保証制度である中小企業融資保証制度（EFG）の実務を担当する。

3.7.2 民間金融機関との棲み分け

英国ビジネス銀行は持ち株会社であり、複数の完全子会社等を通じて、民間金融機関による中小企業向け融資・出資に対し保証を付けることを中心業務としている。民間金融機関とは異なり、直接融資や投資を行わず、銀行、リース会社、ベンチャーキャピタルファンド、ウェブベースのプラットフォームなどのパートナーと連携して融資を行う。子会社等を含む英国ビジネス銀行の融資・出資残高は2019年3月末で£17億（GDP比約0.08%）であり、融資・出資の規模は小さいと言える¹¹¹。

¹¹¹ 公益財団法人 国際通貨研究所「Newsletter 2020.02.19—欧米における公的金融の役割について～郵便貯金（過疎地での金融のユニバーサルサービス）および中小企業向け政策金融機関を焦点に～」 (<https://www.iima.or.jp/docs/newsletter/2020/nl2020.05.pdf>、2023年1月1日)

第4章 フランス

4.1 経営者保証制度の在り方と債務に個人保証が設定される場合の条件

フランスでは、債務者が債務不履行に陥った場合に、債権者が債務の弁済を保証人に要求できるようにするため、ほとんどの事業融資に個人保証が求められる。保証人になり、債務者が債務不履行に陥った場合、最低統合所得に相当する金額を除き、個人資産、収入、賃金または年金のすべてが返済原資と見なされる。また、保証人に配偶者がいる場合、保証人の個人資産に加えて共有財産も（一体として）考慮される。

個人保証については民法と商法において次のように規定されている。

表4.1-1 民法2288-2320条より抜粋

2288条「保証とは債権者の債務不履行が生じた際、債務者の債務の弁済責任を保証人が負うことを約束する契約である。主債務者の要請により、または主債務者が知らないうちに締結されることがある。」

2295条「別段の合意がない限り、保証は、保証債務の利息及びその他の付属品、並びに最初の要求の費用、及び保証人になされた放棄後すべての費用に及ぶものとする。」

2296条「保証の減額は認められるが、保証の増額は認められない。」

2300条「保証人の収入・財産と比較し不均衡に過大な保証債務は減額される。」

2302条・2303条「債務が過大になる場合や保証人に不利益を及ぼす可能性がある場合、債権者は保証人への告知義務を負う。」

保証に関する民法、RÉPUBLIQUE FRANÇAISE「Code civil」をもとに作成

表4.1-2 商法L622-28、L631-14

L622-28条「企業が再生手続に入った場合、再生計画実行中は、保証債務の履行を強制されない。」

L622-34条「共同債務者、個人保証を付与した者、または担保として財産を譲渡または移転した者は、個人的な求償権を保護するために、その請求権を宣言することができる。」

保証に関する商法、RÉPUBLIQUE FRANÇAISE「Code de commerce」

2023年1月23日に行ったフランス弁護士へのヒアリングによれば、融資には一般に個人保証が要求される。とはいえ、民法2300条では保証人への過大な保証債務は減額されるとしており、不良債権化を恐れた金融機関からの貸し渋りが生じかねない。このような状況を回避するため、民間の相互保証会社（Les sociétés de caution mutuelle、SCM）やBpifrance（政府系金融機関。詳細は「4.8 政府系金融機関の位置付けや民間金融機関との棲み分け」を参照）の信用保証制度が利用される場合がある。SCMによる保証は、SCM、銀行、債務者の三者契約で成立する。個人保証債務が履行される際には、SCMがまず銀行に弁済し、その後SCMが債務者に対して請求を行う。Bpifranceの債務保証は、スタートアップ企業の融資や新規事業を始める中小企業への融資が対象である。

Bpifranceの保証割合

200,000€以下の借入	60%まで保証
200,000€を超える借入	50%まで保証（上限1.500,000€）

Bpifranceが債務保証を提供する条件には、債権者（金融機関）による債務者の自宅差し押さえの禁止が含まれる。

ヒアリングでは経営者保証による破産が少ないという点も指摘されたが、理由として以下の点が挙げられた。

- 融資時の個人保証を設定する際にSCMからの保証が利用できる
- 保証人は法人の再生計画期間中は保護され、法人の破産清算手続で配当可能な財産がない場合に初めて保証債務の履行を要求される
- 消費者金融が少なく、銀行で手続を経た融資が一般的であるため過度な債務を負う結果になりにくい

4.2 法人破産と保証人の個人破産の法的手続

4.2.1 法人破産の法的手続

フランスの法人の債務整理手続（Procédure collective pour les entreprises）では、（1）任意整理手続、（2）民事再生手続の順に検討後、（3）破産清算手続に移行する。

表4.2-1 法人破産・再生手続の手順

（1）任意整理	（2）民事再生手続	（3）破産清算手続
・ 特別管財人（Mandat ad hoc） ・ 調停手続（Procédure de conciliation） 等	・ 救済手続（Procédure de sauvegarde） ・ 裁判上の更生手続（Procédure de redressement judiciaire）	・ 破産清算手続（Liquidation judiciaire）

2023年1月23日のフランス弁護士のヒアリング内容をもとに作成

債務整理手続が開始されると、商取引相手（サプライヤー、顧客など）が契約関係を終了させ、企業の事業継続がさらに困難になる可能性がある。そのような事態を防止するため、債務整理手続の開始または開始判決前の未払い債務だけを理由に契約を解消できないことが規定されている（商法第L.622-13条第1項、第L.631-14条第1項及び第L.641-11-1条第1項）。契約当事者が契約の継続の可否を判断できるよう、管財人や特別管理人、清算人に確認できる特別な手続が設定されている。契約を継続する場合、当該契約によって生じた債権は、契約上の期限が満了したときに返済する必要がある。未返済による債務不履行は契約解除の十分な根拠となるため、法廷での判決後、契約当事者は契約を解除できる¹¹²。

¹¹² JETRO「フランスにおける事業再生手続」 (https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2021/76b1a5788e25c351/202107rpfr-revitalization.pdf、2023年2月7日)

(1) 任意整理

債権者の支払いが停止する以前の段階で取られる措置であり、協議によって債務整理を行うものである。代表例は特別管財人（Mandat ad hoc¹¹³）や調停手続（Procédure de conciliation¹¹⁴）などである。

表4.2-2 代表的な任意整理手続（Mandat ad hocとProcédure de conciliation）

名称	特別管財人（Mandat ad hoc）	調停手続 （Procédure de conciliation）
内容	債務の返済条件について、企業と債権者との間の協議を支援する制度。	債務の返済条件について、企業と債権者との間の協議を支援する制度。
合意への強制力	なし	あり

2023年1月23日のフランス弁護士のヒアリング内容とmandat ad hoc、procédure de conciliationを元に作成

下記の表4.2-3のように、他にも信用調停（事業者向け信用仲介サービス）（Médiation du crédit）（詳細は「4.7 政府系金融機関における流動性支援策」を参照）などの和解方法も活用できる。

¹¹³ [entreprendre.Service -Public.fr 「Mandat ad hoc」](https://entreprendre.service-public.fr/vosdroits/F22290) 2023年1月1日

(<https://entreprendre.service-public.fr/vosdroits/F22290>、2023年1月25日)

¹¹⁴ [entreprendre.Service -Public.fr 「Procédure de conciliation」](https://entreprendre.service-public.fr/vosdroits/F22295#:~:text=La%20proc%C3%A9dure%20de%20conciliation%20est,soit%20dessaisi%20de%20ses%20pouvoirs.) 2022年5月15日

(<https://entreprendre.service-public.fr/vosdroits/F22295#:~:text=La%20proc%C3%A9dure%20de%20conciliation%20est,soit%20dessaisi%20de%20ses%20pouvoirs.>、2023年1月25日)

表4.2-3 予防段階の措置：和解的整理措置

名称	信用調停（事業者向け信用仲介サービス、 <i>Médiation du crédit</i> ）の利用（詳細は「4.7 政府系金融機関における流動性支援策」を参照）	企業の調停・あっせん（ <i>Médiation d'entreprises</i> ）
内容	・ 規模（大、中小、零細）や法人格の有無を問わず、金融機関からの融資を拒否されたか信用保険の問題がある有限責任個人事業者に対応した制度。 ・ フランス銀行（中央銀行）の専門調停員の支援のもとに、金融機関との間で解決策を交渉できる。 ・ 個人（個人ローン）または清算中の会社は対象外。 ・ 調停プロセスは無料。オンラインで高い機密性のもと利用できる。（公式に開示されたり、職場に通知されたりすることはない） ・ コロナ禍でも広く活用された。（詳細は「4.7 政府系金融機関における流動性支援策」を参照）	・ 公私を問わず、すべての市場参加者を対象とした公的な措置。 ・ 契約条項の適用、契約の履行（私的・公的）、開発に関する問題（CIR、知的財産権等）についての紛争を解決。 ・ 調停人は、民間企業間、または公的機関と民間企業との友好的な取引関係を築くため、大統領令によって任命される。 ・ 企業の経営者が調停人を介して取引相手企業または行政機関との問題の任意的解決策を見つけるための無料かつ非公式の支援制度。
条件、利用できるケース	銀行との間で次のような問題が生じた場合 ・ 当座貸越の拒否 ・ 与信の拒否（現金、設備、リースなど） ・ 与信申請への無回答 ・ 債務の返済期限延期の拒否 ・ 保証・担保の拒否 ・ 信用保険企業による保証の減額	・ 単一企業のサービス提供者、顧客またはサプライヤーとの関係という個別案件だけでなく、複数の企業を対象とした集団案件、あるいは業界単位のあっせんが行われることもある。
メリット	・ 当事者同士を引き合わせて、企業が事業を継続できるようにする。 ・ 銀行が対象案件を適切に処理しているかどうかをオンラインにて無料で確認できる。	・ 顧客のサプライヤーへの信頼関係の修復をする ・ 企業の戦略的独立性及び成長の確保をする ・ 各業界団体のリーダーの責任の強化をする

JETRO「フランスにおける事業再生手続」、Eurofound「Credit mediation scheme for businesses」をもとに作成

(2) 民事再生手続

民事再生手続は、債権者の財産による支払いが不可能になった場合に裁判を経て実施される。救済手続（Procédure de sauvegarde）¹¹⁵と裁判上の更生手続（Procédure de redressement judiciaire）¹¹⁶がある。どちらの場合でも、裁判所による企業に対する観察期間（Période d'observation）が設けられる。この期間中は債権を回収できない（救済手続：L622-28条、裁判上の更生手続：L631-14条、L622-28条）。観察期間後、裁判所が再生計画（事業継続計画）を決定して実行する。救済手続ではこれまでの経営者が経営を続け、裁判上の更生手続では裁判所が任命した法定管理人（Administrateur judiciaire）が代理経営を行う。民事再生手続の期間中、保証債務は履行されない。

1. 救済手続（Procédure de sauvegarde）

行政業務の迅速化と簡素化に関する2020年12月7日法律第2020-1525号の第124条により、新型コロナウイルスにおける特別措置-2020年5月20日オールドナンス第2020-596号（第5条）は2021年12月31日まで延長された。

この特別措置により、計画を既に実施している企業の計画実施期間が既存の上限10年間を超過できるようになった。計画執行委員及び／または検察官が要求した場合は、計画の期間を2年以上延長できる。

表4.2-4 救済手続

手順	企業代表者が申立てを行う 開始の条件 ・ 支払停止の状態ではないこと ・ （任意整理では）克服する手段がない困難の存在（商法第L.620-1条） 救済手続開始後、以下の者を選任 ・ 受命裁判官（Juge commissaire） ・ 法定管理人（Administrateur judiciaire）：企業財産の管理処分権と業務遂行を役割（具体的な役割及び干渉の度合いは企業の状況により裁判所が決定する。企業の成長と変革に関連する2019年5月22日の法律番号2019-486により、経営者が希望する監督員を提案することできる）
-----------	---

¹¹⁵ demarches.interieur.gouv.fr「Procédure de sauvegarde」 (<https://www.demarches.interieur.gouv.fr/professionnels/procedure-sauvegarde>), 2023年2月7日

¹¹⁶ demarches.interieur.gouv.fr「Redressement judiciaire」 (<https://www.demarches.interieur.gouv.fr/professionnels/redressement-judiciaire>), 2023年2月7日

	・法定受任者（Mandataire Judiciaire）：債権者の利益を守る役割
観察期間 と事業継 続計画の 作成	観察期間：6か月間。1回（例外的に2回）の更新が可能。 目的：債務返済のための事業継続計画の作成 観察期間中の措置：企業の経営状態を評価（財務、会計、業務、社会的、商業的、法的に重要な全分野）する。法定管理人・法定受任者が情報をまとめ、裁判所、受命裁判官及び検察官に報告書を提出する。 債務を凍結し、企業のキャッシュフローを再構築できるようにする。 事業継続計画の作成： ・法定受任者と経営者が協力して返済すべき債務額を正確に算定し、受命裁判官が債権の状態を確定する。 ・会計の改善方法、返済を可能にするキャッシュフローを生み出す再生措置を検討して実施する。 ・所定の期間（最長10年間、農業従事者については15年間）で債権者に債権額の100%が支払われる計画を作成する。
事業継続 計画の 実施	・最初の返済は、事業継続計画の承認の1年後から開始（商法第L.626-18条） ・事業継続計画の承認の後、2年目以降は、当該計画に規定されている年賦額が対象となる負債の5%を下回らないものとする。 ・債務残高の放棄ではなく、短期間での一部弁済を提案することができる。 ・公的債権者は、税務及び社会保障費徴収機関など公的機関の部門長で構成された委員会（CCSF）に照会した上で、「他の債権者の努力と並行して…、同じ状況にある民間の事業者が通常の市場条件の下で付与するのと同様の条件で」債務免除を付与することもできる（商法第L.626-6条）。 ・計画の執行委員が任命され、当該計画で定められた条件に従った企業の支払額および各債権者への分配返済を行い、対象企業の計画の枠組みに含まれる約定が的確に実行されるように管理する。
救済 手続の 影響	・救済手続判決前に発生した債権について返済の申立て手続が既に始まっている場合には（商法L.622-21条）、債務企業への返済要求が行われ、金銭の不払いを理由に融資契約が解除される傾向がある。 ・救済手続判決前に発生した債務は凍結される。商法第L.622-24条に従い、当該企業に対する返済請求はすべて、BODACC（商事広告官報）の判決発表から2か月以内（債権者がフランス国外に居住している場合は4か月）に管財人に申立てることとし、期間内の申立てがない場合は申立ての権利は喪失する。 ・契約が1年未満の法定金利または契約上の金利は停止される（商法第L.622-28条）。 ・企業はサプライヤーに速やかに支払をし、新たな債務が発生しないようにする。 ・企業の銀行口座は閉鎖されることが多いため、すべての取引を集約する新しい銀行口座を開設して手続を円滑に進める。 ・整理解雇が実施されることがある。（従業員50人以上の企業で10人以上を解雇する場合は集団解雇計画（Plan de Sauvegarde de l'Emploi）の枠組みの中で実施）

JETRO「フランスにおける事業再生手続」、[Service -Public.fr](https://www.service-public.fr)をもとに作成

2.裁判上の更生手続（Procédure de redressement judiciaire）

表4.2-5 裁判上の更生手続

裁判上の 更生手続の 開始	適合要件： ・支払い停止後45日以内に行われる、企業による更生手続または調停手続の開始の申立て（商法第L.631-4条第1項） ・検察官による請求（商法第L.631-5条第1項） ・債権者からの召喚（商法第L.631-5第2条） ・救済手続からの転換（商法第L.621-12条）：救済手続が開始された時点で、債務者が既に支払停止状態にあったことが判明した場合 ・更生手続中の別企業や架空法人との資産の混同があると推察されるための手続延長（商法第L.621-2条及び第631-7条）
観察期間と 事業継続 計画の作成	観察期間：6か月間。1回の更新（例外的に2回）が可能。 目的：債務返済のための事業継続計画の作成 観察期間中の措置： ・企業の経営状態を評価（財務、会計、業務、社会的、商業的、法的なすべての重要な分野）し、法定管理人・法定受任者が関連情報をまとめ裁判所、受命裁判官及び検察官に報告書を提出する。 ・債務を凍結し企業のキャッシュフローの再構築を可能とする。 事業継続計画の作成： ・法定受任者と経営者が協力し返済すべき債務額を正確に算定し、受命裁判官が債権の状態を確定する。 ・会計の改善、返済を可能にするキャッシュフローを生み出す再生措置を検討し実施する。 ・計画の全期間（最長10年間、農業従事者については15年間）にわたり債権者に債権額の100%が支払われる計画を作成する。
事業継続 計画の 実施	・最初の返済は、事業継続計画の承認1年後から開始（商法第L.626-18条） ・事業継続計画の承認後、2年目以降は、当該計画に規定されている年賦額が、対象となる負債の5%を下回らないものとする。 ・債務残高の放棄ではなく、短期間で的一部分弁済を提案することが可能。 ・公的債権者は、税務及び社会保障費徴収機関など公的機関の部門長で構成された委員会（CCSF）へ照会の上、「他の債権者の努力と並行して（…）、同じ状況にある民間事業者が通常の市場条件の下で付与するのと同様の条件で」債務免除を付与することもできる（商法第L.626-6条）。 ・計画の執行委員が任命され、当該計画で定められた条件に従った企業の支払額および各債権者への分配返済を行い、対象企業の計画の枠組みに含まれる約定が的確に実行されるよう管理する。

更生手続の 影響	・更生手続判決前に発生した債権で既に返済の申立て手続が始まっている場合には（商法L.622-21条）、債務企業への返済要求が行われ、金銭の不払いを理由に融資契約が解除される傾向にある。 ・更生手続判決前に発生した債務は凍結される。商法第L.622-24条に従い、当該企業に対する返済請求はすべて、BODACC（商事広告官報）の判決発表から2か月以内に管財人に申立てることとし（債権者がフランス国外に居住している場合、2か月間延長）、期間内の申立てがない場合、申立ての権利は喪失する。 ・契約が1年未満の法定金利または契約上の金利は停止される（商法第L.622-28条）。 ・企業はサプライヤーに速やかに支払い、新たな債務が発生しないようにする。 ・緊急性があり、やむを得ずかつ本質的に不可欠である場合、受命裁判官は法定管理人に権限を与え、観察期間中に、経済的理由による解雇を手続に従って速やかに進めることができる（商法第L.631-17条）。 ・従業員との間の紛争は従業員給与の支払保証機関（AGS = Association pour la gestion du régime de Garantie des créances des Salariés）により、フランス労働裁判所（Conseil de Prud'hommes）に自動的に提訴される（L.631-18第3項）。 ・観察期間中（最長6か月）、必要に応じて、支払停止後に行われた特定の行為の無効化を要求し、企業の資産を再構築することができるようになる。
救済手続と 比較した 上での 更生手続の 特徴	更生手続は、救済手続と類似点が多いが、下記に関しては更生手続のみに適用される。 ・判決により設定される支払停止日（商法第L.631-8条）は訴訟開始の18か月前までさかのぼって指定できる。 ・法定管理人は、救済手続の場合と同じ役割に加え、より広範な使命とより多くの権限を持ち、企業の管理（サポートや経営）を実行する。 ・自然人、保証人、連帯保証人は、利息の停止（商法第L.631-14条）や、事業継続・再生計画の規定（商法第L.631-20条）の恩恵を受けることはできない。 ・再生計画の提示ができない場合や、提案された再生計画が実行できない場合には、組織再編の解決策として企業の譲渡が検討されることがある。（商法第L.631-21-1条及び第L.631-22条）

JETRO「フランスにおける事業再生手続」、[Service -Public.fr](http://Service-Public.fr)、をもとに作成

3.破産清算手続（La procédure de liquidation judiciaire）

債務不履行に陥り、回復が明らかに実現不可能である企業に適用される。この手続により、会社の活動は停止する。会社の資産を売却し、関与する債権者への支払を行う¹¹⁷。

表4.2-6 破産清算手続

対象	零細企業、投資家、個人事業主、企業
裁判上の破産清算手続の開始	適合要件： ・ 支払い停止後最大45日以内に行われる、企業による更生手続または調停手続の開始の申立て（商法第L.631-4条第1項） ・ 検察官による請求（商法第L.631-5条第1項） ・ 債権者からの召喚（商法第L.631-5第2条） ・ 救済手続からの転換（商法第L.621-12条）：救済手続が開始された時点で、債務者が既に支払停止状態にあったことが判明した場合 ・ 更生手続中の別企業との資産の混同、もしくは法定代理人が架空の場合の手続延長（商法第L.621-2条及び第631-7条） ・ 開始の判決で裁判所長が負債の確認及び資産の処分までを担う清算人を選任。
手順	・ 裁判所が手続の開始を宣言（開始判決）。 ・ 司法清算人に債権者が債権申告する期限の起算日はBODACC（商事公告官報）の判決掲載日である。 ・ 判決により、事業は解消され清算人は15日以内に全従業員の解雇を命じる。 ・ 企業のキャッシュフロー・財務状況により、裁判所は活動の一時的な維持（最長3か月間）を認めることができる（商法L.641-10条）。 ・ 特別管理人を選任して企業を管理する条件は債権者の利益のために必要な場合、公共の利益が関与する場合、事業譲渡の見込みがある場合、かつ企業が一定の閾値（従業員数と売上）を超えた場合である。 ・ 裁判所による事業継続清算とは、一定の仕様に則った公開買付応募の募集を行った上で、処分計画の一環として事業を譲渡することである。 ・ 裁判所は、候補者から商法第L.642-1条が定める法的基準に最も適合するオファーを選び譲渡計画を決定する。 ・ 自律的に運用可能な事業活動を維持すること ・ 継続される事業に付随する一部または全従業員を維持すること

¹¹⁷ [entreprendre.Service -Public.fr](https://entreprendre.service-public.fr) 「Fermeture involontaire d'une entreprise : liquidation judiciaire」 2023年1月1日

(<https://entreprendre.service-public.fr/vosdroits/F22330>、2023年1月16日)

	・債務整理 ・企業を事業体（営業権）として譲渡できない場合、清算人は、債権に付されている特権や担保・保証に応じて法律で定められた順位に従い、資産の譲渡と顧客口座の回収を個別に行って各債権者に分配する。
効果	・雇用契約の終了（解雇） ・会社に対して金銭の弁済を求めるすべての訴訟を防止 ・利払の停止 ・債務が消滅

entreprendre.Service-Public.fr「Fermeture involontaire d'une entreprise:liquidation judiciaire」「Déclaration de cessation des paiements (dépôt de bilan)」をもとに作成

また、一定の条件を満たす小規模の企業であれば、より簡易な手続である「簡易裁判所清算」を利用できる¹¹⁸。

表4.2-7 簡易裁判所清算

対象	零細企業、個人事業主、企業が対象 (企業であれば不動産を所有していないことが条件となる)
申請	経営者または個人事業主が、会社の登記簿上の所在地にある裁判所書記官室に提出
債権の 確認	債権の優先順位は、まず貸金支払、その後順に訴訟費用、税金・社会保障債務(税金など)、不動産証券による保証債務である。その他の負債はその後に続く。
動産の 売却	清算人は、簡易清算手続を命じる決定から4か月以内に、動産を売却する手続を、以下のいずれかの方法で行う。 ・双方の合意によるもの(売主と買主の合意による自由売買) ・公募
債権者の 決済	請求権の確認及び資産の売却後、清算人は分配案を請求権計算書に記入 予見可能な訴訟費用の額を査定 請求明細書を完成し、裁判所書記課(greffe du tribunal)へ提出 債権届出書は、分配される金額がすべての債権者の支払いを可能にする場合にのみ公表される。 分配額が一部の支払分しか満たさない場合には債権届出書は公表されない。(優先債権者(担保を有する債権者)の支払い、資産の配分(不動産担保: 抵当権や質権)または第三者(個人担保: 保証金)または財務省などから提供された保証)などの場合) 利害関係者は、債権届出書を参照し、受命裁判官(juge-commissaire)に苦情を申立てることができる。(分配に関してのみ、複数の債権者が存在する場合のみ) その後、清算人は、清算人の提案または公的管財人の決定に従って、金額の分配を進める。(商法L644-4)

¹¹⁸ [entreprendre.Service -Public.fr](https://entreprendre.service-public.fr) 「Fermeture involontaire d'une entreprise : liquidation judiciaire」2023年1月1日

(<https://entreprendre.service-public.fr/vosdroits/F22330>、2023年1月16日)

簡易な司法清算の結了は清算手続の開始後最大6か月以内に宣告される。

ただし、以下の2つの条件を満たした場合、1年以内に手続きが終了する。

終了

- ・従業員数が1名以上の会社
- ・税抜き売上高が30万ユーロを超える場合

いずれの場合でも、裁判所は手続を3か月間延長することができる。

entreprendre.Service-Public.frをもとに作成

<参考> フランスの法人倒産時の各手続の利用について、フランス司法省が公表している2020年度（1年間）の利用件数（全国）は以下のとおりである。¹¹⁹

表4.2-8 倒産関連の手続件数

- ・倒産手続開始決定総数：34,333件
 - ・任意整理や再生手続を挟まず破産手続をする場合：20,988件
 - ・民事再生手続
- Sauvegarde judiciaire：772件
- Redressement judiciaire：7,848件
- ・手続拒否：573件
 - ・その他：4,152件

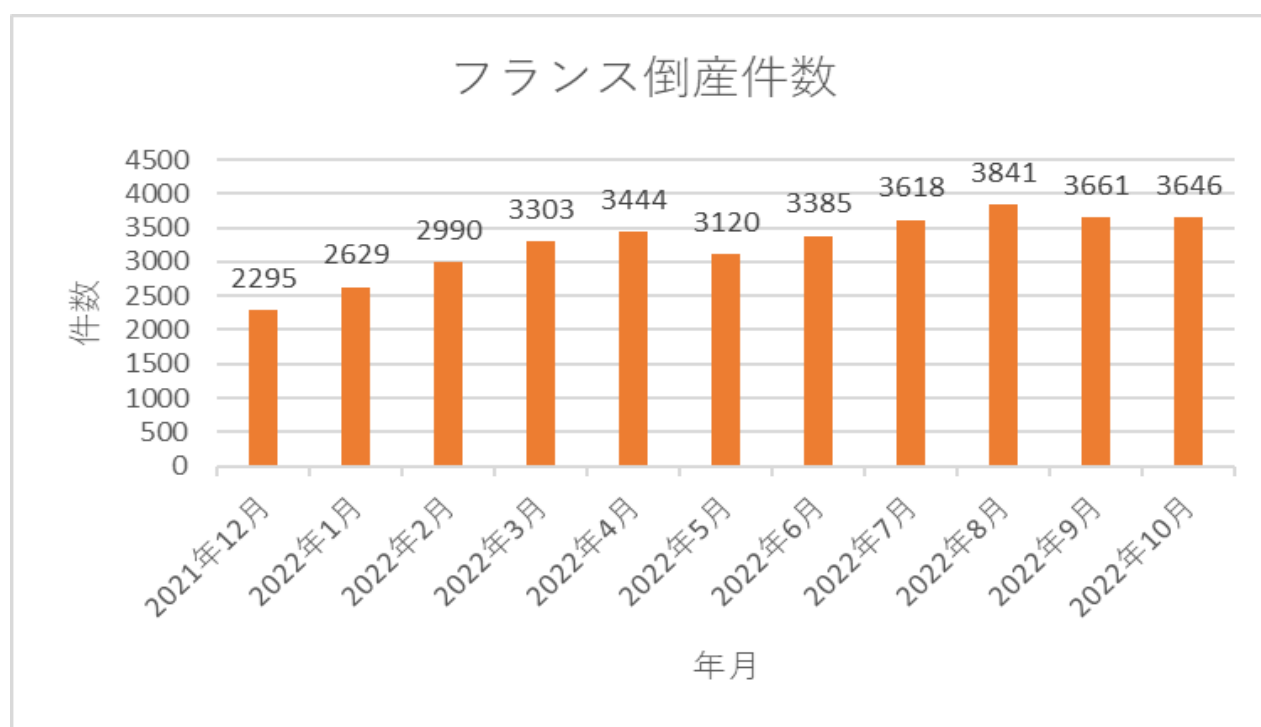
[MINISTÈRE DE LA JUSTICE](http://www.justice.gouv.fr)をもとに作成

¹¹⁹MINISTÈRE DE LA JUSTICE「Justice civile et commerciale - données 2020」2022年1月13日

(<http://www.justice.gouv.fr/statistiques-10054/references-statistiques-justice-12837/justice-civile-et-commerciale-donnees-2020-34252.html>、2023年1月30日)

また、直近1ヶ月のデータ（2023年1月）では、企業の倒産件数は4,500件だった¹²⁰。

図4.2-8 フランス倒産件数（月毎）



BANQUE DE FRANCEの公表データをもとに作成

¹²⁰ BANQUE DE FRANCE「Business failures」

(<https://www.banque-france.fr/en/statistics/key-figures-france-and-abroad/business-failures>、2023年2月16日)

4.2.2 個人破産の法的手続

保証人の債務に関しては、まず個人の債務整理手続（Surendettement）（詳細は「4.3.1 個人保証債務の整理手続」を参照）が取られる。債務整理の手順では解決しない場合、破産手続（Rétablissement personnel）に移行する。

破産手続には、換価配当手続なし（Rétablissement personnel sans liquidation judiciaire）と、換価配当手続あり（Rétablissement personnel avec liquidation judiciaire）の2種類がある。

表4.2-9 破産手続の紹介

名称	換価配当手続なし（Rétablissement personnel sans liquidation judiciaire）	換価配当手続あり（Rétablissement personnel avec liquidation judiciaire）
条件	・ 経済状況が悪化し、再生手続実行が極めて難しい場合 ・ 換価可能な財産を保有しない場合 ※下記は換価可能な財産とみなされない ・ 日常生活品 ・ 職業に必要な道具（車やパソコンなど） ・ 財産的価値が希少な割に、多大な換価費用がかかるもの	・ 経済状況が悪化し、再生手続実行が極めて難しい場合 ・ 換価可能な財産を保有している場合 ・ 債務者の同意があること
手続	①債務整理委員会が破産を決定 ②異議が出た場合は裁判手続に移行（異議がなければそのまま進む） ③異議に対して裁判官は以下のいずれかの措置をとる ・ 破産手続（換価配当手続なし）決定 ・ 債務者の同意を得た上で、破産手続（換価配当手続あり）開始 ・ 債務整理委員会に差し戻し、民事再生手続を追行させる（経済活動が続けられると判断された場合）	①裁判官による破産換価配当手続開始決定 ②下記のいずれかへ移行 ・ 換価配当手続 ・ 財産不十分による破産手続終了決定 ・ 強制的な再生手続への移行（経済活動が続けられると判断された場合）
効果	・ 債務が消滅 ・ FICP（信用情報）に5年間登録される	・ 債務が消滅 ・ FICP（信用情報）に5年間登録される

2023年1月23日のフランス弁護士へのヒアリングを元に作成

4.2.3 法人破産が保証人の個人破産とならないようにする制度上の手当

2023年1月23日に実施したフランス弁護士からのヒアリングによると、フランスでは法人破産に至る前に任意整理や民事再生手続が検討され、そこで解決することが多いため、法人破産し経営者・保証人個人まで破産するというケースは少ないということが示された。法人破産の場合でも、民法2300条により保証人への過大な保証債務は減額されることになっているため、個人の財産まで追求が及ぶケースは少ないということも判明した。

法人破産時に経営者の経済的責任、民事責任、刑事責任がある場合（負債が多いまま経営を行ったり、支払停止宣言をしなかったりなど）は、保証人の保護措置はない（商法L651-1からL651-4¹²¹）。経営者個人は、自身の過失により損害が生じた分に対する返済義務を負う。（法人破産の際に経営者にペナルティが発生する状況については、「4.4.1 破産に伴うペナルティとその期間」を参照）

上記に加え、フランスの倒産法制の基本的な特色として、法人企業（事業者）の倒産処理手続と、自然人（消費者）の破産処理手続とが明確に区分されている点を挙げることができる。根拠法令が企業の倒産手続は商法、消費者の倒産手続は消費法に区分されていることも、法人破産に直結した個人破産が生じにくい理由の一つである。

個人事業主の場合

第L161-2条では、有限責任個人事業者（Entrepreneur individuel à responsabilité limitée、個人事業者が法人を設立しないで、事業活動による債務の責任財産を個人財産から分離することができる企業形態）の財産の保護について規定されている。この業態では、事業用財産と非事業用財産（個人の財産）を区分し、事業用財産が一般担保と設定され、非事業用財産（個人の財産）は保護されるという仕組みになっている¹²²（「4.3.2 免責範囲」参照）。

¹²¹ RÉPUBLIQUE FRANÇAISE「C332ode de commerce」2022年2月14日

(https://www.legifrance.gouv.fr/codes/section_lc/LEGITEXT000005634379/LEGISCTA000006146118/#LEGISCTA000006146118、2023年1月30日)

¹²² 法務省大臣官房司法法制部「法務資料 第466号 フランス民事執行法典」

(<https://www.moj.go.jp/content/001252248.pdf>、2023年1月15日)

4.3 個人保証債務の整理手続や免責範囲（残存財産）

4.3.1 個人保証債務の整理手続

個人の債務整理では、債務者が債務超過ファイル（債務超過であることを示す書類）をフランス銀行（Banque de France）のウェブサイトから提出して申立てを行う¹²³。申立てがない場合、個人の債務整理手続は行われず、債権者による保証人の財産の差押えが可能になる。申立て後に債務超過委員会が設置され、最長7年に渡る返済計画（返済条件の軽減等による）が作成される。弁済見込みが立たない場合は、破産手続（Rétablissement personnel）が取られる（「4.2.2 個人破産の法的手続」を参照）。

個人再生手続

表4.3-1 個人の債務超過手続（Surendettement）に必要な条件と項目

管轄	フランス銀行（Banque de France）
主催	債務整理委員会（La commission de surendettement des particuliers）
債務超過 手続の 条件	・ 個人であること ・ 成人していること ・ フランス国籍であるか、外国人の場合はフランスに居住していること ・ 期日が迫っている借金があること ・ フランスの債権者と債務契約を結んでいること（個人の日常生活の債務のみで事業債務は含まれないが、企業のための保証人債務は含まれる（l'article L. 711-1 du Code de la consommation）） ・ 弁済が明らかに不可能なほど甚大な負債を抱えていること ・ 善意であること（横領などの場合は適用外）
債務超過 ファイル への 記載事項	・ 名前、住所 ・ 家庭状況 ・ 収入の明細 ・ 資産（不動産など） ・ 借金（督促状など） ・ 債権者の名前と住所

iNCと2023年1月23日のフランス弁護士へのヒアリングを元に作成

¹²³ Service-Public.fr 「Surendettement: mesures imposées par la commission」 2021年1月21日

(<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F1947>、2023年1月20日)

個人の再生手続には、合意による再生手続（Plan conventionnel de redressement）と、強制による再生手続（Mesures imposées par la commission）の2種類がある。

上記の表4.3-1にもあるが、フランス銀行へ債務超過ファイルを提出し返済可能と判断された場合、債務整理委員会（La commission）が設置される¹²⁴。その後、保証人が不動産を所有している場合は合意による再生手続（Plan conventionnel de redressement）が取られ、不動産を所有していない場合は強制による再生手続（Mesures imposées par la commission）が取られることとなる。不動産を所有してはいても合意による再生手続で解決しない場合は、強制による再生手続を取るようになる。

¹²⁴ MINISTÈRE DE L'INTÉRIEUR 「Surendettement : mesures imposées par la commission」 2021年1月21日

(<https://www.demarches.interieur.gouv.fr/particuliers/surendettement-mesures-imposees-commission>、2023年1月31日)

表4.3-2 個人の再生手続

名称	合意による再生手続 (Plan conventionnel de redressement)	強制による再生手続 (Mesures imposées par la commission)
条件	・債務者がフランス銀行へ債務超過ファイルを提出し、受理された場合（債務が返済可能と判断された場合） ・債務者が不動産を有している場合	・債務者がフランス銀行へ債務超過ファイルを提出し、受理された場合（債務が返済可能と判断された場合） ・債務者が不動産を有しない場合 ・合意による再生手続の試みが失敗し、債務者からの申立てがあった場合
手順、その他	・債務整理委員会が設置される ・債務整理委員会が債務者の収入及び出費を元に、「日常生活予算 (Budget vie courante)」を算定 ・債権額から「日常生活予算」を差し引いた金額を元に、再生計画を検討 ・債務の返済条件の変更、債務の一部放棄、利息の免除等 ・再生計画は最長7年 ※再生計画に合意ができないときは手続終了となる。債務者は強制による再生手続を請求することができる。	・債務整理委員会が設置される ・債務整理委員会は下記の措置を施行できる。 ●債務返済期間を最大7年まで延長 ●元本の返済を優先 ●利息の減額 ●返済時期を最大2年猶予 ※上記の措置に対し、債務者または債権者から異議が出た場合（通知を受け取ってから30日以内までに書面を提出）、司法裁判所に上げられ、裁判官が判断し以下の措置をとる。 ●措置の履行 ●破産手続への移行

2023年1月23日のフランス弁護士へのヒアリング、MINISTÈRE DE L'INTÉRIEURを元に作成

4.3.2 免責範囲（残存財産）

フランスの民事執行法の第L112-1条では、「差押えは、債務者に帰属する全ての財産に対して行うことができる。その財産が第三者によって占有されている場合も同様である。」と規定されている。例外事項は第L112-2条にて、差押禁止財産として規定されている¹²⁵。

表4.3-3 免責範囲一覧

1. 法律が差押禁止と定めている財産。
2. 法律が譲渡禁止と定めている財産。ただし、別段の定めがあるときは、この限りでない。
3. 扶養の性質を持つ仮払金（Provisions）、金銭及び定期金。ただし、差押債権者が債務者に既に供給した生活必要物資に関する支払を求めるための差押えのときは、この限りでない。
4. 遺言者または贈与者によって差押禁止と定められた処分可能な財産。ただし、贈与行為または遺贈開始の後の債権者が、裁判官の許可を得て、その定める範囲内で差押えを求めるときは、この限りでない。
5. 債務者及びその家族の生活及び労働に必要な動産。ただし、コンセイユ・デタ・デクレ（Conseil d'Etat décret）の定める範囲内で、かつ、第6号に掲げる動産を除いて、その対価の支払のために差押えを求めるとき、それらの動産が、債務者の通常居住し若しくは労働する場所以外に存するとき、特に重要性、材質、希少性、骨董性、豪華性の理由により価値があるとき、その量の多さのため必要性を失っているとき、または営業財産（Fonds de commerce）の構成要素をなしているときは、この限りでない。
6. 前号に掲げる動産につき、その対価の支払のためであっても、社会家族福祉活動法典（Code de l'action sociale et des familles）第L222-1条から第L222-7条までで定める児童社会援助給付（Prestations d'aide sociale à l'enfance）の受給者がこれを所有するとき。
7. 障害者に不可欠な物または病人の看護に充てられた物。

フランス民事執行法典をもとに作成

¹²⁵ 法務省大臣官房司法法制部「法務資料 第466号 フランス民事執行法典」

(<https://www.moj.go.jp/content/001252248.pdf>, 2023年1月15日)

不動産の免責について

不動産は住居や事業に不可欠なものは免責される。それ以外の不動産については「日常生活予算 (Budget vie courante)」により判断される¹²⁶ (消費者法L742-21¹²⁷)。 (「日常生活予算」は債務整理手続における「合意による再生手続」の際に債務者の収入及び出費を元に算出される)

その他免責について

バイク等は生活に必要なだと判断されれば免責になる。また、年金は免責対象外である¹²⁸。補償金の扱いについては、「日常生活予算 (Budget vie courante)」に沿って判断される¹²⁹。

有限責任個人事業者 (Entrepreneur individuel à responsabilité limitée) の財産の保護

第L161-2条では、次のように規定されている。

有限責任個人事業者 (Entrepreneur individuel à responsabilité limitée、個人事業者が法人を設立しないで、事業活動による債務の責任財産を個人財産から分離することができる企業形態) が債務者となる執行手続の場合において、商法典第L526-12条「事業用財産を設定する届出 (Déclaration d'affectation) は、その届出後に生じた権利を有する債権者に対して法的強制力がある。

¹²⁶ MINISTÈRE DE L'INTÉRIEUR 「Surendettement : mesures imposées par la commission」

(<https://www.demarches.interieur.gouv.fr/particuliers/surendettement-mesures-imposees-commission>、2023年2月4日)

¹²⁷ RÉPUBLIQUE FRANÇAISE 「Code de la consommation」

(https://www.legifrance.gouv.fr/codes/section_lc/LEGITEXT000006069565/LEGISCTA000032223767/#LEGISCTA000032224380、2023年2月4日)

¹²⁸ NOTAIRES GRAND PARIS 「Les garanties personnelles : le cautionnement」

(<https://notairesdugrandparis.fr/fr/creation-dentreprise/les-garanties-personnelles-le-cautionnement>、2023年2月3日)

¹²⁹ MINISTÈRE DE L'INTÉRIEUR 「Surendettement : mesures imposées par la commission」

(<https://www.demarches.interieur.gouv.fr/particuliers/surendettement-mesures-imposees-commission>、2023年2月4日)

有限責任個人事業者の財産は、事業用財産と非事業用財産に区分されており、事業用財産が一般担保と設定され、非事業用財産（個人の財産）は保護される。第L526-1条では、住居は免責になると規定している¹³⁰。

表4.3-4 個人事業主の保護

	主要な住居は、責任財産の範囲外
商法L526-1条	（民法第2284条及び第2285条の例外。会社の全国登記簿に登録されている自然人の主な住居が固定されている建物に関する権利は、債権者による差押えから免除される。）
商法L526-2条	事業用ではない個人が所有する不動産は、事業に関する債務の責任財産の範囲外であると宣言することができる →登記によって証明が可能
民法2284-2285条	債務者の責任財産の範囲 （個人は現在及び将来のすべての動産・不動産に対する責任を果たす必要がある。債務者の財産は債権者の共通の担保である。）

civil code、Code de commerceをもとに作成

¹³⁰Code de commerce

(https://www.legifrance.gouv.fr/codes/section_lc/LEGITEXT000005634379/LEGISCTA000006146089/#LEGISCTA000045178050、2023年1月19日)

4.4 個人破産によるデメリットとその回復要件

4.4.1 破産に伴うペナルティとその期間

フランスでは個人信用情報がFICP (Fichier des incidents de remboursement des crédits aux particuliers) に登録され、破産情報は5年間記録される¹³¹。民事再生手続の場合は、その情報が7年間登録されるが、再生計画とおり5年で返済出来れば削除される。

消費者法L751-2条では「債務超過ファイルへの登録は、クレジットカード発行の禁止を意味するものではない」、「債務超過ファイルは、信用機関、電子マネー機関、決済機関が決済手段の割り当てを決定する際に使用する評価要素を提供することができる。」とも規定されており、民事再生や破産手続によりクレジットカードの発行が禁止されるわけではない。しかしクレジットカードを発行する際には個人信用情報が考慮されるため、実質的には困難である¹³²。

銀行口座の開設については、銀行側が口座開設を拒否する権利を持っており、債務超過などの理由によって口座開設が拒否される場合がある¹³³。しかしフランスは市民の銀行口座を持つ権利を認めているため、中央銀行であるフランス銀行に対して口座開設を要請することが可能である¹³⁴。

当然ながら破産後には公的融資も受けづらくなる。中小企業が利用可能なBpifranceの融資プログラムにおいても、企業のリスク評価において、過去に不渡りが生じている場合や、事業困難な状況に陥っていると判明した企業に対しては、融資保証を行うことはない。経営不振の企業に対して過剰な支

¹³¹ la finance pour tous 「Le Fichier national des Incidents de remboursement des Crédits aux Particuliers (FICP)」 2022年12月16日

(<https://www.lafinancepourtous.com/pratique/banque/banque-credit-et-fichiers-2/fichiers-et-credit/le-fichier-national-des-incidents-de-remboursement-des-credits-aux-particuliers-ficp/>、2023年1月30日)

¹³² RÉPUBLIQUE FRANÇAISE 「Code de la consommation」 2016年3月14日

(<https://www.legifrance.gouv.fr/codes/id/LEGISCTA000032224308/>、2023年1月31日)

¹³³ Capitaine Banque 「Banque pour surendettés : Quelle banque en cas de surendettement ?」

(<https://www.capitaine-banque.com/actualite-banque/banque-pour-surendettes/#:~:text=Il%20serait%20donc%20impossible%20d,effet%20d'accepter%20le%20client.>、2023年1月31日)

¹³⁴ BANQUE DE FRANCE 「J'ai besoin d'un compte bancaire, comment exercer mon droit au compte ?」

(<https://particuliers.banque-france.fr/votre-banque-et-vous/droit-au-compte/jai-besoin-dun-compte-bancaire>、2023年1月31日)

援は行わない。またEUでは、国家補助規制に基づき市場における公正な競争を歪めるなど、加盟国間の取引に影響を与える国家補助は規制されており、事業困難な企業の救済は認められていない。

法人破産が経営者の経済的責任、民事責任、刑事責任による場合、次表に挙げる措置が取られる。

表4.4-1 企業破産の責任

名称	内容
経営者の経済的責任 商法L651-1条～L651-4条	【要件】 ・経営に過失があった場合（負債が多いまま経営を行なった、支払停止宣言をしなかった） ・経営者の過失によって、倒産に至った場合 【罰則】 ・経営者はその過失によって減少した企業の資産分について返済義務を負う
経営者の民事責任 Faillite personnelle （商法L653-1～L653-11）	【要件】 ・故意または重大な過失により経営が悪化した場合 【罰則】 ・企業の経営者としての活動を最大15年間禁止 ・上記に加え、場合によっては、公職に就くことを最大5年間禁止
経営者の刑事責任 Banqueroute （L 654-1 à 654-7 C.com）	【要件】 ・業務上横領や粉飾決算をした場合 【罰則】 ・5年の懲役及び75.000€の罰金 ・公職に就くことの禁止 ・一定の職業の禁止 ・小切手振り出しの禁止、等

2023年1月25日のフランス弁護士のヒアリング内容をもとに作成

4.4.2 回復要件

個人信用情報はFICPに登録されるが、FICPの登録情報についてはNational Commission for Computing and Freedom（Cnil）¹³⁵に問い合わせ異議申立てを行うことで、FICPの情報が修正される場合がある（破産の場合は異議申立てをしても、信用情報の修正は困難とされる）。FICPの情報は、フランス銀行のウェブサイトやフランス銀行の地方支店などで開示請求が可能である¹³⁶。

¹³⁵ CNIL「Nous contacter」

(<https://www.cnil.fr/fr/webform/nous-contacter>、2023年1月30日)

¹³⁶ Service-Public.fr「Fichier des incidents de remboursement des crédits aux particuliers (FICP)」2022年5月3日

(<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F17608>、2023年1月30日)

4.5 個人破産者の再チャレンジに関する制度面のメリット

フランス政府などが倒産した事業家の再チャレンジのために公的制度を設けて支援しているという情報はない。倒産した事業家は再チャレンジが難しいとされており、失敗した事業家の再出発を支援するような団体は存在する¹³⁷。しかしながら、フランスではそもそも個人破産をする前に任意整理や再生手続が存在した上での最終手段が破産手続であり、破産者が増えないような仕組みになっているため、破産者を手厚く保護するような仕組みが強化されなかったとも推測できる。

従前は個人事業主が複数の事業を有している場合、ある事業が破産しその手続が終了するまでは、新たな事業を開始できなかった（破産していない事業については継続可能）。しかし、La loi 2022-172 du 14 février 2022が新たに発効されたことで、当該事業の破産手続が開始すれば、新規で別事業を立ち上げることが可能になった。とはいえ、実際には事業主の個人信用情報がFICPに登録されており、新規融資は実際には難しいとのことである。（個人信用情報を扱う消費者法は改正されていないのが理由）（2023年1月23日のフランス弁護士へのヒアリング）

¹³⁷ la vie 「Comment rebondir après l'échec de son entreprise ?」 2022年5月16日

(<https://www.lavie.fr/actualite/solidarite/comment-rebondir-apres-lechec-de-son-entreprise-81251.php>、2023年1月19日)

4.6 政府系金融機関における流動性支援策

2019年～2020年頃のコロナウイルス流行時において、フランス政府は企業の資金繰りを支援するため、大規模な財政出動を行い、部門や企業規模に応じた資金供給施策を導入した¹³⁸。中小・中堅企業については、資金調達が困難な企業に対し、政府が直接的に融資を行えるようにする社会経済開発基金（FDES）へ10億ユーロ、政府保証付きの融資（PGEローン）を受けられず資金繰りに窮する中小企業に対し、事業再開支援として、総額5億ユーロの償還可能前払金（avances remboursables）の供与が実施された。

また、一定の要件（年間売上高100万ユーロ未満、年間課税対象利益6万ユーロ未満、従業員数10人以下の零細企業、自営業者、独立事業主、自営業）に該当する零細企業や個人事業主等に対しては、連帯基金が設立され、月当たり最大1,500ユーロ（倒産の危機に瀕している者には1万ユーロ上乘せ）が支給されることになった。さらに、金融機関による企業への融資を促進するため、政府が公的投資銀行を通じて中小企業への融資に3,000億ユーロ規模の信用保証を供与した。資金提供以外の支援策には、法人税及び社会保険料の納税猶予がある。特に感染症の影響による打撃が大きい部門（飲食、小売、宿泊、観光、レジャー関連業）の中小・零細企業については、2020年3～6月分の社会保険料の納付が免除された。また、事業に係る家賃や電気・ガス・水道料金といった固定費の支払を延期できた。

PGE（Prêts garantis par l'Etat）ローン（政府保証ローン）

フランス政府は最大3,000億ユーロのPGE（Prêts garantis par l'Etat）ローンを保証する制度を2020年5月6日から開始した。このPGEローンは通常の銀行から、政府保証付きで企業が融資を受けられる制度である。このローンは金融企業を除く、フランス国内のあらゆる規模・形態の企業を対象としている。2020年1月1日には民事再生や破産申請をした企業にも対象が拡大し、2020年5月6日には民間の不動産会社も対象となった。

融資額は2019年1月1日以降に設立された新興企業の場合、2019年の売上高の3か月分、あるいは2年分の給与分が上限になる。借入の1年目は返済が必要なく、PGEローンの返済日の2～4か月前

¹³⁸ 内閣府ホームページ「第3節 企業の資金繰り支援策と企業の動向」

(https://www5.cao.go.jp/j-j/sekai_chouryuu/sh20-01/s1_20_2_3.html, 2022年12月1日)

に、即時返済するか、返済を延長して1～5年かけて返済するか、あるいはそれらを併用するかを決定する。

適用金利は返済年数に応じて1～2.5%である。2022年～2023年までに返済される場合は金利1%～1.5%に設定し、2024年～2026年に返済される場合は2%～2.5%に設定される。

保証に関しては、政府保証の融資額の90%が中小企業（従業員が5,000人未満で売上高が15億ユーロ未満の企業）を対象として付保され、大企業（従業員が5,000人以上で売上高が15億ユーロ以上50億ユーロ未満の企業）は80%、それ以上の規模では70%の政府保証が付保される。

事業者向け信用仲介サービス（Médiation du Crédit aux Entreprises）

事業者向け信用仲介サービス（Médiation du Crédit aux Entreprises）は、フランス銀行の支援を受けて2008年11月に設立された。このサービスはフランスの中小企業の融資環境の中心を占めている¹³⁹。金融機関からの融資を拒否された、または信用保険の問題に遭遇した、あらゆる規模及び法人格のある企業（大、中小、零細）と法人格のない有限責任個人企業者に対応した制度である。フランス銀行の専門調停者の支援を受けて、金融機関との間で解決策を交渉することができる¹⁴⁰。個人（個人ローン）または清算中の会社は利用できない。調停プロセスはオンラインにて無料で高い機密性のもと利用できる（公式に開示されることもなく、職場に伝わらない）。105の信用仲介会社があり、ローカルレベルから全国レベルまで対応している。

手順としては、オンラインサイト（<https://mediateur-credit.banque-france.fr/saisir-la-mediation/vous-allez-saisir-la-mediation-du-credit>）に個人情報、該当する金融機関、財務状況、問題の内容を数分程度で入力したものを提出し、48時間以内に対応が可能か返答されるようになっている¹⁴¹。このように迅速かつ利用が容易な仕様となっている。

¹³⁹ OECD iLibrary 「Financing SMEs and Entrepreneurs 2022: An OECD Scoreboard」

（<https://www.oecd-ilibrary.org/sites/332ae8cf-en/index.html?itemId=/content/component/332ae8cf-en>、2022年12月21日）

¹⁴⁰ Eurofound 「Credit mediation scheme for businesses」

（<https://www.eurofound.europa.eu/observatories/emcc/erm/support-instrument/credit-mediation-structure>、2022年12月21日）

¹⁴¹ economie.gouv.fr 「Coronavirus COVID-19 : soutien aux entreprises」

特にコロナウイルス流行以降、本サービスの活用が活発になった。14,147社が与信調停の支援を求めており、これは主に政府保証による融資の拒否によるものだった。申請数は2019年の14倍になり、2020年、信用仲介は6,332の中小企業を対象に合計2兆980億ユーロの融資拒否を解決し、77,815人を支援した。調停の成功率は65%前後とされている。

また、フランスにおける中小企業向け融資残高は、2019年から2020年の間に27.24%以上増加した。政府のコロナウイルスの支援措置もあり、2020年には3億3,644億ユーロに達した¹⁴²。

(<https://www.economie.gouv.fr/covid19-soutien-entreprises/mediation-du-credit-pour-le-reechelonnement-des-credits-bancaires>、2023年1月15日)

¹⁴² OECD iLibrary 「Financing SMEs and Entrepreneurs 2022: An OECD Scoreboard」

(<https://www.oecd-ilibrary.org/sites/332ae8cf-en/index.html?itemId=/content/component/332ae8cf-en>、2022年12月21日)

4.7 政府系金融機関の位置付けや民間金融機関との棲み分け

フランスの通貨金融法典（2021年改正）のL511-9条によれば、フランスの金融機関は、①商業銀行（Banque）、②相互・協同組合銀行（Banque mutualiste ou coopérative）、③専門信用機関（Établissement de crédit spécialisé）、④信用及び投資機関（Établissements de crédit et d'investissement）、⑤市町村信用金庫（Caisse de crédit municipal）の5つに分類される¹⁴³。

表4.7-1 フランスにおける銀行の業態分類

業態	銀行数	根拠法	特徴	その他
商業銀行（Banques）	174	通貨金融法典	大企業、富裕層等に総合的な金融サービスを提供する。BNP ParibasとCrédit Agricole Groupの上位2行の資産額は全金融機関の4割以上を占める。	大手小売業の消費者向け販売信用サービス会社が銀行としてより広範な金融サービスを提供し始めている。（カルフル銀行（Carrefour Banque）など）
相互・協同組合銀行（Banques mutualistes ou coopératives）	74	通貨金融法典	協同組合員の出資により設立され、組合員等への融資を目的とする銀行。3つの協同組合銀行グループ（クレディ・アグリコル・グループ、BPCEグループ、クレディ・ミュチュエル・グループ）が特に大きな存在となっている。	預金・貸出・決済・投資商品・保険商品など総合的な金融サービスを提供しているが、出資者（個人企業・個人）向けの融資に強みがある。
市町村信用金庫（Caisses de crédit municipal）	18	通貨金融法典	主に地域住民や自治体職員向けに銀行業務を提供する。	パリ市のパリ信用金庫（Crédit Municipal de Paris）のように、大都市の自治体が所有している信用金庫である。もっとも自治体による地域コミュニティ銀行としての機能だけでなく、公的な質屋や競売業者（破産者、無遺言死亡者等の所有物の処分者）としても機能している。主要な顧客は、地方自治体の職員や低所得層である。

2022年8月31日時点、ゆうちょ財団「フランス共和国」をもとに作成

¹⁴³ RÉPUBLIQUE FRANÇAISE 「Code monétaire et financier」 2021年6月26日

(https://www.legifrance.gouv.fr/codes/article_lc/LEGIARTI000043706786、2023年1月25日)

4.7.1 政府系金融機関の位置付け

フランス銀行（Banque de France）

フランス銀行（Banque de France）はフランスの中央銀行で、通貨金融法典の規定に準拠している¹⁴⁴。主に、フランス国債公募入札発行業務を行うほか¹⁴⁵、フランスの経済分析業務などを行う¹⁴⁶。国から独立した中立している立場であり、財務省やその他の公共団体、企業に対して当座貸越を許可すること、その他の種類の信用を供与することは禁じられている。国内での業務遂行条件は、公共サービス契約（Contrat de service public）によって定められている。

預金供託公庫（Caisse des Dépôts et Consignations、CDC）

CDCはフランス議会の監督下に置かれており、株式による資本は持たない。フランス政府に代わり、公的金融機関としての役割を果たしている。フランスの成長支援から弱者へのサポートまで、フランス国民向けのあらゆるソリューションを提供している¹⁴⁷。CDCが提供しているサービスは大きく5つあり、①公営住宅の提供などの住宅関連、②テリトワール銀行（Banque des territoires¹⁴⁸）を通じたコンサルティングや資金調達、③サステナビリティや気候変動関連、④Bpifranceを通じた融資、⑤郵便局（La Poste¹⁴⁹）と共にライフスタイルにおける課題解決のためのプラットフォーム（職業訓練、能力開発、公的年金、健康、老後のサポートなど）の提供を行っている。

¹⁴⁴ le Banque de France 「Cadre institutionnel」

(<https://www.banque-france.fr/la-banque-de-france/nous-connaître/cadre-institutionnel>、2023年1月30日)

¹⁴⁵ RÉPUBLIQUE FRANÇAISE 「LA BANQUE DE FRANCE」

(<https://www.aft.gouv.fr/fr/banque-de-france>、2023年1月30日)

¹⁴⁶ le Banque de France 「Cadre institutionnel」

(<https://www.banque-france.fr/la-banque-de-france/nous-connaître/cadre-institutionnel>、2023年1月30日)

¹⁴⁷ Caisse des Dépôts et Consignations 公式ホームページ

(<https://www.caissedesdepots.fr/>、2023年1月30日)

¹⁴⁸ BANQUE des TERRITOIRES 公式ホームページ

(<https://www.banquedesterritoires.fr/>、2023年1月30日)

¹⁴⁹ La Poste 公式ホームページ

(<https://www.laposte.fr/>、2023年1月30日)

テリトワール（国土開発）銀行（Banque des territoires）

2018年に設立され、CDCの5つの事業のうちの1つを担っている¹⁵⁰。テリトワール銀行は、すべての地域の関係者をサポートするという理念のもと運営されている¹⁵¹。地方自治体、地方公営企業、公営住宅組織、法律専門職及び企業、金融関係者に対して、コンサルティングや資金調達などの実務を行っている。農村地域から大都市圏まですべての地域をサービス提供の対象としており、預金供託公庫の16の地方事務所と、37の当行の地方事務所がある。地方事務所の活用のみならず、インターネットも積極的に活用することで利便性を向上させている。テリトワール銀行では、フランスの地域の発展のために、毎年200億ユーロ近くの融資を行っている。

Bpifrance（Banque Publique d'Investissement, BPI）

Bpifranceはフランス政府と預金供託公庫（CDC）がそれぞれ49.2%出資する公的金融機関で、企業の資金調達（Business loanの提供など）主な目的とするほか、信用保証（Guarantees）やイノベーション振興関連の融資（Soft loans for innovation）も行う。約3,187人の従業員を擁し、地域に特化した金融ソリューションを開発している。中小企業融資では44億ユーロ、信用保証では15億ユーロ、イノベーションでは20億ユーロの融資実績を有する（2021年6月末）¹⁵²。ただし、2023年1月23日のフランス弁護士へのヒアリングの際には、Bpifranceは起業家支援などに力を入れており、事業が危なくなった中小企業を支援するものとは異なるということが示された。

Bpifranceの信用保証の特徴

主にスタートアップなど創業後まもない企業向けに信用保証を付与している。協調融資（後述に詳細記載）では企業の貸し倒れリスクを分散させることで、融資のハードルを下げている。例えばBpifranceの「中小企業とVSEの発展のために銀行融資の40～70%保証（Garantie du développement d

¹⁵⁰ BANQUE des TERRITOIRES 「L'identité de la Banque des Territoires」

(<https://www.banquedesterritoires.fr/notre-identite>、2023年1月30日)

¹⁵¹ Caisse des Dépôts et Consignations 「Notre histoire」

(<https://www.caissedesdepots.fr/>、2023年1月30日)

¹⁵² SOCFINAF 「HALF-YEAR CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS 30 JUNE 2021」 2021年6月30日

(https://www.socfin.com/sites/default/files/2021-10/2021.06.30%20-%20Socfinaf%20-%20Consolidated%20financial%20statements_0_1.pdf、2023年1月25日)

es PME et TPE) 」では、原則として40～70%の範囲で銀行融資に関する信用保証を提供することとしており、金融機関と危険負担の分担を行っている。また、金融機関は対象企業に対する自行融資残高の50%を超える金額については信用保証付融資を行うことはできない。

Bpifranceではコロナウイルスの緊急措置として、一時的に保証比率を90%に引き上げていた¹⁵³。また、Bpifranceが基本的には直接融資することはないものの、コロナウイルスの流行時は特例で直接融資を行ったという情報もある。

表4.7-2 Bpifranceの保証割合

200,000€以下の借入	60%まで保証
200,000€を超える借入	50%まで保証（上限1,5M€）

2023年1月23日のフランス弁護士へのヒアリングの内容をもとに作成

Bpifranceの協調融資について

Bpifranceでは民間金融機関と連携する協調融資として、融資期間15年程度の中長期融資を提供している。Bpifranceが融資した額とほぼ同額を民間金融機関が融資する。Bpifranceが先導し、民間金融機関の融資の呼び水となることを目指している。

Bpifranceの融資プログラムの一つに「成長のための融資（Prêts d' développement）」がある。創業間もない成長企業は十分な担保がない場合が多いことから、Bpifranceが無担保部分の高リスク部分を融資し、民間金融機関は有担保部分（所有権留保付のリースを含む）を融資するというものである。この時期の融資はリスクが高いため、国（Bpifrance）が資金を提供し、最終的な損失を保証することで中小企業の融資へのアクセスを確保している。

¹⁵³ Bpifrance 「Covid 19 : Bpifrance emergency plan」

(https://www-bpifrance-com.translate.goog/2020/04/08/covid-19-bpifrance-emergency-plan/?_x_tr_sl=en&_x_tr_tl=ja&_x_tr_hl=ja&_x_tr_pto=sc, 2022年12月21日)

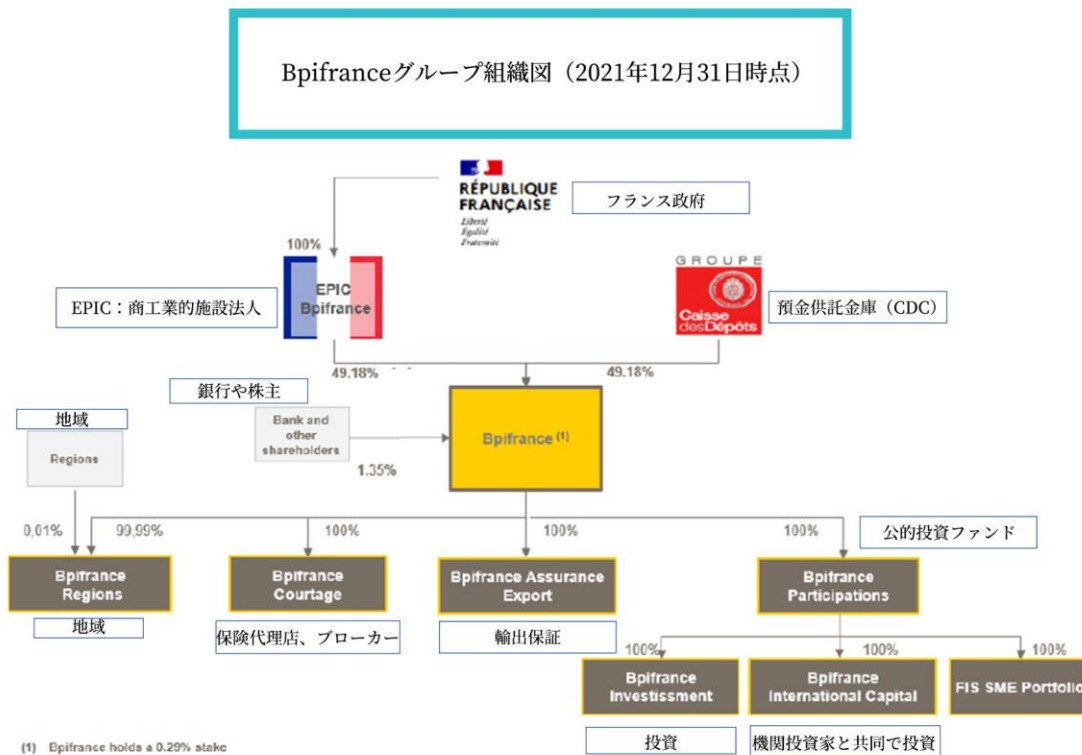


図4.7-1 Brifranceグループの関係図（ANNUAL REPORT EPIC BPIFRANCE 2021をもとに作成）

4.7.2 民間金融機関との棲み分け

融資の実務について、融資の窓口として民間金融機関が担っている。

商業銀行（banques）

フランスの商業銀行は大手銀行による寡占が進んでおり¹⁵⁴、7大商業銀行は①BNPパリバ（BNP Paribas Banque）、②クレディ・アグリコル・グループ（Groupe Crédit Agricole）、③ソシエテ・ジェネラル（Société Générale）、④BPCEグループ（Groupe BPCE）、⑤クレディ・ミュチュエル・グループ（Crédit Mutuel）、⑥ラ・バンク・ポスタル・グループ（Le Groupe La Banque Postale）、⑦HSBC欧州（HSBC Continental Europe）である。

そのほか、大手銀行以外にも近年では大手小売業の消費者向け信販会社が銀行としてより広範な金融サービスを提供し始めている。例えば、スーパーマーケットチェーンを運営するカルフルー（Ca

¹⁵⁴ フランス共和国

(<http://www.yu-cho-f.jp/wp-content/uploads/France-1.pdf>、2023年1月25日)

refour) 社はカルフル銀行 (Carrefour Banque) を所有している。なお、カルフル銀行は、カルフルの顧客を対象に支払カードPASSカードの発行会社であるソシエテ・デ・ペイメンPASS (Société des Paiements PASS (S2P)) を1981年に創設し、同カードの発行開始を嚆矢とする。以降、金融商品を拡大し、アセット・ファイナンス、個人ローン、貯蓄商品、銀行カード、とりまとめローンを提供している。1984年には、同会社の保険子会社であるカルマ (Carma) を通じ、自動車保険、住宅保険、支払保証保険、児童保険等のサービスの提供を開始した。2010年には、ソシエテ・デ・ペイメンPASS とカルマは合併し、2011年にカルフル銀行となった。カルフル銀行は、親会社であるカルフル社が株式の60%を、BNP パリバの個人金融会社であるBNPパーソナルファイナンス (BNP Personal Finance) が同40%を保有している。カード発行数は175万枚である (2021年12月末)¹⁵⁵。

また、中小・零細企業には、相互・協同組合銀行 (Banques mutualistes ou coopératives、民間) や市町村信用金庫 (caisses de credit municipal、自治体) がよく活用されている。

¹⁵⁵ Carrefour Banque 「Annual Report 2021」

(https://www.carrefour-banque.fr/sites/default/files/_files/pourquoi/Annual_Report_CRF_Banque_2021_GB.pdf、2023年1月25日)

相互保証会社（Les sociétés de caution mutuelle、SCM）

民間の相互保証会社のSCM（Les sociétés de caution mutuelle）とは、商人、実業家、職人、商業会社、自由業従事者の間で協同組合として設立された信用機関である。その目的は、会員に銀行保証を提供することである¹⁵⁶。銀行からの融資の際に個人保証を設定すると同時に、SCMからも保証を設定するケースが多い。

SCMは複数存在し、SCMごとによって強みとする領域が異なる。

表4.7-3 相互保証会社（SCM）

相互保証会社（SCM）	強みとする領域
SIAGI	Bpifranceとの協力関係のもと、ほぼ全般の銀行をカバー
Socama	Banque Populaireのみをカバー
SACCEF	不動産購入の際の借入金をカバー
Interfimo	自営業専門職の事業債務をカバー

2023年1月23日のフランス弁護士のヒアリング、Bpifranceのホームページをもとに作成

¹⁵⁶ Bpifrance 「Sociétés de caution mutuelle (SCM)」

(<https://bpifrance-creation.fr/encyclopedie/financements/dispositifs-garantie/societes-caution-mutuelle-scm#:~:text=les%20organismes%20comp%C3%A9tents%203F-,Qu'est%20ce%20qu'une%20soci%C3%A9t%C3%A9%20de%20caution%20mutuelle,garantie%20bancaire%20%C3%A0%20ses%20membres.,> 2023年1月25日)

第5章 ドイツ

5.1 経営者保証制度の在り方と債務に個人保証が設定される場合の条件

ドイツでは、スタートアップ企業や小規模企業など、十分な担保を有しない企業への融資には銀行が担保として経営者や株主の個人保証を求めることが多い¹⁵⁷。融資を受ける際の保証の在り方は、会社の法的形態によって異なる。個人事業主あるいはパートナーシップ¹⁵⁸ (Personengesellschaft) の場合、個人の責任が自動的に発生するため、融資の返済が滞った際などには、銀行が追加の契約なく個人の資産から弁済に補填できる¹⁵⁹。そのため、個別に保証契約を結ぶ必要はない。一方、有限責任会社¹⁶⁰ (GmbH : Gesellschaft mit beschränkter Haftung) の場合は自然人の責任が制限されるため、融資を取り付ける際の個人保証には銀行との個別契約が必要である。

銀行が経営者に個人保証を求める最大の理由は、会社の担保不足である。特に設立から数年しか経過していない企業の場合、会社の担保のみで融資の審査を通過することが難しいため、そのような場合には債務の個人保証が設定される。2023年1月16日に実施した弁護士へのヒアリング調査では、経営者に個人保証を求めることが非常に一般的であるとの回答を得た。特に創業年数が浅く、まだ強固な基盤が築かれていない企業のほとんどは個人保証を求められる。例外としては、不動産などほかの担保がある場合や、認証済みのソフトウェアIPなどがある融資が挙げられる。必要な資産額などの書面化された明確な指針はなく、銀行との交渉で個人保証の契約内容を決定する。ヒアリング対象の弁護士事務所が関わった事例では、ほとんどすべての融資に個人保証が求められており、その割合はほぼ100%と

¹⁵⁷ IWW「Bürgschaften von Gesellschaftern für ihre GmbH: Chancen und Risiken dieser gängigen Gestaltung」
(<https://www.iww.de/gstb/archiv/kapitalgesellschaften-buergschaften-von-gesellschaftern-fuer-ihre-gmbh-chancen-und-ri-siken-dieser-gaengigen-gestaltung-f26829>、2023年1月17日)

¹⁵⁸ 主に合資会社 (KG : Kommanditgesellschaft) と合名会社 (oHG : offene Handelsgesellschaft) がこれにあたる。会社と社員の関係が密接であり、会社の対外的信用の基礎が人 (社員) にあることが特長である。

¹⁵⁹ Lexware「Persönliche Bürgschaften vermeiden - mit KfW-Förderprogrammen」
(<https://www.lexware.de/wissen/buchhaltung-finanzen/kfw-foerderprogramm-persoенliche-buergschaft/>、2023年1月17日)

¹⁶⁰ ドイツで最も浸透している法人形態で、自然人に対する責任が制限される。出資の金額を限度とする有限の間接責任を負う社員 (Gesellschafter) のみから成る会社で、株式会社の複雑さを単純化したもの。

いうことであった。また、銀行の形態（大手銀行やオンライン銀行など）が融資の審査や個人保証の設定内容に与える影響はあまりない¹⁶¹。

2021年に銀行員を対象として行われたある調査¹⁶²によると、中小企業が新規融資を受けるための条件を問うアンケートに対する回答で多かったのは「（有限会社などの）共同出資者の責任（被調査者の69%）」や「ローンの（一部）担保（同65%）」であった。

保証人の条件・保証の意思

保証契約を結ぶ場合は、ドイツ民法（BGB：Bürgerliches Gesetzbuch）に規定された条件に従う必要がある。BGB766条¹⁶³によると、保証契約は書面によるものでなければならず、電子版（メール、FAXなど）は認められていない。保証契約は銀行などの債権者と保証人によって締結され、中小企業などの債務者自体は契約には関与しない。契約書には、少なくとも以下の内容を記載する必要がある。

- 債務者、債権者、保証人の身元
- 保証の対象となる債権
- 会社に債務不履行が発生した場合に保証人が弁済義務を負うこと

一般的な保証の場合、債権者は保証人への弁済請求を行う前に、まず債務者に対して可能な限りすべての法的措置（支払督促の送付や強制執行の実施など）に沿って支払い請求をする。強制執行に失敗した場合は保証人がその費用を負担する。BGB771条¹⁶⁴では、債権者の主たる債務者に対する強制

¹⁶¹ 2023年1月16日の弁護士ヒアリングによる

¹⁶² Die KMU-Berater – Bundesverband freier Berater e.V, 「BANKENUMFRAGE 2021 KREDITBEDINGUNGEN」、February 2021、pp.3-9.

(https://www.kmu-berater.de/wp-content/uploads/kmu_bankenumfrage_2021.pdf、2022年12月8日)

¹⁶³ BGB § 766

(<https://dejure.org/gesetze/BGB/766.html>、2022年11月23日)

¹⁶⁴ BGB § 771

(<https://dejure.org/gesetze/BGB/771.html>、2022年11月24日)

執行が効果を得なかった場合を除き、保証人は債権者への弁済を拒否できると規定している（「先訴の抗弁」）。

しかし、この規定は書面（先述のBGB766条に規定された形式）で放棄できる。その場合、銀行が保証人への請求時点や主債務者の支払範囲を自由に定めることができるため、銀行は、ほぼすべての事例でこの形式の保証を適用している¹⁶⁵。一方、連帯保証など直接執行できる保証については、債務の支払期日に債務者が債務を履行していない場合、債権者は先述の法的措置を試みることなく直ちに保証人に通達し、弁済を求めることができる。

¹⁶⁵ Brennecke & Partner Rechtsanwälte 「„Wer bürgt, wird gewürgt」 - Existenzgründung und Bürgschaft (https://www.brennecke-rechtsanwaelte.de/Wer-buergt-wird-gewuergt-Existenzgruendung-und-Buergschaft_178444、2022年11月24日)

5.2 法人破産と保証人の個人破産の法的手続

5.2.1 法人破産の法的手続

破産手続は、債務者又は債権者の要請で開始できる。手続の開始が認められるのは、会社が以下のいずれかに当てはまる場合である¹⁶⁶。

- 破産：債務者が既存の支払義務を履行できない場合。一方、一時的な支払遅延のみの場合は破産の事由にはならない。
- 差し迫った破産：債務者が既存の支払義務を後日履行できない可能性が高い場合。なお、債権者による不正を防止するため、この事由による破産手続は債務者からの申請のみ認められる。
- 債務超過：負債が債務者の資産総額を上回る場合。

法人破産の手続にかかる期間はケースごとに異なる。

倒産法（InsO：Insolvenzordnung）の規定によると、法人が支払不能又は債務超過に陥った場合、直ちに（支払不能の場合は遅くとも3週間以内、債務超過の場合は遅くとも6週間以内に）破産手続開始の申請書を提出する義務が発生する。この提出が遅れた場合、あるいは提出が時期尚早であった場合は3年以下の懲役又は罰金が課せられる¹⁶⁷。ある統計¹⁶⁸によると、すべての法人破産のうち約31%で警察による捜査が入っているため、迅速に手続を開始することが非常に重要とされている。

倒産の発生後は、倒産手続に向けた準備段階での資産の大幅な減額を防ぐために、経営者は債務の返済を禁じられる。それにもかかわらず、経営者が会社の資産を使って支払を行った場合、債権者を保護するため、経営者はその支払額を個人的かつ完全に補償する責任が発生する¹⁶⁹。

¹⁶⁶ IHK Offenbach am Main 「Insolvenz - Hinweise für Gläubiger」

(<https://www.offenbach.ihk.de/recht-und-steuern/unternehmensrecht/unternehmensrecht-von-a-z/insolvenz-hinweise-fuer-glaeubiger/>、2022年11月25日)

¹⁶⁷ InsO § 15a

(https://www.gesetze-im-internet.de/inso/_15a.html、2022年11月25日)

¹⁶⁸ KRAUS GHENDLER RUVINSKIJ Anwaltskanzlei 「UNTERNEHMENSINSOLVENZ - BUNDESWEIT VOM FACHANWALT」

(<https://anwalt-kg.de/insolvenzrecht/unternehmeninsolvenzen/>、2022年11月25日)

¹⁶⁹ InsO § 15b

(https://www.gesetze-im-internet.de/inso/_15b.html、2022年12月15日)

申請書を提出すると、管轄裁判所の審査が開始し、裁判所はまず仮の破産管財人（Insolvenzverwalter）を任命する。仮管財人の任務は、会社に破産手続を開始する事由があり、それにかかる費用があるかどうかを判断すること、債権者が登録した債権の内容を調査すること、そして第三者に対する会社の債務を調査し、対応できる見込みがある場合はそれらの債務を強制執行することである。なお、会社が破産手続に必要な費用（約€3,000）を賄えない場合は、資産不足として破産手続が却下される。通常、破産手続開始から約2か月後に債権者集会が開かれ、会社の分割又は再編が決定される。分割が決定された場合、会社の資産を投資家に売却し、未払の債権はすべて回収されて破産財団¹⁷⁰に組み入れられる。なお、破産手続中に債務者が取得した資産も破産財団に割り当てる。

資産の処分権が破産管財人に移譲された後は、原則として破産管財人がそれらの資産を自由に処分できる。ただし、会社や倉庫の売却といったとりわけ重要な法的措置の施行は債権者集会の承認が必要である¹⁷¹。最終的な分配の完了で破産手続が終了し、その旨を一般に公開する。手続終了後、原則として破産債権者は債務者に残りの債権を無制限に請求できる¹⁷²。

有限責任会社（GmbH）の場合、責任の対象は会社の資産のみである。ただし、破産時に会社が社会保障拠出金の支払義務違反又は納税義務違反を犯した場合は、経営者個人がこれらの違反の責任を負い、起訴の根拠となる可能性がある。こうした理由で、経営者の個人破産の事例が会社の破産に起因することが少なくないとされる¹⁷³。

2021年に破産申請を行った企業数は13,990件で、2020年から11.7%減少している。この統計には個人事業主も含まれているものの、かつて個人事業主だった個人は含まれていない。

¹⁷⁰ 破産財団とは、破産管財人によって換価処分され、各債権者に対する弁済又は配当の原資等になる破産者の財産の集合体のことである。

¹⁷¹ European e-Justice Portal 「Insolvenz/Bankrott Deutschland」
(<https://e-justice.europa.eu/447/DE/insolvencybankruptcy?GERMANY&member=1>、2022年12月15日)

¹⁷² InsO § 201
(https://www.gesetze-im-internet.de/insol/_201.html、2022年12月15日)

¹⁷³ ROSE & PARTNER 「Geschäftsführerhaftung in der Insolvenz」
(<https://www.rosepartner.de/haftung-geschaeftsfuehrer-insolvenz-gmbh.html>、2022年11月25日)

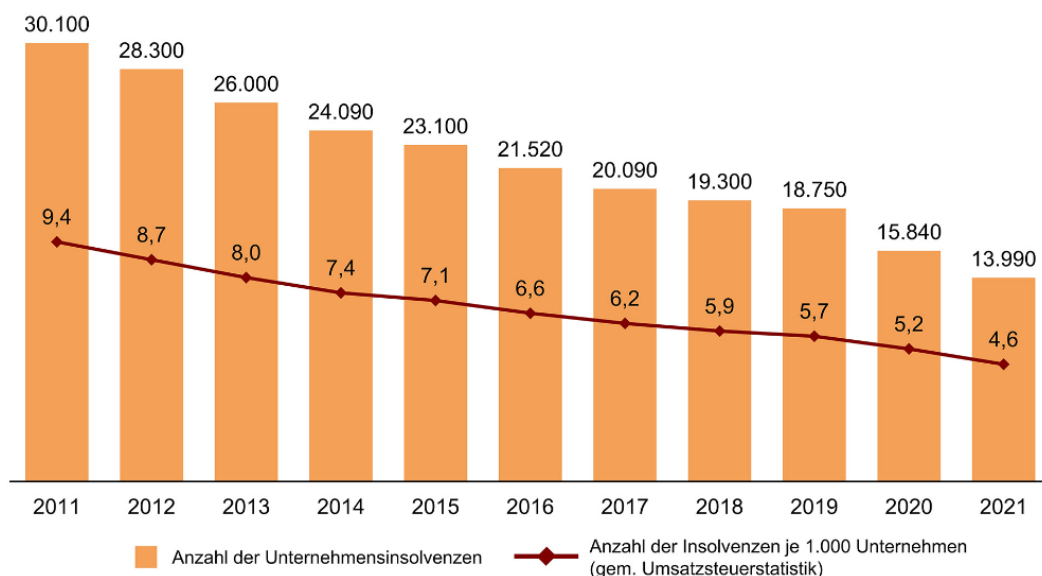


図5.2-1¹⁷⁴ 破産した企業の絶対数とドイツ国内の企業との比較

※オレンジ色が企業破産件数、赤線が1,000社あたりの破産件数（消費税統計情報より）

5.2.2 個人破産の法的手続

個人破産の期間は合計3年¹⁷⁵であり、その後は残りの負債が免責となる。個人破産の申請が認められるのは、以下に当てはまる場合である。

- 自営業の経済活動を行っていない、あるいは過去に行ったことのない自然人¹⁷⁶
- 債権者との法廷外和解を試みたものの、この試みが失敗した場合¹⁷⁷

¹⁷⁴ IfM Bonn 「Gründungen und Unternehmensschließungen」

(<https://www.ifm-bonn.org/statistiken/gruendungen-und-unternehmensschliessungen/unternehmensinsolvenzen>、2022年11月30日)

¹⁷⁵ 以前は破産期間が通常6年であったが、法改正により、2020年10月1日以降の手続について破産期間が3年に短縮された。参考：KR AUS GHENDLER RUVINSKIJ Anwaltskanzlei 「INSOLVENZ VERKÜRZEN」

(<https://anwalt-kg.de/insolvenzrecht/verkuerzung-insolvenz/>、2022年11月25日)

¹⁷⁶ 過去に自営業者であった場合も、破産手続開始時の債権者数が20人未満で、雇用関係から生じた債務がない場合は、例外として個人破産を申請することができる。参考：InsO § 304

(https://www.gesetze-im-internet.de/inso/__304.html、2022年12月14日)

¹⁷⁷ InsO § 305

(https://www.gesetze-im-internet.de/inso/__305.html、2022年12月15日)

自営業者やフリーランサーは通常の法人破産手続を踏む必要があるが、有限責任会社（GmbH）は自営業の経済活動とは見なされないため、GmbHの経営者は個人破産を申請する¹⁷⁸。

債権者と法廷外で和解に至らなかった場合、破産申請書を準備する。なお、その際には、申請前の6か月以内に法廷外和解の不成立及びその理由を示した書類のほか、既存の資産のリスト、債権者のリスト、債務整理計画などを併せて提出する。

通常、個人破産の手続は破産申請書を提出してから約5週間後に開始される。InsO89条の規定により、破産手続が開始された時点で、債権者は破産財団又は債務者の他の資産どれに対しても執行できなくなる¹⁷⁹。手続が開始されると管轄裁判所は破産管財人を任命し、当該管財人が債権者への通知及び債権者への財産分配を行う。

破産手続から約1年後に、「善行期間（Wohilverhaltensperiode）」と呼ばれる期間が始まる。この段階に入ると破産管財人との連絡頻度は大幅に減り（基本的には年次連絡のみに）、破産者は個人破産前と同じように、貯蓄し、生活を再建できるようになる。この期間の貯蓄は破産管財人又は破産裁判所に報告する義務はなく、相続を除き、贈与や宝くじの賞金を受け取ることもできる（相続については破産管財人への申告後、相続の半分が債権者に分配される）¹⁸⁰。

破産開始から3年後に、裁判所は最終的な残余債務の免除を許可し、破産者は免責となる。なお、破産手続開始後に新たに発生した債務については免責の対象とはならない。

¹⁷⁸ Firma.de 「GmbH-Geschäftsführer und Privatinsolvenz」

(<https://www.firma.de/firmengruendung/gmbh-geschaeftsfuehrer-und-privatinsolvenz/>、2022年12月14日)

¹⁷⁹ InsO § 89 (1)

(https://www.gesetze-im-internet.de/insol/_89.html、2022年11月25日)

¹⁸⁰ KRAUS GHENDLER RUVINSKIJ Anwaltskanzlei 「Wohilverhaltensperiode: Die größten Erleichterungen」

(<https://anwalt-kg.de/video/privatinsolvenz-recht/wohlverhaltensperiode-die-groessten-erleichterungen/>、2022年12月15日)

5.2.3 法人破産が保証人の個人破産とならないようにする制度上の手当

今回の調査において法人破産が保証人の個人破産につながる事態を回避するための制度は見つからなかった。

2023年1月16日に実施したヒアリング調査では、法人破産が個人破産に直結する事例は多くないとの回答を得た。これは、会社の法的形態が個人を保護しているためである。また、個人保証は付加的な担保であり、そもそも企業の基盤がしっかりとしていなければ、銀行は融資を実行しないため、法人破産のみによって個人が破産の危機に直面することは多くないとのことである。

一方、有限責任会社（GmbH）など、より個人経営に近い形態で運営するビジネスの場合は、個人資産と会社の資産が切り離されていないことが多いため、個人破産のリスクは高くなるとしている。法人破産時に個人破産する事例は、こうした個人経営の店が多い印象であった。このような運営形態では銀行からの融資を受けられないことが多いため、銀行に対する債務を返済できずに倒産するというよりは、サプライヤーなどへの借金がかさんで倒産することが多いとのことである。

なお、InsOには、個人破産時にまず債権者との法廷外和解を試みる義務が規定されている。和解が成立した場合は個人破産を回避できるため、この規定は保証人の個人破産を回避する上でも一定の効果があると考えられる（詳しくは5.3.1を参照）。

5.3 個人保証債務の整理手続や免責範囲（残存財産）

5.3.1 個人保証債務の整理手続

（1）法廷外和解

債務超過に陥っている個人には、破産手続の開始前にまず債権者との法廷外和解を試みる義務がある。

法廷外和解は破産手続に先立って行い、一般的には、債務者はまず債務カウンセラー又は専門の弁護士に接触する。これを受けて、弁護士又はカウンセラーがすべての債権者に連絡を取り、債務の全容を把握する。その際の通知書のテンプレートの一例を以下で示す。

差出人名・住所

受取人名・住所

地名・日付

支払不能通知書

拝啓 ○○様

貴方との取り決めであった【€○○】の分割払について、当面の間支払が不可能であることをここにお知らせいたします。これは【支払不能の事由】のためです。

したがって、ただいまをもちまして、貴方に対する口座振替依頼書を無効とさせていただきます。

また、法廷外和解の試みにおいて当方に和解を成立させる義務はないこと、また支払不能に関する当方の通知義務について、正式な書面によって迅速に義務を果たしていることから、債権回収業者へ債権回収を委託しないようお願いいたします。上記の理由から、当方には債権回収にかかる費用を負担する義務は一切ありません。

今後の未払金解決のため、〇〇年〇〇月〇〇日に負債カウンセラーとの話し合いが行われることとなりました。したがって、総額【€〇〇】の請求を上記の日付まで無利子かつ無償で延期していただきますようお願いいたします。債務カウンセラーとの話し合い後、速やかにご連絡し、現実的な返済案を提示いたします。それまでは、強制措置を停止していただきますようお願いいたします。

敬具

〔署名〕

氏名

図5.3-1¹⁸¹ 弁護士を通して債権者に送付される支払不能通知書のテンプレート

その後、債務者とともに「債務整理計画（Schuldentilgungsplan）」の作成を試み、弁護士又はカウンセラーは債権者に和解案を提示する。この計画に債権者全員が合意した場合は、破産申請を回避することができる。

差出人名・住所

受取人名・住所

地名・日付

Ins0305条に基づく法廷外和解の試み：支払提案書【ファイル番号】

返済方法の提案内容：

1回限りの分配額：

¹⁸¹ 2023年1月24日にヒアリング対象の弁護士事務所から入手したものを訳出

調整率：

私〔氏名〕は、債権者に対し、債務整理の目的で1回限りの〔€〇〇〕の支払をすることを約束いたします。

各債権者には、当方の債務総額に対する請求金額の割合に応じて定められた金額が分配されます。

債権者名	ファイル番号	調整率	調整金額

合意された支払金額の期日は、すべての債権者が負債和解案に同意後の翌月15日となります。

上記の金額の支払をもちまして、残りの請求額は全額免除となります。債権者は、この旨を書面によって当方に速やかに通知するものとします。

債権者は、管轄の地方裁判所及びSCHUFAに対して和解の旨を直ちに宣言し、書面によって、支払不能の記録の削除許可を与えるものとします。

債権者により、合意された負債和解が正当に取り消された場合、残りの請求額は再びその全額が有効となります。合意された金額を当方が期日までに支払わず、書面による督促状の送付から2週間経っても支払が行われない場合、債権者は和解を無効とする権利を有します。

敬具
[署名]
氏名

図5.3-2 弁護士を通して債権者に送付される和解案のテンプレート

法廷外和解の試みは債権者と連絡が取れないなどの理由で、和解に至らないことが多い。10件中、和解に成功するのは1、2件程度とのことである¹⁸²。また債権者が2、3社に限る場合は債権者と直接連絡を取り和解を試みることもある。

債務者にとって、法廷外和解は破産手続よりかはるかにメリットのある手段である。法廷外和解と比べて破産手続には多額の費用が発生（裁判費用及び管財人の費用のみで€2,000～€3,000のコストが発生する）する。これらの費用を負担することになる債務者にとって、法廷外和解は大幅な経費削減につながる制度である。

また、法廷外和解に成功した場合はSCHUFAのクレジットスコアへの影響がないため、再スタートがはるかに容易になる。

5.3.2 免責範囲（残存財産）

2023年1月16日に実施したヒアリング調査によると、個人保証債務が一部又はすべて免責となる事例はない。これは、民事法が定める債務の責任は明確で、債権者にも債務の返済を受ける権利があるためである。

保証人が請求に対して異議申立てを行う際、その根拠として主に認められるのは、以下の3つである。

¹⁸² 2023年1月16日の弁護士ヒアリングによる

- 保証の良俗違反
- 保証の時効
- 保証の違法性

良俗違反とは、保証契約が保証人に課す経済的負担が大きすぎる場合や、配偶者など、債務者との心情的なつながりだけで保証契約を結んだ場合に当てはまる。時効については、主な債権の時効を過ぎている、あるいは保証の時効を過ぎている場合に申立てを行うことができる。保証には、BGB195条に規定された3年の時効¹⁸³が適用され、保証人への請求が生じた年の末日から時効期間を起算する（連帯保証の場合は、ほとんどの場合、主な債権の期日に時効期間が開始する）。なお、当事者の交渉期間中は時効までの期間に含まれないため、時効が延長する場合がある¹⁸⁴。一方、違法性が認められるケースはまれであり、これには、脅迫された、あるいは騙されて保証契約を結んだ場合が該当する。

InsO36条¹⁸⁵では、多額の収益の見込みがある資産のみを破産財団に組み込むことを規定している。そのため、市場価値はほとんどないものの個人的価値が高いと考えられる資産については、すべて保持できる結果になる。これに当たる債務者が手放さなくてもよい一般的な物品には衣類、生活に必要な家具、家電製品、家庭用品、テレビ（約€1,000を超えるような高価なものは除く）、結婚指輪、ペットなどがある。例えば、高価なテレビを破産管財人が差し押さえた場合には、標準的なテレビを見返りとして受け取ることができる。車についても、状態の悪い古い車や、仕事や通勤に必要な場合であれば保持することができる¹⁸⁶。

¹⁸³ BGB § 195

(<https://dejure.org/gesetze/BGB/195.html>, 2022年12月7日)

¹⁸⁴ CDR Legal 「Bürgschaft Verjährung - Rechtslage zur Verjährung einer Bürgschaft」

(<https://cdr-legal.de/buergschaft-verjaehrung/>, 2022年12月7日)

¹⁸⁵ InsO § 36

(https://www.gesetze-im-internet.de/inso/_36.html, 2023年1月4日)

¹⁸⁶ Anwaltskanzlei Brandt 「Pfändung von Sachwerten und Vermögenswerten. Was darf, kann und wird gepfändet?」

(<https://www.schuldnerberatung-diskret.de/pfaendung-von-sachwerten-und-vermoegenswerten>, 2023年1月1日)

一方、自宅などの不動産については、差押えに対する特別な保護が規定されていないため、原則として差押えの対象となる¹⁸⁷。対象外となるのは、債務総額が資産総額を上回るケースである。ドイツでは多くの場合、破産管財人が差し押さえられた破産管財を競売にかけ、収益を債権者に分配する。ただし、管財人は競売収益が自宅の債務総額を下回る可能性が高いと判断（住宅ローンの残高が多い、家の状態が非常に悪い、未払いの市税額が大きすぎるなど）した場合は、資産の放棄を決定することがある¹⁸⁸。

2023年1月16日の弁護士ヒアリングによれば、生活に必要な家具や衣類、キッチン、テレビなどのほか、WiFiや携帯の契約も求職活動に必要なツールとみなされる。ちなみに、配偶者と破産者は切り離されるため、配偶者の資産は基本的に個人破産の影響を受けない。そのため、大企業の社長などが破産前に資産を配偶者に譲渡し、破産後も不自由なく暮らしているケースが報道されたことがある。

¹⁸⁷ Schulz & Partner Rechtsanwälte 「Privatinsolvenz Selbstbehalt: Was darf ich behalten?」

(<https://schuldnerberatung-schulz.de/privatinsolvenz-selbstbehalt-was-darf-ich-behalten/>、2022年11月25日)

¹⁸⁸ Schuldnerberatung.de 「Privatinsolvenz: Ist Ihr Haus zu retten?」

(<https://www.schuldnerberatung.de/privatinsolvenz-haus-retten/>、2022年12月9日)

表5.3-1 主な資産の扱い

手元に残せるもの	条件次第のもの	差押えの対象となるもの
衣類（普段着、仕事着）	車（通勤に必須な場合など）	自宅（一部例外あり）
家具（生活に必要なもの）	パソコン（仕事に必要な場合）	土地
家庭用品		高価なカーペット
テレビ		貴重な絵画
結婚指輪		新品の高価な家電製品
家電製品		高価なテレビ
ペット		屋根裏に収納された家具

5.4 個人破産によるデメリットとその回復要件

5.4.1 破産に伴うペナルティとその期間

個人破産の発生事実はドイツの民間信用情報機関であるSCHUFA（正式名称：SCHUFA Holding AG）に記録される。残余債務が免除され、破産手続が終了した後の残余債務免除の情報は3年間記録される。当人が過去にローンの未払いを繰り返した、あるいはほかの金融機関に口座やローンを解約されたといった情報もSCHUFAに記録され、破産時には個人のクレジットスコア¹⁸⁹が著しく低下する。

SCHUFAはドイツ最大の民間信用情報機関であり、すべての銀行がSCHUFAと連携している。ドイツの場合、クレジットスコアの最大値は100ポイントであり、この点数に近ければ近いほど信用度が高いことを意味する。スコアが97.5ポイントを上回る場合は信用リスクが極めて低いと認識され、50ポイントを下回る場合は信用リスクが重大であると判断される。

表5.4-1¹⁹⁰ クレジットスコアの点数と信用リスク

スコアの値	信用リスク
97.5%未満	「非常に低い」
95%～97.5%	「制御可能」～「低い」
90%～95%	「リスクが増加」～「並」
80%～90%	「高リスク」～「リスクが顕著に増加」
50%～80%	「非常に高い」
50%未満	「極めて重大」

¹⁸⁹ クレジットスコアとは、ローンや公共料金等の支払履歴などを元に、個人の経済的・社会的な信用の度合いを点数化したものである。クレジットカードの登録審査や、融資サービスの利用可能額・融資限度額の設定などに利用される。通常は信用調査機関から入手した情報に基づいており、米国などでは個人の社会保障番号とも紐づけられている。信用スコアとも呼ばれる。

¹⁹⁰ SCHUFA「SCHUFA base score table」

(<https://www.schufa.de/scoring-daten/scoring-schufa/>、2023年1月16日)

クレジットスコアの算出で考慮される要素には、ローンの状況、奨学金を含むあらゆる借金残高、既存の口座の詳細、金融機関によるクレジットスコアの照会件数、未払の請求書の有無、保証の有無、破産の有無のほか、クレジットカード、光熱費、税金といった月々の支払について支払期日を遵守しているかなど、さまざまな項目がある。なお、SCHUFAでは婚姻状況、宗教、国籍、給与額及び資産額などのデータは取得できない¹⁹¹。

クレジットカードについては、原則として、破産者や債務下にある個人がクレジットカードを保有及び使用すること自体は禁止していない。とはいえ、クレジットカードを保有する個人が破産手続を開始した場合、通常の場合、銀行は破産者に対してクレジットカードの解約を宣告する。名義人が明らかな支払不能に陥った際に、銀行が契約を終了する権利を有する旨の条項がクレジットカード契約の規約に含まれているためである。破産すると当人のクレジットスコアに悪影響が及ぶため、新たにクレジットカード契約を結ぶことが非常に困難になる。クレジットカードを保持できた場合でも、破産者は製品やサービスをカード購入できるが、ぜいたく品は資産保持義務違反とみなされ、残余債務の免除の却下に繋がる可能性がある¹⁹²。

破産手続の終了後も、クレジットカードやローンの契約はほぼ不可能である。これは、SCHUFAの信用情報を照会した金融機関が契約を拒否する可能性が高いためである。一方、プリペイド式のクレジットカードについては、個人は事前に入金した額しか利用できないため、破産手続中であっても銀行は利用を認めることが多いとされている¹⁹³。

¹⁹¹ SCHUFA「Scoring bei der SCHUFA」

(<https://www.schufa.de/scoring-daten/scoring-schufa/>、2023年1月16日)

¹⁹² KRAUS GHENDLER RUVINSKIJ Anwaltskanzlei「Darf ich eine Kreditkarte in der Insolvenz benutzen?」

(<https://anwalt-kg.de/insolvenzrecht/kreditkarte-in-der-insolvenz-geht-das/>、2022年11月28日)

¹⁹³ Schuldnerberatung.de「Kreditkarte trotz Insolvenzverfahren erhalten – Möglichkeiten」

(<https://www.schuldnerberatung.de/kreditkarte-trotz-insolvenzverfahren/>、2022年11月28日)

銀行口座については、2016年に制定された支払口座法（ZKG：Zahlungskontengesetz）が、すべての人に対し、基本的な機能を持つ消費者口座を開設する権利を与えている。基本的な機能とは、支払口座への現金の入出金、支払口座の管理に必要な操作、そして決済取引の実行などで、永住権のない住人や亡命希望者を含め、EU圏内に法律上の住居を有する人すべてがこの権利の対象となる。金融機関が口座の開設を拒否できる根拠はいくつかあるが、それらに該当しない場合も、金融機関が申請者に対して口座の開設を渋ることはあるようである。ただし、これは権利として認められているため、法的措置をとれば基本的な口座は開設することができる¹⁹⁴。

なお、金融機関が口座の開設を拒否できる根拠には、申請者が既に基本的な銀行口座を保有している場合や、申請者が申請前の3年間に、当該金融機関が不利益を被るような犯罪行為で有罪判決を受けている場合、そして禁止事項違反により、申請者が申請前の1年間に当該金融機関から口座の停止を受けている場合などがある¹⁹⁵。そのため、基本的な口座は破産後も開設が認められているものの、破産者が破産申請の遅延などによって刑事罰を受けた場合は、金融機関によって拒否される可能性が生じる。

口座開設の権利の対象は消費者用の口座のみであり、破産後の法人口座の開設は非常に困難である。ドイツ連邦経済エネルギー省（BMWK：Bundesministerium für Wirtschaft und Klimaschutz）が公開するフォーラムによると、自営業者で破産後に事業用の口座が必要な場合は、現実的には、基本的な消費者向け口座を開設して事業用に充てるか、従来の銀行ではなくオンライン銀行を通じて口座を開設するか、EU圏内の他国で口座を開設するという方法しかないのが実態のようである¹⁹⁶。

¹⁹⁴ KRAUS GHENDLER RUVINSKIJ Anwaltskanzlei「KONTO TROTZ SCHUFAEINTRAG ERÖFFNEN」
(<https://anwalt-kg.de/insolvenzrecht/neues-konto-trotz-schufa-eintrags-eroeffnen-privatinsolvenz-regelinsolvenz-ausergerichtlich-schuldenvergleich/>、2022年12月15日)

¹⁹⁵ ZKG § 31-38
(<https://www.gesetze-im-internet.de/zkg/BJNR072010016.html>、2022年12月7日)

¹⁹⁶ BMWK「Insolvenz: kein Geschäftskonto?」
(<https://www.existenzgruender.de/SharedDocs/BMWi-Expertenforum/Gruendung-und-Schulden/Insolvenz/Insolvenz-kein-Geschaeftskonto.html>、2022年12月7日)

2023年1月16日に実施したヒアリング調査では、銀行は破産者の法人口座開設申請を非常に慎重に処理するという回答を得た。破産者は担保を用意したうえで法人口座を開設するか、親族など第三者のサポートがない限り難しいとのことである。なお、オンライン銀行の方がハードルは低く、例えばPenta銀行の場合は大手銀行に比べて必要書類が少ない。とはいえ、すべての銀行はSCHUFAと連携しており、どの銀行であっても破産後は条件が厳しくなるといえる。

5.4.2 回復要件

先述のとおり、破産はSCHUFAにおいてマイナスの記録となるため、破産前と同じように決済サービスを利用するには、クレジットスコアの回復が不可欠である。残余債務免除の記録は3年後に削除されるため、記録の削除を待ちつつ、十分な収入を維持し、さらには支払期限を守るなどして着実にスコアを上げていく必要がある。先述のようにSCHUFAには破産に関連するさまざまな情報が記録されるため、マイナスの記録がすべて削除されるまでには、破産申請時から数えて10年ほどかかるとされている¹⁹⁷。

一方、2021年7月には、SCHUFAの記録保持期間について個人破産者に益する判決が下っている。従来、SCHUFAは個人破産者の残余債務免除の記録を、破産手続が終了した後の3年間保持していた。当該裁判の原告は過去に破産を経験した個人であり、2019年に残余債務免除が認められ再スタートを切るチャンスを得たものの、SCHUFAの残存記録が影響して、賃貸住宅の契約や銀行口座の開設などの経済活動が妨げられていた。シュレスヴィヒ上級地方裁判所は判決文で、インターネット上の破産手続の公示に関する条例（InsoBekVO：Verordnung zu öffentlichen Bekanntmachungen in Insolvenzverfahren im Internet）で規定されている期間を超えて、根拠なしに当記録を保存及び処理することは違法であるとし、SCHUFAが破産手続終了6か月後に残余債務免除に関する記録を削除することを命じた¹⁹⁸。この判決は、破産手続終了後の再スタートにおける障壁の1つを解消するよう期待される。

¹⁹⁷ advocado「Nach der Privat-insolvenz die Schufa löschen – so geht's」

(<https://www.advocado.de/ratgeber/bank-und-kapitalmarktrecht/bonitaet/privatinsolvenz-schufa.html>, 2022年12月15日)

¹⁹⁸ Schleswig-Holstein「Schleswig-Holsteinisches Oberlandesgericht」

(<https://www.schleswig-holstein.de/DE/justiz/gerichte-und-justizbehoerden/OLG/Presse/PI/202107Schufa.html>, 2022年12月8日)

5.5 個人破産者の再チャレンジに関する制度面のメリット

2023年1月16日に実施したヒアリング調査で、個人破産者の再チャレンジについて尋ねたところ、再チャレンジを支援する法制度はないとのことであった。破産者は月に1回、管財人に求職状況などを報告する義務があり、管財人や求職支援機関などのサービスを通じて一定のサポートは受けられる。

再チャレンジの際に最も大きなハードルとなる銀行などからの資金調達についても、支援制度の存在は見受けられない。また、個人破産時に手元に残すことのできる資産は、必要最低限の生活を維持するためのものに限られるため、破産後時間が経たないうちに再チャレンジを試みることは容易ではない。一方、善行期間に入ると制限が大幅に緩和され、貯蓄もできるようになるため、この期間中に本格的な再出発の準備を進めることができると考えられる。

破産申請後も必要最低限の生活を維持できるよう、個人は一定の現金を保持することができる。2022年7月1日現在、個人破産時に手元に残すことのできる現金は最低€1,339.99であり、扶養者の数など状況に応じて増額される（図5.5.1.1を参照）。

表5.5-1¹⁹⁹ 2022年7月1日～2023年6月30日現在の差押え可能な現金（抜粋）

毎月の純賃金（€）		扶養人数に基づく差押え可能額					
最低	最高	0人	1人	2人	3人	4人	5人
0	1,339.99	0	0	0	0	0	0
1,340.00	1,349.99	6.89	0	0	0	0	0
1,550.00	1,559.99	153.89	0	0	0	0	0
1,840.00	1,849.99	356.89	4.61	0	0	0	0
2,110.00	2,119.99	545.89	139.61	0.13	0	0	0
2,390.00	2,399.99	741.89	279.61	112.13	0.43	0	0
2,670.00	2,679.99	937.89	419.61	224.13	84.43	0.50	0
2,950.00	2,959.99	1,133.89	559.61	336.13	168.43	56.50	0.36
4,070.00	4,077.72	1,917.89	1,119.61	784.13	504.43	280.50	112.36
€4,077.72から超過分は全額差押え対象となる							

法的には、破産手続中であったとしても、破産管財人が承認すれば自営業者とされ、会社を設立することも可能である。ただし善行期間には破産者は新たな借金を負わないという義務があり、これは自営業についても適用される。また、個人破産が企業破産の結果として起こり、債務者が特定の犯罪で過去に有罪判決を受けている場合は、有罪判決から最大5年間は経営を禁止される場合がある。破産手続の遅延などによって債務者に罰則が科せられた場合も同様である²⁰⁰。

¹⁹⁹ Schuldnerberatung.de 「Privatinsolvenz: Welchen Freibetrag dürfen Schuldner behalten?」
(<https://www.schuldnerberatung.de/privatinsolvenz-freibetrag/>、2022年1月3日)

²⁰⁰ Gründer.de 「Ist eine Gründung bei Privatinsolvenz möglich?」
(<https://www.gruender.de/gruendung/gruendung-bei-privatinsolvenz/>、2022年12月8日)

5.6 政府系金融機関における流動性支援策

(1) 政府系金融機関における流動性支援策について整理

ドイツ国内において、2022年はロシア・ウクライナ情勢の直接的な地政学的リスクや、（ロシア・ウクライナ情勢から派生した欧州エネルギー危機を含む）物価高、及び金利引締めによる経済不況のアジェンダへ焦点がシフトした年だったと言える。実際にドイツ連邦中央銀行が発行しているMonatsbericht（月間報告書）の2022年11月号と12月号においては、コロナ関連項目はなく、インフレーションによる国内の購買力の問題や、エネルギー危機による国内産業への影響に焦点が当てられている。12月号に記載されている「2023年から2025年の見通し」によれば、2023年以降は政府によるコロナ関連の経済的支援は大幅に減少し、エネルギー危機対策へ移行する指針を打ち出している。

この傾向はドイツの流動性支援策の縮小化にも表れており、2022年を境に、EUから地域の金融機関までコロナ関連の支援策は2020年～2021年と比べて少なくなっている。続く項ではドイツが関係する国内外の政府系金融機関を調査対象とし、実施されたコロナの流動性対策をまとめる。

(2) ECBのポストコロナへ向けた金融緩和政策、及び規制緩和政策の動向

European Central Bank（ECB）は2022年2月10日のプレスリリースで、2020年3月の新型コロナ感染拡大以降継続していたコロナ関連の金融緩和の終了を発表した。金融緩和政策として、最後まで継続していたのが銀行への資本規制緩和で、金融機関による活発な流動性提供を促すための政策だった。

1. ECBによるコロナ禍の取り組み

ECBはコロナ感染がヨーロッパで初確認された2020年当初、コロナ関連の経済的支援策として市場への直接的な流動性の提供と企業による借入を円滑に提供する方針を打ち出した。コロナ禍を一時的な事象にとらえ、政府は資金へのアクセスをドイツ経済へ包括的に提供し、恒久的なダメージを最小限に抑えることを狙った。ECBによる流動性支援策は以下のとおりである²⁰¹。

²⁰¹ ECB Eurosystem 「Our Response to the Coronavirus Pandemic」 (<https://www.ecb.europa.eu/home/search/coronaviruses/html/index.en.html>、2023年1月17日)

表5.6-1 ECBの主な金融緩和政策

	プログラム	内容	開始時期	終了時期
1	パンデミック緊急購入プログラム（PEPP）	ECBによる総額€185,000百万の民間・公共に流通している証券の買い入れ。流通している債券購入をもとに国内外の借入時利息の低下が目的。	2020年3月	2022年3月
2	低金利継続による金融機関への流動性促進	ECBの主要金利の緩和路線の継続	2019年9月	2022年7月
3	企業と個人消費者の借入アクセスの確保	銀行がECBから借入時（マージン・ローン）の受入担保種類の拡大（TLTROⅢ受入可能担保の拡大）	2020年4月	2022年6月
4	短資市場の流動性支援	長期リファイナンスを活用した短資市場の流動性支援	2020年3月	2020年6月
5	銀行の資本規制緩和による銀行貸出活動の促進	自己資本規制の緩和と、銀行による配当制限要請	2020年3月	2023年1月

1.1 パンデミック緊急購入プログラム（PEPP）²⁰²

PEPPとはECBによる量的緩和策の資産買入れプログラムである。危機対応措置の一環として行われたPEPPは、ECBによる従来の資産購入プログラム（APP）に比べ購入資産の要件を緩和し、広範囲の資産（主に民間・公共の債権）が対象となった。

1.2 低金利継続による金融機関への流動性促進²⁰³

ECBはコロナにより経済的損害がピークを迎えていた2020年から2022年初頭まで、低利姿勢を継続した。該当期間の主要金利は①政策金利（主要リファイナンス・オペ金利）を0.00%②限界貸付け

²⁰²ECB Eurpsystem 「Pandemic Emergency Purchase Programme（PEPP）」（<https://www.ecb.europa.eu/mopo/implementation/pepp/html/index.en.html>、2023年1月18日）

²⁰³ECB Eurosytem 「Key ECB Interest Rates」（https://www.ecb.europa.eu/stats/policy_and_exchange_rates/key_ecb_interest_rates/html/index.en.html、2023年1月18日）

ファシリティ金利を0.25%③預金ファシリティ金利を－0.50%であった。これにより金融機関がECBからの安価な借入を続けることができ、EU各国への流動性の支援に繋がった。

なお、EUの物価高騰の波を受けて2022年7月27日にECBは各金利の引き上げを行い、政策金利の調整を通じたコロナ禍の流動性支援策は事実上終了した²⁰⁴。2%のインフレーションターゲットを新たな目標として金利引き上げに踏み切っている。

1.3 企業と個人消費者の借入アクセスの確保

ターゲット長期オペ（TLTROs : Targeted Longer-Term Refinancing Operations）プログラムの延長として、ECBはコロナ禍においての実体経済への支援策として、受け入れ可能担保を拡大し、金融機関の借入障壁低下を目指した²⁰⁵。同プログラムは2022年6月をもって終了している。

1.4 短資市場の流動性支援²⁰⁶

2020年3月から2020年6月にかけて、ECBは短資市場の流動性支援を発表した。流動性の基礎になっている短資市場の健全性確保を通じ、コロナ感染症拡大による経済の冷え込みへの応急処置としての対応策だった。

1.5 銀行の資本規制緩和による銀行貸出活動の促進

ECBは各国の銀行をターゲットに以下のとおり資本政策を行った。

- システミックイベント時の対策として行ってきたP2Gガイダンスの解除
- P2R規制の緩和において、自己資本比率にTier2資本（補助項目）の組入れを容認
- 銀行へ配当制限を要請し、自己資本の余剰キャパシティーを貸出しへ集中

²⁰⁴JETRO「欧州中銀、TLTRO－IIIの適応金利引き下げ、主要政策金利は据え置き（ユーロ圏、EU）」<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/05/61b7ec4f872d8083.html>、2023年1月18日）

²⁰⁵ ECB Eurosystem「ECB prolongs support via targeted lending operations for banks that lend to the real economy」(https://www.ecb.europa.eu/press/pr/date/2020/html/ecb.pr201210_1~e8e95af01c.en.html、2023年1月18日)

²⁰⁶ ECB Eurosystem「ECB announces measures to support bank liquidity conditions and money market activity」(https://www.ecb.europa.eu/press/pr/date/2020/html/ecb.pr200312_2~06c32dabd1.en.html、2023年1月18日)

- 自己資本管理において、バックストップ的役割を果たすレバレッジ比率から、中央銀行エクスポージャーの一時的除外²⁰⁷

自己資本規制緩和を通して、銀行の資本バッファの活用を経済全体に向けさせることで、ECBは積極的な貸出し活動を可能とする環境を構築した。自己資本規制緩和の施策により、ECBは各国の銀行を通じて、ヨーロッパ経済に€1.8兆に上る流動性の枠を創出した²⁰⁸。

(3) 欧州投資銀行グループによる保証制度

EU圏内において中長期の中小企業支援は欧州連合の機関である欧州投資銀行（EIB：European Investment Bank）と、同じEIBグループに属する欧州投資基金（EIF：European Investment Fund）が行っている。保証制度を利用する場合、EIBは企業の代わりに一定の割合（通常は最大50%）を保証する。EIFは銀行、融資会社、保証機関など、中小企業に資金や保証を提供するさまざまな金融仲介機関と連携しており、中小企業が利用する金融商品に保証を提供している。なお、資金や保証はEIFから中小企業に直接提供されるのではなく、EIFによる認定を受けた金融仲介機関を通じて提供された。以下、コロナ禍にEIBグループが提供した保証プログラムをまとめたものである。

1. EIBによる中小企業向けローンの融資

EIBは継続的に中小企業向けのローンの保証を行っている。同支援プログラムは金融機関向けに保証を提供する内容で、中小企業への融資が貸倒れと判断された場合に50%までその損失の補填を行う。保証期間を含む条件は、各貸出しに対して柔軟に対応している。保証前提条件は、EIB Prioritiesに沿ったプロジェクトへの融資だということである²⁰⁹

2. Pan-European Guarantee Fund（EGF）による保証

EGFとはコロナ感染拡大当初の2020年3月より、ヨーロッパ各国の資金提供により設立された保証を目的とするEIBのファンドである。欧州連合に所属する国の企業を対象に、各国の金融機関を通

²⁰⁷ECB Banking Supervision「ECB allows temporary relief in banks' leverage ratio after declaring exceptional circumstances due to pandemic」(<https://www.bankingsupervision.europa.eu/press/pr/date/2020/html/ssm.pr200917~eaa01392ca.en.html>、2023年1月18日)

²⁰⁸ECB Banking Supervision「ECB Banking Supervision provides further flexibility to banks in reaction to coronavirus」(<https://www.bankingsupervision.europa.eu/press/pr/date/2020/html/ssm.pr200320~4cdbbcf466.en.html>、2023年1月18日)

²⁰⁹European Investment Bank「Our Priorities」(<https://www.eib.org/en/about/priorities/index.htm>、2023年1月18日)

して、株式、債権と保証商品の提供を行う事で、ヨーロッパ全体を対象とした流動性の支援を2022年1月2月まで行った。同ファンドは発足当初より€262億をコミットし、結果として、各国の金融機関を通して提供された流動性は総額€1,150億にも上った²¹⁰。

3. COSME LGFプログラム²¹¹

European Fund for Strategic Investments (EFSI) の支援を受けEuropean Commission (EC) とEIFの共同で提供されたコロナ支援プログラムで、中小企業の貸出し・リースを増進する目的で設立された。中小企業が持つ債権・債務ポートフォリオの証券化などを通して、債務を直接提供している金融機関に対して再保証・裏保証を行った。信用リスク量が低下したことで、金融機関は中小企業への流動性支援を行い、結果として€101.9億に上る資金が中小企業へ提供された²¹²。

4. InnovFin SME Guarantee Facility

European Fund for Strategic Investments (EFSI) の支援を受け、ECとEIFが共同で金融機関に提供したコロナ支援プログラムで、既にInnovFinで提供している保証の保証規約の強化と新規保証の提供を行った。2020年4月から2021年12月まで同プログラムを通じて、€71.3億に上る資金が中小企業へ提供された²¹³。

5. EaSI Guarantee Instrument

EU Programme for Employment and Social Innovation (EaSI) が出資し、ECとEIFが共同で提供していたプログラムで、マイクロファイナンスとソーシャルアントレプレナーを対象を限定している。同プログラムはマイクロファイナンス金融機関を通じて、従来大手金融機関にアクセスがない企業への融資保証を提供した。マイクロファイナンス向けの融資保証の上限は€2万5千で、ソーシャルア

²¹⁰ EIF 「All Press Releases」 (https://www.eif.org/news_centre/press_releases/all/index.htm?year=0000&category=&keywordList=EGF 、2023年1月18日)

²¹¹ EIF 「COSME - Loan Gurante Facility (LFG) 」 (https://www.eif.org/what_we_do/guarantees/single_eu_debt_instrument/cosme-loan-facility-growth/index.htm 、2023年1月18日)

²¹² EIF 「Competitiveness of Enterprises and SMEs - Loan Gurante Facility: Implementation Update」 (https://www.eif.org/what_we_do/guarantees/single_eu_debt_instrument/cosme-loan-facility-growth/implementation_status.pdf、2022年9月30日)

²¹³ EIF 「InnovFin SME Guarantee: Implementation Update」 (https://www.eif.org/what_we_do/guarantees/single_eu_debt_instrument/innovfin-guarantee-facility/report-quarterly-innovfin-smeg-implementation-status.pdf、2022年9月30日)

ントレプレナー向けの融資保証は€50万までと設定されていた。2020年4月から2021年12月まで同プログラムが提供した保証の総額は€4.2億とされている²¹⁴。

6. Cultural and Creative Sector保証

CCS Guarantee FacilityとはECとEIFによる文化・クリエイティブ事業を対象とした融資保証の強化を目的としたプログラムで、2016年6月に発足したCCS GFで保証規約を強化した制度である。同プログラムは2020年4月から2021年3月までに€2.6億に上る保証を行った²¹⁵。

7. InnovFin Equity Program

ECとEIFによる戦略的市場のスタートアップ支援策として2020年2月に発足したプログラムで、EUのHorizon 2020を通して資本提供した企業の支援を目的とした。コロナ禍において継続的な活動を促すために、資本提供の際に結んだ規約の一部緩和と新規の資金調達の支援を行った。同プログラムでは資金提供の協力機関は銀行などの金融機関ではなくVCファンドで、スタートアップ企業の間に入りコロナ禍の下支えを行った²¹⁶。

(4) KfWと地方政策銀行による融資保証と直接融資策

ドイツ復興金融公庫を中心にドイツの政策銀行とそのグループに属している金融機関は、コロナ禍において国内を中心とした支援を行った。例えばドイツの復興金融公庫（KfW：Kreditanstalt für Wiederaufbau、6.2.3を参照）は、パンデミックを受けてKfW-Sonderprogramm（KfW特別プログラム）を導入し、2022年4月まで実施した。なかでも、KfW-Schnellkredite（KfWクイックローン）による融資は、連邦政府が融資の100%を保証している。また、融資は銀行やKfWによる追加の信用度評価

²¹⁴ EIF 「EaSI - Guarantee Financial Instrument: Implementation Update」 (https://www.eif.org/what_we_do/microfinance/easi/easi-implementation-status.pdf、2022年9月30日)

²¹⁵ EIF 「Cultural and Creative Sectors Guarantee Facility: Implementation Update」 (https://www.eif.org/what_we_do/guarantees/cultural_creative_sectors_guarantee_facility/ccs_implementation_status.pdf、2022年9月30日)

²¹⁶ EIF 「InnovFin Equity: Equity Signatures as of 31/12/2022」 https://www.eif.org/what_we_do/equity/single_eu_equity_instrument/innovfin-equity/innovfin-equity-signed-deals.pdf 2022年12月31日) i

なしで承認されるため、企業は迅速に融資を受けることができる。これは企業に対する保証プログラムではなく、KfWによる保証が付いた融資を民間金融機関が企業に提供する仕組みとなっている。

対象は、遅くとも2019年1月1日から経済活動を行い、2019年12月31日の時点で財政状況が良好であった企業である。2020年11月9日には自営業者に加え、従業員が10人以下の小規模企業も利用できるようになった。融資額は2019年の年間売上高の最大25%で、従業員が50人を超える企業については最大€80万、従業員が50人以下の企業については最大€50万、従業員が10人以下の小規模企業については最大€30万となっている。

1. KfW Sonderprogramm 2020

前述のとおり、KfWは2020年に入り、KfW-SchnellKreditのほか、ドイツ連邦政府と連携し中小企業を対象としたSonderprogramm 2020（2020年3月開始、2022年4月終了）を発足させた。同プログラムは既存のプログラムを基盤とした3本の軸を元に支援策を構成しており、コロナ禍で影響を受けたドイツの中小企業にさらなる支援を提供する目的で設立されている。同プログラムの基盤となる3本の軸とは以下の融資プログラムのことを指している。

【5年以上の企業向け】

- KfW-Unternehmerkredit （アントレプレナーローン）
- KfW-Investitionskredit （成長ローン）

【5年以下の企業向け】

- ERP-Gründerkredit-Universalスタートアップローン）

上記の既存支援に加え、以下の新規プログラムが追加された。

- KfW Sonderprogramm Direktbeteiligung fuer Konsortialfinanzierung （855）（シンジケーションローン）

KfWのSonderprogramm 2020は既存の融資プログラムに比べ、企業側の融資を受けるまでの負担が軽減している。例えば、対象企業の財務状況と担保の審査によって従来決定されていた融資利率は、中小企業は一律1%～1.46%、大手企業も2%～2.12%と簡素化された。申請処理期間も大幅短縮

し、KfWによる独自審査を省き、融資を提供する金融機関の融資額に基づくリスク審査のみとした²¹⁷。その他、KfWは保証の割合を引き上げて融資を行う金融機関へのリスク削減をし、従来の50%程度から、中小企業向け融資に対しての保証は90%（大企業は80%）としている。

2. ドイツCorona Matching Facility (CMF)

2020年4月から始まったCMFプログラムはKfWの子会社であるKfW Capitalを通して提供されたスタートアップ支援プログラムで、ドイツのスタートアップ投資を行っているVCファンドを通じて流動性支援を提供する事を目的とした。2021年3月に終わった同プログラムはコロナにおいてスタートアップ企業が直面している流動性確保の課題解決のため、KfW Capitalが企業とVC間で取り交わした資金調達額の70%の「マッチング」を行い、公的資金を企業の流動性に充てる内容となっていた。

申請する側のVCファンドの要件は次のとおりである。

- ①ヨーロッパを拠点としていること
- ②独立したVCであること（Corporate VCは不可）
- ③KfW Capital／EIFによる独自の審査に通ること

CMFは連邦政府が中心となって中小企業向けに施策した€20億に上る支援策の一つ目の柱として存在していた。

3. 地方政策銀行を通じた支援（Soforthilfe）²¹⁸

連邦政府が施策したコロナの二つ目の柱は、主に地方に点在している政策銀行（Länder）16行を通して行われたSoforthilfeによる給付金である。2020年3月から5月まで行われた、このプログラムは緊急支援として地方政策銀行を通じて行われた支援策で、総額€500億に上る連邦の政策資金が確保された。

²¹⁷ Sonderprogramm 2020をもって、€3百万までの融資に関してはKfWの審査を不要とし、€10百万まで審査は簡潔に行う方針となった。

²¹⁸ BMWK 「Coronavirus: Immediate Federal Economic assistance now available」 (<https://www.bmwk.de/Redaktion/EN/Pressemitteilungen/2020/20200329-coronavirus-immediate-federal-economic-assistance-now-available.html>、2020年3月29日)

(5) 州銀行による中小企業の流動性支援プログラム

流動性保証サービスに関して

州銀行は元より法人向けのサービスとして、中小企業に流動性支援の項目で保証商品を用意している。これは主に、事業活動（主に貿易関連の取引）から生じる債務に対して、受け手や払い手の立場を州銀行が保証する内容である。

保証する債務内容は各銀行により異なるが、大手銀行との違いは、中小企業を主なターゲットにしている点が挙げられる。保証商品の中には州銀行が顧客の支払債務を代わりに支払うなどのサービスがあり、中小企業への流動性の支援を提供するものである。銀行の商品であるため、保証を受ける企業の財務や取引実績などに基づく審査が発生する。

LBBWとEIBによる中小企業貸出

州銀行が仲介となって政策に携わった例には、2021年6月に発表されたバーデン＝ビュルテンブルグ州銀行（LBBW）がEIBグループと連携して実施した€57億に上る中小企業への貸出枠の創出がある。EIBが保証を出す例は5.7.3で示したが、上記記載のEGF（Pan-European Guarantee Fund）の支援のもと、地域の中小企業への流動性支援が可能になった。同プログラムの目的は中小企業支援を通じた28,000人の雇用創出であった²¹⁹。なお、同プログラムは2022年12月に2回目の支援が発表され、EGFにより€16億に上る融資保証が確約され、€96億の上る融資枠が確保された²²⁰。

(6) 保証銀行による保証

機関保証の例として、ドイツには保証銀行（Bürgschaftsbank）が存在する。これは、中小企業向けの金融機関の融資を保証銀行が経営が健全であっても十分な担保を持たない中小企業を保証して資金調達を支援する仕組みである。保証銀行は民間の組織ではあるが非営利法人で、連邦政府や州政府による財政支援を受けている。現在は各州に少なくとも1つの保証銀行が存在している。対象となるの

²¹⁹ EIF 「Germany:EIB Group and LBBW join forces to support small and medium-sized companies in the COVID-19 crisis」 (<https://www.eib.org/en/press/all/2021-207-germany-eib-group-and-lbbw-join-forces-to-support-small-and-medium-size-d-companies-in-the-covid-19-crisis>、2021年6月21日))

²²⁰ LBBW 「Germany: EIB Group and LBBW join forces once again to support to small business」 (https://www.lbbw.de/koernern/medien-center/presseinfos/2022/20221213-press-release-eib-group-and-lbbw-support-small-businesses_afs5e1acgx_m.pdf、2022年12月12日)

は、スタートアップ資金、事業の譲渡や承継に必要な資金、設備資金及び運転資金、そしてフランチャイズやリースにかかる資金などである。

コロナ禍において、保証銀行は保証限度額を€125万から€250万まで引き上げ、融資額の80%を保証している。連邦政府は保証銀行が保証した額の10%に相当する保証を保証銀行に供与する²²¹。しかし、コロナ禍に保証銀行により提供された保証は約€29億と、ドイツ国内で提供されたコロナ支援額の全体額の2.4%程度に留まっている。

(7) ドイツ連邦政府からの給付金

流動性支援策としてここまで着目して来たのは主に融資をベースとした「返済が必要な支援策」だったが、ドイツでは政府が中小企業に流動性支援策として支給した給付金も大きい額を占める。一例は「緊急橋渡し給付金（Überbrückungshilfe）」で、ドイツ政府は2020年から2021年後半に掛けて、4度にわたり給付している。更に2020年11月と12月に「11月給付金（Novemberhilfe）」と「12月給付金（Dezemberhilfe）」が支給され、2021年11月に公表された給付金額の総額（Soforthilfeは除く）は約€437.3億にも上った²²²。ドイツは市況のニーズを注視しながら、コロナ禍で顧客確保が困難な飲食業を中心に給付金プログラムを実施した。コロナによる影響がピークを迎えていた2020年11月から2021年6月にかけて行われたÜberbrückungshilfe IIIは、総額€232億（平均支給額€4万3千/申請）にも達し、大規模な流動性支援策となった。

(8) ドイツにおける流動性支援策のまとめ

ドイツ連邦政府はヨーロッパでコロナ感染拡大が確認され始めた初期から、迅速な経済的支援策を打ち出した。「コロナの盾（Corona-Schutzschild）」の名前の元、ドイツは強硬な政策を打ち出す必要があった。スタートアップを中心とした中小企業に対しての支援を最優先に掲げ、給付金を始め

²²¹BMWK「Bürgschaften des Bundes und der Länder」

[https://www.foerderdatenbank.de/FDB/Content/DE/Foerderprogramm/Bund/BMWi/buergschaften-laen \(der-bund.html](https://www.foerderdatenbank.de/FDB/Content/DE/Foerderprogramm/Bund/BMWi/buergschaften-laen%20(der-bund.html)、2023年1月18日)

²²²「Monatsbericht des BMF November 2021」、Bundesfinanzministerium、p.26 - p.33. (<https://www.bundesfinanzministerium.de/Monatsberichte/2021/11/Inhalte/Kapitel-3-Analysen/3-1-bilanz-corona-unternehmenshilfen.html>、2023年1月23日)

に、融資と資本強化を可能とするプログラムを立ち上げた。その間、財政政策の根本を担う金融機関はEUの政策を起点として、政策銀行の保証などを通し流動性を市場に大規模に投入する事に成功した。

迅速な対応がドイツ国内の経済への長期的な損害を軽減する結果に繋がった。2021年11月のMonatsberichtによると、40万にも上る企業がドイツ国内流動性支援の恩恵で倒産が免れたと報告している。ドイツ国内の経済指数においても、流動性支援が本格化した2020年6月以降、ドイツ国内のGDP（2015年比）は第三四半期で104.6%に上昇し²²³、ZEW（欧州経済研究センター）が発表している景気予測指数はプラスに持ち直している²²⁴。

2021年11月時点でのドイツ国内の流動性支援額の割合に関しては、給付金と融資などの信用取引が圧倒的に多く大多数を占めている。給付金に関してはコロナ禍当初に支給されたSoforthilfeを繰り入れた場合、給付金の総額は€566.8億（全体の45.2%）にも上る。ドイツ政府が導入した給付金プログラムは包括的な支援策を、中小企業に限らず、個人事業主向け（Neustarthilfe）プログラムの導入や、すでに導入したプログラムから「漏れてしまった」企業を対象とした応募条件の拡大などの制度を通して実現した²²⁵。

融資総額に関しては、前述のとおりEUによるマクロ金融政策からEIBや国内の政策銀行などを通して行われた保証により、コロナ禍に提供された流動性の大部分を占める形となった。なお、VCを通じたスタートアップへの資本強化はRekapitalisierung（全体の6.9%）の一部として扱われている。

²²³ Dashboard Deutschland「Volkswirtschaft」 (https://www.dashboard-deutschland.de/konjunktur_wirtschaft/volkswirtschaft、2023年1月23日)

²²⁴ ZEW「ZEW-Finanzmarktreport & ZEW-Konjunkturerwartungen」
(<https://www.zew.de/publikationen/zew-gutachten-und-forschungsberichte/forschungsberichte/konjunktur/zew-finanzmarktreport>、2023年1月23日)

²²⁵ BMF「Monatsbericht 2021年11月」 (<https://www.bundesfinanzministerium.de/Monatsberichte/2021/11/Inhalte/Kapitel-3-Analysen/3-1-bilanz-corona-unternehmenshilfen.html>、2023年1月23日)

5.7 政府系金融機関の位置付けや民間金融機関との棲み分け

5.7.1 政府系金融機関の位置付け

(1) 政府系金融機関の定義とドイツにおける政府系金融機関の概要

1. 政府系金融機関の定義

本調査における政府系金融機関とは、主に政策金融機関を指し、同金融機関が行う政策金融の定義として、以下の基準に沿って投融資や保証を行う事とされている。²²⁶

- i. **公益性**—不特定多数に渡って利益を増進する金融活動。
- ii. **リスク評価が困難な場合**—金融案件として、リスク・リターンの査定が難しい場合。
- iii. **ハイリスクを有する場合**—案件の評価において、民間金融機関が利益追求の観点から、損益の影響を懸念して投融資を拒む可能性がある場合。

政府系金融機関は、一般的な商業銀行の利益追求型のビジネスモデルに活動の重きを置かず、政府の政策を根源とした資金提供活動を行っている金融機関である。日本においては商工組合中央金庫や日本政策金融公庫（JFC）などが、公共のマンデートを基礎に金融市場に携わっており、新型コロナウイルス感染症における中小企業への支援策として流動性対策や物価高騰による資金ニーズに対応している²²⁷。しかし、連邦共和国であるドイツに焦点を当てると、上記に挙げた政府系金融機関の定義が大多数の銀行に当てはまる。

ドイツの金融システムは先進国の中でも特殊な構造を持ち、銀行主体の金融システムの中で、Drei-Säulen-Struktur「三本柱構造」と呼ばれる構造を成している。ドイツ金融の三本柱の内訳は、「民間商業銀行」、歴史的に州や市のような地方公共団体の出資を起点としている「Landesbank/Sparkassebank（州銀行・貯蓄銀行）」、地域の協会・団体主体で創設された「Coop（共同組合銀行：日本に

²²⁶ 財務省「政策金融」 (https://www.mof.go.jp/policy/financial_system/fiscal_finance/index.html、2022年12月30日)

²²⁷ 日本政策金融公庫「日本公庫の資金の流れ」 (<https://www.jfc.go.jp/n/company/sikin.html>、2022年12月30日) / 商工中金「地域金融機関の皆さま」 (<https://www.shokochukin.co.jp/cooperation/>、2022年12月30日)

置いての信用農業協同組合連合会の位置付け)」である。このような仕組みの中で、自治体や公的機関が州銀行と貯蓄銀行に出資しており、ドイツの公式な政策銀行以外の金融機関として、州銀行と貯蓄銀行を政府系金融機関の枠組みの一つとして理解できる²²⁸。

2. 公的出資の利点

州や地方自治体などの公的な大株主を持つ銀行の利点には、経済の波からの影響が比較的小さく投融資活動が行える事がある²²⁹。銀行が経済的困難に直面した場合でも、流動性保証として公的資金へのアクセスが可能であり、自治体が銀行を保証することで地域や国の経済を基礎とした資金活動を行える²³⁰。一方で、株主への還元を優先する大手商業銀行は損益の最大化を図るため、デフォルト時損失（LGD : Loss given Default）を常に意識し、顧客のデフォルトリスクを加味した金融活動を行う。この点が、貸出しに関わる信用力審査においても中小企業への融資に消極的な傾向で現れている²³¹。公共機関を親組織として持つ銀行は、親の安定した強固な経済力を基盤にリスクへの高い耐性を示す事ができる。今回の政府系金融機関の調査では、KfWを中心に、ドイツにおいて公的なマンデートの達成に一定の役割を果たす金融機関も政府系金融機関として纏める事とする。

²²⁸ 一般的にドイツ国内の銀行の収益力・収益性が他国と比べ劣る理由について、投機性に囚われない多岐にわたる顧客リレーションシップ構築を行う公共性に帰納する事が要因の1つとされている。故に資金利益やROEなど、ドイツの銀行全体の収益率は比較的低い水準に位置している（Behr and Schmidt）。実際に2021年度（1月～12月期）の決算において、ドイツの銀行の平均的な収益率はEMEA諸国に対して、次のとおりの結果となっている：i) ROAA: 0.18%（EMEA 全体: 0.55%） / ROAE: 2.83%（7.96%） / 純金利マージン: 1.08%（1.35%）（データ元:S&P Market Intelligence、2022、Appendix 1参照）

²²⁹ Patrick Behr, Daniel Foo and Lars Norden, 「Cyclicality of SME Lending and Government Involvement in Banks」、pp.2-3.

²³⁰ 例として、Bayern LB Holdings AG の親であるバイエルン州政府は州の財務活動を賄うために地方債を発行している。バイエルン州は大手格付け機関から信用格付けが付与されており、Moody's / S&Pともに最高格付けの Aaa（2022年8月20日） / AAA（2022年9月3日）が付与されている。

²³¹ 銀行の投融資活動は主に顧客が債務不履行に陥るリスクを考慮し、金融商品提供の発案段階から実行まで様々な協議を行う。大きなポイントとして、顧客へ提供する金利、信用タームや額などが顧客の財務プロファイルによって調整される。結果、財務基盤が安定し、経済の波に影響されない優良企業へ偏ってしまう傾向がある。

(2) ドイツ公的銀行協会（VÖB）とは

今回の調査ではドイツ公的銀行協会（Bundesverband Öffentlich Banken Deutschlands : VÖB）に加盟している銀行に焦点を当てた。VÖBとはドイツにおける政策銀行や地域のLandesBankを含む63行が集った団体であり、国内外への政府機関・規制機関に対して以下の活動を行っている²³²。

- 加盟銀行を代表してECBや利権の主張
- 加盟銀行同士での連携・協力を促す活動

ドイツ連邦政府、及び欧州議会と欧州委員会が公認し、加盟している銀行の規模は大きいこともあり、加盟銀行の合計総資産残高は€3,229,000百万である²³³。連邦政府やEUのマンデートと並ぶ存在であり、本調査では活動しているVÖBの加盟銀行も調査対象とした。

²³² VOB「Aufgabe des Verbandes」 (<https://www.voeb.de/wer-wir-sind/aufgaben-des-verbandes>、2023年1月13日)

²³³ VOB「Wer wir sind」 (<https://www.voeb.de/wer-wir-sind>、2023年1月13日)

(3) Kreditanstalt für Wiederaufbau (“KfW”) GroupとForderbankの役割

1. 活動の概要

ドイツの政府系機関の代表である連邦政府の直属の政策銀行にはKfWグループが挙げられる。KfWは第2次世界大戦後の1948年から存在する国営の金融機関であり、中小企業のほか、スタートアップ企業、地方のインフラ、環境、教育など幅広い分野で資金提供を行っている。2021年には全体で€1,070億の資金提供を行い、うち33%は気候・環境保護分野に投じている。KfWの出資者はドイツ連邦政府（80%）と連邦州（20%）である。

2. 貸出金の内訳

KfWは政策銀行として世界第3位の資産総額を有しているが、そのほとんどは貸出金である。2021年12月度の有価証券報告書²³⁴によると、KfWは総額€5,510億の資産を有しており貸出金はその内の80.0%を占める€4,406億であった²³⁵。負債には、貸出資金の調達方法として-発行した債権を含む証券や短期資金の借入となる€5,061億が含まれる。

KfWは事業部門別に異なる顧客層への助成を行っており、2021年12月期には総額€1,070億もの貸出コミットメント額を報告している。コミットした額のうち、中小企業への割り当て額は€729.8億（前期比-15%）で、約68.2%を占める。コミットメント額を含めた貸出金の内訳は、銀行向けの貸出が€3,031億とその他の顧客に対する貸出額の€1,378億である。

(4) 地域政府系金融機関としてのSparkassen-Finanzgruppe GmbH（貯蓄銀行）、及びLandesbanken（州銀行）

1. 活動の概要

連邦政府のマנדートを国内全体の経済活動へ影響させるのが、KfWを始めとした政策銀行のミッションであれば、同様の役割を地方で担うのが、Sparkassen-Finanzgruppeの会員であるLandesbankと各州のSparkassen支店である。地域の政府系金融機関として、連邦政府の方針を地方自治体

²³⁴ EDINET, 「ドイツ復興金融公庫 有価証券報告書」（2022年6月23日提出）

²³⁵ KfWが保有している資産については貸出金が大半を占めるが、その他の資産として中央銀行の口座にある現金（7.8%）や債権（7.3%）となっている。

(州・County) へ「落とし込む」役割も担っており、地方政治と緊密な関係を持っている。この点はドイツの貯蓄銀行と州銀行は地方における政府系金融機関として、地方自治体が出資者として名を連ねていることから分かる。経済活動が特定地域内に限れる中小企業の立場において、同機関の影響は多大である。

州銀行の特徴として、地方行政が銀行の直接的な親会社（出資者）として持つ議決権がある。例えば、バイエルン州ミュンヘン市に所在地を置く Bayerische LBの親会社はBayernLB Holdings AG（100%保有）であるが、その更に上位の出資者はバイエルン州（75%保有）とSparkassenverband Bayern（24.99%保有）であり、行政と公的機関が所有権を持っている。このような大株主としての州・公的機関は他の行政区のLandesbankでも見られる。（表5.8.4.1参照）

表5.7-1 ドイツ主要州銀行のプロフィール

	BLB (前身：バイエルン地域銀行/1914年設立)	Saar LB (1941年設立)	LBBW (1999年設立)	NORD/LB (1970年設立)	Helaba (前身：ヘッセン州立銀行/1953年設立)
出資比率	バイエルン州政府 75.00% バイエルン州貯蓄銀行連合 24.98% その他	ザールランド州政府 74.90% ザールランド州貯蓄銀行連合 25.10%	BW（バーデン＝ヴュルテンベルク）州政府24.98% シュトゥットガルト市 18.93% BW州株式会社1 5.54% その他	ニーダーザクセン州政府 55.15% FIDES Gamma GmbH 12.27% FIDES Delta GmbH 12.27% その他	ヘッセン・テューリンゲン州貯蓄銀行協会 68.85% ヘッセン州政府 8.10% テューリンゲン州政府 4.05% その他

引用元：Capital IQ (<https://www.capitaliq.spglobal.com/>) のデータベースより引用

地方自治体が議決権を持つため、地域政党の政治家が銀行のガバナンスに携わるという明らかな関係性が州銀行や貯蓄銀行に現れている²³⁶。このような州銀行・貯蓄銀行と地域の政党との繋がりが銀行の金融活動に与える影響は、ドイツの金融機関において度々調査対象とされている。例えば、4年ごとに開催される州選挙にて、支配政党が変わる度に、州銀行が運営する有価証券ポートフォリオをソブリン債から銀行の所在する州が発行する地方債にシフトする傾向が調査されている²³⁷。コーポレートガバナンスの観点から州政府のアジェンダや党员への忖度が銀行の活動へ少なからず影響を及ぼしていると言える。

2. 貸出金の内訳

5.7.2 民間金融機関との棲み分け

先の章で前述したとおり、政府系金融機関は公共の出資を受けているため、融資活動におけるリスク耐性が必然的に高くなる。これは貸出を行う金融機関の優位性を表すだけでなく、顧客側として借入を行う企業にとっても利点である。

民間銀行と政策銀行の比較を行った場合、政策銀行が実施している資金提供プログラムは多くの面で優れている印象を与える。ここで次に、一般的な観点も含めながらドイツで導入された支援プログラムを例として挙げながら民間と公共の融資について説明する。

²³⁶ Bruegel 「Germany's saving banks: uniquely intertwined with local politics」 (<https://www.bruegel.org/blog-post/germanys-savings-banks-uniquely-intertwined-local-politics>、2023年1月14日)

²³⁷ Michael Koetter and Alexander Popov, 「Politics, banks, and sub-sovereign debt: unholy trinity or divine coincidence?」、European Central Bank Eurosystems: Working Paper Series, No.2146, April 2018. (<https://www.ecb.europa.eu/pub/pdf/scpwps/ecb.wp2146.en.pdf/> 2023年1月14日)

表5.7-2 ドイツにおける民間銀行と政策銀行の比較

	民間商業銀行	政府系金融機関
応募条件	誰でも自由	限定的
審査基準	厳しい	易しい
貸出金利	高い	低い
資金用途	基本的には自由	限定的

応募条件

政府系金融機関が提供する金融サービスは、経済的な政策の一部である事が多いため、特定層を対象としている事が多い。プログラムの内容によって応募条件は異なるが、一般的に中小企業向けのプログラムには従業員数や売上規模などの制約がある。プログラムの中には応募条件がかなり広範囲に設定されている事も少なくないが、これはコロナ融資などの経済全体の底上げを図る政策に限られ、その枠組み外ではかなり稀である。

審査基準

一般的に政策系金融機関に共通する点は、商品を提供する際の審査が簡潔で寛大なことである。前述のとおり、資金の貸出活動は回収まで行う事で銀行は利益を上げ、債務不履行は貸出した総額の損失を意味する。商業銀行は利益を追求するため、リスクを審査する基準で一定の企業をふるいに掛けなければならない。この点は零細企業や起業して間もないスタートアップ企業が、商業銀行から借入れを検討している際に直面する厳しい現実である。民間金融機関のリスク審査は財務の基盤が確立されていないスタートアップや財務自体が企業より劣る個人事業主が融資を受ける際に高い障壁となる。

政策銀行は公共性を担保するため、民間の金融機関と比べ、比較的寛大な審査基準を設けており、内容も簡潔である。コロナ禍の貸出制度の1つであったKfW Special Programm 2020では、審査

はKnow-Your-Customer²³⁸ や財務分析による信用リスク審査などの基礎的な項目のみで、通常の銀行業務で求められるその他の項目の審査はなかった。

金利

公共の保証を受けている金融機関が提供する融資は、民間の金融機関が提供する融資に比べると、比較的安価に提供される事が多い。これは5.8.8.1で前述したとおり、商業銀行は顧客デフォルトリスクの懸念上、リスクに見合った回収率（利息）を設定するためである。この基本的な考えは個人・法人でも同じで、デフォルトリスクが高い顧客への融資を行う際、設定する利息は高くなる。一方、公的出資を受けている金融機関は、デフォルトリスクを加味した利益回収率の概念に重きを置かずに融資できるため、似たターム（規約）の融資であっても、利息は安くなる。

ドイツでは3本の柱により影響される市場の競争性により、どの金融機関も提供している商品は比較的安価な利息設定となっている。しかし、政策などの一環で行われる融資などに関しては、大幅な低金利が設定される事が多い。その一例は、KfWが2020年6月より発表したERP Digitalization and Innovation融資²³⁹で、総額€2.5億までの融資に対し、最低金利を0.01%に設定されている。これは2021年のドイツにおける貸出し金利（2003年～2022年の期間）の最低金利であった1.76%をはるかに下回る金利設定となっている²⁴⁰。

資金用途

公共の金融機関は政策のマンデートに沿った融資を提供するために資金調達コストが低い。反対に、政策のマンデートに当てはまらない内容のプロジェクトには、企業は調達した資金を充てられないように規定されている。よって、資金用途はかなり限定的だと言える。民間金融機関から借入を行う際、資金用途の申告は最低限必要であるが、申し込みを行う際は資金用途の縛りはない。

²³⁸ KYCとは本人確認手続のことを差し、金融機関が法人・個人の体系的な審査を行う。特に海外ではマネーロンダリングの未然防止や、日本においては暴力団の資金流用の未然防止措置としても行われる。

²³⁹ KfW「Zero Interest」 from 1 July 2021 for the financing of digitalisation and innovation projects」 (https://www.kfw.de/About-KfW/Newsroom/Latest-News/Pressemitteilungen-Details_660352.html 、2023年1月27日)

²⁴⁰ CEIC「German Bank Lending Rates」 (<https://www.ceicdata.com/en/indicator/germany/bank-lending-rate> 、2023年1月27日)

第6章 韓国

6.1 経営者保証制度の在り方と債務に個人保証が設定される場合の条件

韓国では、保証人になるよう頼まれると断りにくい風土の中で、主債務者が倒産して保証人に深刻な被害が及ぶことが頻繁にあり²⁴¹、社会問題となっていた。そのため連帯保証制度の廃止が段階的に進められてきた。連帯保証廃止案は2019年1月1日から全面施行され、原則として個人保証が廃止された。

ただし、当該連帯保証廃止案では法人経営を例外として扱っており、持分30%以上の株式保有者のうち、

1 代表理事、無限責任社員

2 最大株主

3 経営者の配偶者

という条件に当てはまる人物のみ1名を連帯保証人として許容している。²⁴²

弁護士事務所へのヒアリング²⁴³によると、公的機関からの融資に経営者保証は要求されない。しかし民間金融機関からの借入では、ほとんどの場合、物的担保がなければ連帯保証人が要求される。中小企業の融資では、信用保証基金等の公的保証機関が融資額の80～90%の保証を行っている。この保証を利用して銀行から融資を受けるには、保証当該分に関する保証書を公的保証機関から受け取り、それを銀行に持参すればよい。しかし、銀行は当該保証外の10%～20%（銀行によってはそれ以上の額）に経営者の連帯保証を求めるようである。この比率についての法的な根拠は不明だが、これらの残りの10%～20%分については、代表者に責任の自覚を促す意図で一般的に行われているとのことである。

²⁴¹ 「韓国の破産制度及び保証制度 に関する報告書」 3ページ

(https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/committee/list/data/2013kankoku_tyousa_report.pdf、2014年8月)

²⁴² 「金融委員会」

(<https://www.fsc.go.kr/comm/getFile?srvcId=BBSTY1&upperNo=73344&fileTy=ATTACH&fileNo=2>、2019年1月1日)

²⁴³ 2022年12月26日イ弁護士へのヒアリング

なお調査員が2022年12月にハナ銀行、KB国民銀行、新韓銀行、ウリィ銀行、NH農協銀行に問い合わせたところ、すべての銀行が融資の際には経営者保証を付ける必要があると回答した。

韓国において法人破産時に保証人（経営者）が個人破産する割合については統計を見つけることができなかった。そのため、割合の具体的な統計値は参照できなかったが、弁護士事務所へのヒアリング²⁴⁴によると、連帯保証の代表者の場合、全体の70%以上において、法人破産する際に代表者が個人破産と一緒に申請する。

しかし、2018年以降に信用保証基金のような公的機関の保証で融資が行われるようになると、個人として連帯保証人になっていない場合、法人破産の申請時に個人破産も一緒に申請するケースの数は大幅に減少している。ただし、民間銀行や知人から資金を借用するために連帯保証を行ったり、連帯保証人でなくても個人的に借用して会社運営資金として活用したりして代表者個人の債務が生じる場合は個人破産を申請することもある。韓国の場合、個人破産時には免責申請と一緒に提出し、両方の処理が同時に進められる。

韓国民法の第431条²⁴⁵では、保証人の条件等を次のように規定している。

- 1 債務者が保証人を立てる義務を負う場合、その保証人は行為能力及び弁済する資力を有する者でなければならない。
- 2 保証人が弁済する資力を有しなくなった場合、債権者は保証人の変更を請求することができる。
- 3 債権者が保証人を指名した場合には、前二項の規定を適用しない。²⁴⁶

²⁴⁴ 12月26日イ弁護士とのヒアリング

²⁴⁵ 韓国民法

(<https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EB%AF%BC%EB%B2%95>、2022年12月13日)

²⁴⁶ 法律事務所

(<https://m.blog.naver.com/zatu11/220586029256>、2016年1月3日)

上記3の場合、債権者は弁済能力などについて十分に考慮した上で保証人を指定するため、連帯保証廃止案の例外規定に示されている保証人の条件に関する制限は適用されない。同法428条の2²⁴⁷によると、保証人の記名捺印または署名がある書面で保証人の意思を示すこととしており、電子版では効力が発生しない。

²⁴⁷ 韓国民法

(<https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EB%AF%BC%EB%B2%95>、2022年12月13日)

6.2 法人破産と保証人の個人破産の法的手続

6.2.1 法人破産の手続

法人破産手続²⁴⁸は、破産宣告によって開始し、原則的に廃止決定または終結決定によって終了する。法人破産手続は負債規模を問わず申請できるが、負債規模によって予納金が変わる。法人破産手続を申請できるのは負債超過状態、支払不能、支払不能が予想される場合である。支払不能や支払不能が予想される場合には、資産が負債を上回っても申請できる。

表6.2-1 負債規模に応じた予納金額（単位：ウォン）

負債規模	予納金
5億以下	500万
10億～5億	700万
30億～10億	1,000万
50億～30億	1,200万
100億～50億	1,500万

法人破産の手続は以下の流れで行われる。まず、債務者が支払不能または債務超過に陥った場合、債権者または債務者が破産申請を行う。続いて裁判所が代表者尋問を行い、破産申請が適切に行われたかどうかを確認し、その後、予納金の納付命令を出す。予納金を納付されると、裁判所が破産管財人リストにある弁護士を選定し、破産宣告の際にその弁護士を破産管財人に任命する。破産宣告の後に債権者集会や債権調査が実施される。そして売却可能な資産などを処分して財産還元が行われ、最

²⁴⁸ 法務法人礎石弁護士事務所

(http://lawfirmcs.kr/insiter.php?design_file=civil_case_normal.php&pc=p、2022年12月17日)

債務者更生及び破産に関する法律 第294条～327条

(<https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%B1%84%EB%AC%B4%EC%9E%90%20%ED%9A%8C%EC%83%9D%20%EB%B0%8F%20%ED%8C%8C%EC%82%B0%EC%97%90%20%EA%B4%80%ED%95%9C%20%EB%B2%95%EB%A5%A0>、2022年1月1日)

最終的に残存財産が配当されて、債務が減免や免責となり、破産終結・廃止へと至る。一般的な手続を図6.2-1で示す。

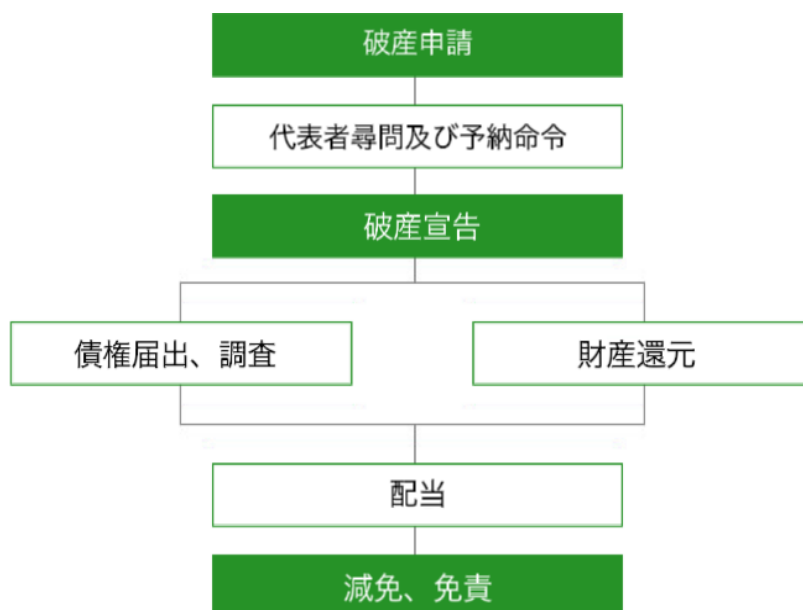


図6.2-1 法人破産の流れ

引用 : http://lawfirmcs.kr/insiter.php?design_file=civil_case_normal.php&pc=p (日本語訳はアットグローバル)

6.2.2 個人破産の法的手続

個人破産手続²⁴⁹は法人破産とは異なり、目的は清算することではなく、残存する債務に対する免責措置で個人が経済的に再起、更生することである。個人破産は債務者本人が自ら破産を申請する自己破産申請で開始される。多くの場合、債務者に配当の財源となるような財産はほとんどなく、換価し

²⁴⁹ 法制処

(<https://easylaw.go.kr/CSP/CnpClsMain.laf?popMenu=ov&csmSeq=616&ccfNo=1&cciNo=1&cnpClsNo=1>、2022年10月15日)

債務者更生及び破産に関する法律 第294条～327条

(<https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%B1%84%EB%AC%B4%EC%9E%90%20%ED%9A%8C%EC%83%9D%20%EB%B0%8F%20%ED%8C%8C%EC%82%B0%EC%97%90%20%EA%B4%80%ED%95%9C%20%EB%B2%95%EB%A5%A0>、2022年1月1日)

ても破産手続の費用も賄うことができないため、破産宣告と同時に破産手続を終結する同時廃止決定を行う。

個人破産の手続の流れは法人破産と同じである²⁵⁰。2022年12月に実施された弁護士ヒアリングによれば、個人破産のほうが法人破産よりも利害関係者が少なく、関連訴訟の数も少ないため、個人破産の手続のほうが時間はかからないとのことである。

²⁵⁰ ソウル回生法院

(https://slb.scourt.go.kr/rel/guide/personal_b/index.jsp、2023年1月14日)

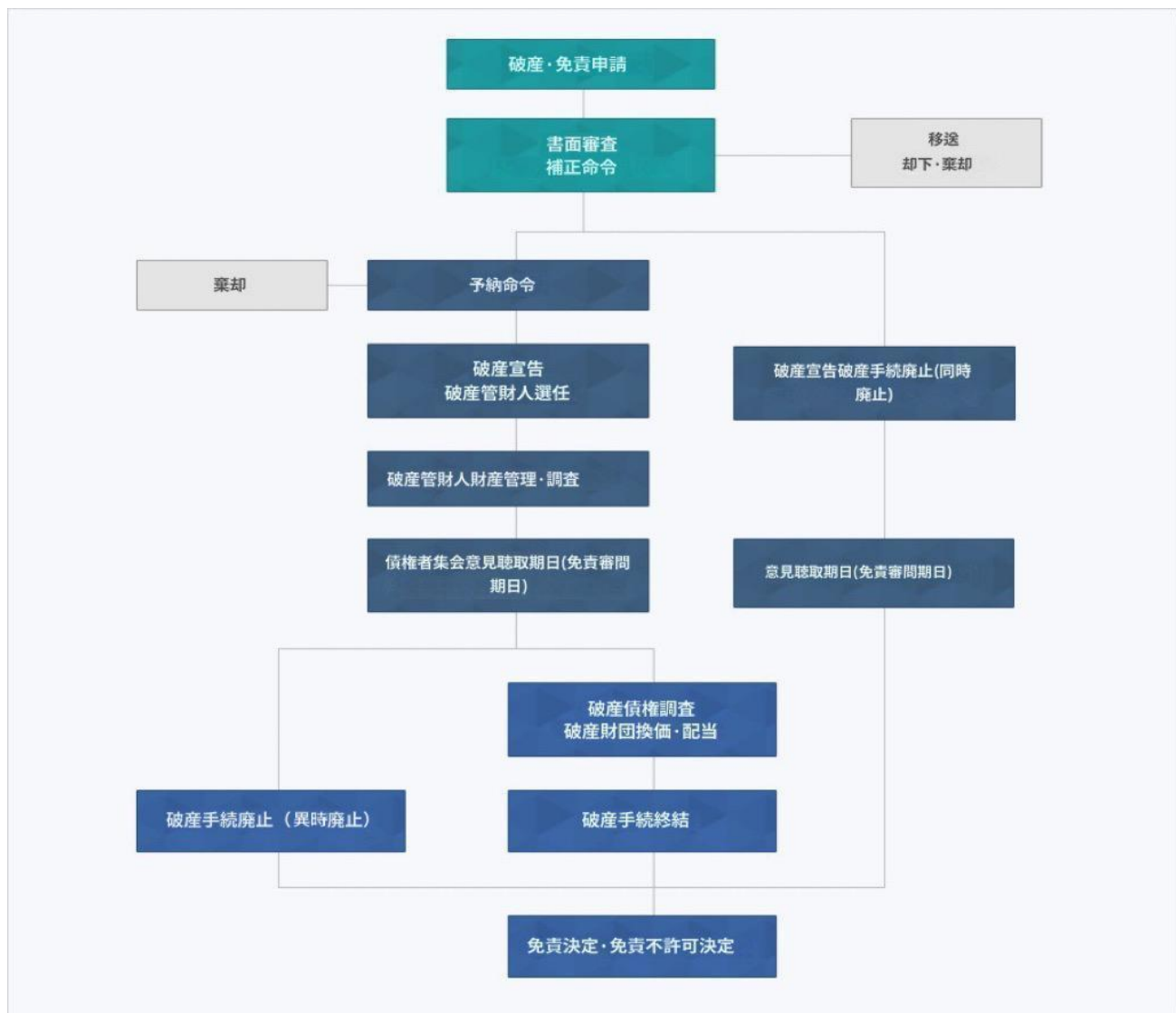


図6.2-2 個人破産の流れ

引用 : https://slb.scourt.go.kr/rel/guide/personal_b/index.jsp (日本語訳はアットグローバル)

特別な事情がない限り、破産申請時に免責も申請したものと見なされ、手続処理がない場合も免責審理が実行される。

6.2.3 法人破産が保証人の個人破産とならないようにする制度上の手当

法人破産時に個人破産を直接的に回避できる制度は存在しない。そのため代表者が個人連帯保証をしている場合には、法人破産に個人破産及び免責を合わせて申請するよう勧められることが多い。

弁護士事務所へのヒアリング²⁵¹によると、連帯保証の代表者のうち70%以上が法人破産する際に個人破産と一緒に申請しているとのことである。信用保証基金のような公的機関の保証付きの融資で連帯保証がない場合には、個人破産を同時に申請するケースが極めて少ない。とはいえ、民間金融機関や知人から資金を借用するために連帯保証を行ったり、連帯保証人でなくても個人的に借用して会社運営資金として運用したりすることがあるため、当該法人に関わり代表者個人の債務が膨らんで返済できないときは個人破産に繋がることもある。韓国の場合、個人破産において破産と免責を処理する制度が一体であるため、破産申請と免責申請は同時に提出される。

なお2013年に施行された新しい規定²⁵²では、主債務が減免または免除されると、連帯保証債務も同じ割合で減免又は免除されるようになった。対象債権者が信用保証基金、技術保証基金、中小ベンチャー企業振興公団である場合には、中小企業の再生計画認可決定を受ける時点及び破産宣告後に免責決定を受ける時点で減免または免除が適用される。この規定によると、法人再生手続の認可決定が確定すると、個人破産を申請した代表者は免責される。また、個人の一般再生や15億ウォン以下の債務では、主債務者である債務者が免責時に連帯保証人の債務も減免又は免除される。これにより、個人破産を間接的に防ぐことができる。

²⁵¹ 2022年12月26日イ弁護士へのヒアリング

²⁵² 信用保証基金法第30条の3 (<https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%8B%A0%EC%9A%A9%EB%B3%B4%EC%A6%9D%EA%B8%B0%EA%B8%88%EB%B2%95>、2022年4月1日)

技術保証基金法第37条の3

([https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EA%B8%B0%EC%88%A0%EB%B3%B4%EC%A6%9D%EA%B8%B0%EA%B8%88%EB%B2%95#:~:text=%EC%A0%9C1%EC%A1%B0\(%EB%AA%A9%EC%A0%81\)%20%EC%9D%B4,%3C%EA%B0%9C%EC%A0%95%202016](https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EA%B8%B0%EC%88%A0%EB%B3%B4%EC%A6%9D%EA%B8%B0%EA%B8%88%EB%B2%95#:~:text=%EC%A0%9C1%EC%A1%B0(%EB%AA%A9%EC%A0%81)%20%EC%9D%B4,%3C%EA%B0%9C%EC%A0%95%202016)、2023年1月3日)

中小企業振興に関する法律第74条の2

(<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?efYd=20190401&lsiSeq=206401#J74:2>、2019年4月1日)

6.3 個人保証債務の整理手続や免責範囲（残存資産）

6.3.1 個人保証債務の整理手続

（1）個人再生制度（運営主体：裁判所）

個人再生制度の対象者は財政的困難によって破綻に直面しているものの、将来継続的にまたは繰り返し収入を得る可能性がある者である。個人再生制度は債務者の効率的再生と債権者の利益を図るために設立され、個人債務者とその債権者間の民事上の権利関係を適切に調整する。総債務額が無担保債務の場合は10億ウォン、担保債務の場合は15億ウォン以下の個人債務者が3年から5年で一定の金額を弁済すれば残りの債務が免除される。



図6.3-1 個人再生制度の流れ²⁵³

引用： <https://easylaw.go.kr/CSP/CnpClsMain.laf?popMenu=ov&csmSeq=1286&ccfNo=1&cciNo=1&cnpClsNo=1>、日本語訳はアットグローバル)

²⁵³ 個人再生制度

(<https://easylaw.go.kr/CSP/CnpClsMain.laf?popMenu=ov&csmSeq=1286&ccfNo=1&cciNo=1&cnpClsNo=1>、2022年12月15日)

(2) 信用回復制度（運営主体：信用回復委員会）

韓国では、過重債務者の救済を目的とした信用回復支援制度²⁵⁴が施行されている。信用回復と再起を図るため、自分の財産ですべての債務を弁済することができない個人債務者に債務調整手続を通して経済的再起の機会を与える。利用できる支援措置には会員金融機関債務の償還期間の延長、分割償還、金利調整、債務減免などがある。

信用回復委員会によりフリーワークアウト（事前債務調整制度）と個人ワークアウトが施行²⁵⁵されている。事前債務調整制度では個人債務者の延滞長期化を防止するため短期延滞中（30日超過90日未満）の個人債務者を対象として事前債務調整（償還期間延長、金利引き下げ、債務減免及び弁済期猶予など）を通じ、元金及び正常利息は減免せず、延滞利息に限り減免する。

個人ワークアウト制度は金融会社の自律協約である「信用回復支援協約」に準じた手続で、金融債務を正常に返済できない対象債務者が本人の償還能力に合わせて債務を弁済できるようにする。債務の調整には償還期間延長、分割償還、弁済期猶予、金利引き下げ、債務減免などを利用する。とはいえ、一部の機関が借金を調整したとしても他の機関の借金がそのままであれば、自力で延滞者の立場から抜け出すことは現実的にはできない。弁護士ヒアリングでも、個人ワークアウトは金融機関の債務しか調整対象とならないため、すべての債務を対象とする個人再生や個人破産に比べて債務者にとって有利性は低いとの見解だった。他には信用保証基金や技術信用保証基金などの保証機関が自主的に当該機関に対する債務者の債務をある程度調整できる方を運営しているが、これらの施策もすべての債務を対象とするわけではなく、金融機関の債務全体を対象とするものでもないため、支援制度の枠組みとして再生、破産及び個人ワークアウトと比較することはできないとのことである。²⁵⁶

表6.3-1 債務者救済制度の比較

²⁵⁴ 信用回復委員会

http://www.mogef.go.kr/cs/opf/cs_opf_f022.do（2022年12月19日）

²⁵⁵ 法制処（<https://easylaw.go.kr/CSP/CnpClsMainBtr.laf?popMenu=ov&csmSeq=275&ccfNo=5&cciNo=1&cnpClsNo=3>、2022年12月19日）

²⁵⁶ 2022年12月26日弁護士へのヒアリング

区分	フリーワークアウト (事前債務調整制度)	個人ワークアウト	個人回生	個人破産
運営主体	信用回復委員会	信用回復委員会	裁判所	裁判所
施行年月日	2009/4/13	2002/10/1	2004/9/23	1962/1/20
対象債権	協約加盟金融機関（約3600）の保有債券	協約加盟金融機関（約3600）の保有債券	制限なし (社債を含む)	制限なし (社債を含む)
債務範囲	担保債務 (10億ウォン) 無担保債務 (5億ウォン)	担保債務 (10億ウォン) 無担保債務 (5億ウォン)	担保債務 (10億ウォン) 無担保債務 (5億ウォン)	制限なし
対象債務者	延滞が90日未満	延滞が90日以上	過剰債務のサラリーマン、所得者など	破産対象者
債務調整水準	・無担保債権最長10年 ・担保債権最長20年 ・申請日を基準とする 延滞利息を減免	・無担保債権最長10年 ・担保債権最長20年 ・申請日を基準とする 延滞利息を減免 ・元金は償却債権に限り最大1/2まで減免	・弁済期間は5年以内 ・弁済額が清算価値を超える額	清算後に免責
法的効力	私的調整により弁済完了時に免責	私的調整により弁済完了時に免責	弁済完了時に法的に免責	清算後に法的免責
全国銀行連合会（KFB : Korea Federation of Banks)公共記録の内容	未登録	信用回復支援中 (1101)	個人回生手続進行中 (1301)	破産による免責決定 (1201)
KFB公共記録の削除時期	未登録	債務弁済の完了または信用回復支援の確定後に2年以上弁済したときに削除	債務弁済の完了または個人回生の認可後に最長5年間弁済した時に削除	免責決定後5年経過時に削除

引用 : http://www.mogef.go.kr/cs/opf/cs_opf_f022.do (日本語訳はアットグローバル)

(3) 個人ワークアウト制度について

個人ワークアウト制度の特徴²⁵⁷以下にまとめる。

- A. 信用回復委員会は訪問及びオンラインで迅速に受付し、費用が安価である。予約人数が想定数を越えると遅延が生じるが、予約のキャンセル時には空席が発生するため、予約から1～2週間の間で通常受付される。受付費用5万ウォンと、信用回復委員会担当審査役が指定する予納金（債務者の財産規模や予想所要期間、事件の難易度や債権者数などによって異なる）を納付しなければならない。法務士受任費用などに100万ウォン程度かかる個人再生に比べて負担額が低い。
- B. 債務証明書提出手続が不要である。個人再生では、裁判所に弁済計画案を作成して提出する。これには債務内訳の添付が求められるが、信用回復委員会は相談時に信用照会を通じて債務内訳情報を取り込み、受付処理できる。そのため、信用照会されることに同意すれば債務証明書は提出しなくてもよい。
- C. 個人再生取り立て中断効力が早期発効する。個人再生の場合、取り立て禁止命令が債権者に送達されるまで、個人再生の取立てを中断する効力はない。信用回復委員会の場合、受付番号が発行される申請手続であれば翌日には債権者に通知され、債権者に通知が完了した時点から取立て中断の効力が発生する。
- D. 債務弁済中の「公共記録」の免責期間などが優遇される。通常、信用回復委員会ワークアウト制度の個人再生を利用して債務を弁済する場合、信用回復委員会や裁判所で当該債務調整プログラムを通じて債務弁済中という「公共記録」が免責されるまで信用情報院に登録される。この点で、信用回復委員会では一般ワークアウト制度下で2年間誠実に納付すると実際には債務弁済期間中であっても公共記録を解除できる。迅速債務調整及び事前債務調整（フリーワークアウト）

²⁵⁷ 信用回復委員会ワークアウトの長所と短所

(<https://ahrosarea.tistory.com/33>、2020年10月27日)

の場合は最初から公共記録登録されない。つまり銀行を含む金融機関の審査時に債務者が信用回復委員会を利用した債務調整中である情報が含まれないことを意味するため、融資を希望する場合などに大きな利点となり得る。

- E. 誠実に納付を行う債務者のうち、信用回復委員会が支援対象者とみなした人に対して、独自に少額の貸し出しが実施されている。少額貸付け受領資格の条件には、元利金弁済を6か月以上履行していること、1年以内に弁済金未納が3回以下であり、年所得が3,500万ウォン以下（信用等級6等級以下は年所得4,500万ウォン以下の者）であることなどが含まれる。信用回復委員会が有資格者に対して審査後に提供する独自の少額ローンである。

6.3.2 免責範囲（残存財産）²⁵⁸

申請人の財産がない場合

個人破産を申請した債務者の保有財産がほとんどない場合には、債務者が破産管財人の費用を負担できないことが明らかであるため、財産処分による債権者への配当手続を省略し、直ちに個人破産手続を廃止し、免責審理に入る。

※前述の「6.2.2 個人破産の法的手続」で示した一連の流れのうち、予納命令、破産宣告と破産管財人財産管理・調査は省略され、破産手続の申立人に処分する財産がない場合は財産を清算せずに破産手続を終了させる破産手続同時廃止を行う。²⁵⁹

申請人の財産がある場合

1. 車や家財に関して

車は古くても売却が可能なため、以後仕事等で必要とされる場合であっても、ほぼ売却される。医療機器や家財道具などで売却価値のないものは処分されない。

弁護士ヒアリング²⁶⁰によれば、連帯保証人になる代表者は、個人名義の財産は作らずに家族名義にするなどして、将来の会社の危機に備える人たちもいるとのことである。

2. 債務者が不動産を保有している場合

債務者が保有する不動産にローンがない場合、個人破産手続の際には不動産の価値にかかわらず本人名義の不動産は売却手続に入り、清算される。一方、債務者が保有している不動産ローンが実勢市価を超える場合（いわゆるオーバーローン）には実質的に財産価値がないため、近隣の不動産仲介業

²⁵⁸ 個人破産財産の精算手続

(<https://m.blog.naver.com/heemangnuri/220428717957>、2015年7月23日)

²⁵⁹ 個人破産及び免責手続のフローチャート

(https://slb.scourt.go.kr/rel/guide/personal_b/index.jsp、2022年12月18日)

²⁶⁰ 2022年12月26日イ弁護士先生へのヒアリング

者が発行する不動産査定書と金融機関が発行するローンの残高証明書を提出し、破産手続を廃止することを裁判所に要請できる制度があるが、実際にはあまり運用されていない。

債務者が保有している不動産ローンが実勢市価より低い場合は、その差益が財産価値となるため不動産は競売手続後、その代金を債務の弁済に充当することとされている。他に実際には運用されていないが存在する制度には再生期間中に担保になっていても競売ができない家の利子を支払うもの等がある。

3. 債務者が賃借保証金²⁶¹を保有している場合²⁶²

債務者回生及び破産に関する法律の第383条²⁶³によると、裁判所は、個人である債務者の申請により、次の各号のいずれかに該当する財産を破産財団から免除できる。

(1) 債務者またはその被扶養者の住居用建物に関する賃借保証金返還請求権として「住宅賃貸借保護法」第8条²⁶⁴（保証金のうち一定額の保護）の規定により優先弁済を受けられる金額の範囲内で大統領令が定める金額を超過しない部分

(2) 債務者及びその被扶養者の生活に必要な6か月間の生計費に充てる特定の財産として大統領令が定める金額を超えない部分

- 個人債務者による申請は、破産申請日以後、破産宣告後14日以内に免除財産目録及び説明に必要な資料を書面で添付すること。
- 裁判所は、破産宣告前に個人の債務者が申請した場合には破産宣告と同時に、また破産宣告後に個人債務者が申請した場合には、申請日から14日以内に免除の可否及びその範囲を決定する。

²⁶¹ 韓国においては敷金にあたる保証金が高額で、家賃の10か月分が一般的といわれている。エイブルネットワーク ソウル店 (<https://able-nw.com/seoul/guide/deposit/>、2023年2月8日)

²⁶² 2022年12月26日イ弁護士先生へのヒアリング

²⁶³ 債務者回生及び破産に関する法律 (<https://www.law.go.kr/LSW/LsiJoLinkP.do?lsNm=채무자+회생+및+파산에+관한+법률¶s=1&docType=JO&languageType=KO&joNo=031700000#J566:0> 第383条、2022年1月1日)

²⁶⁴ 住宅賃貸借保護法

(<https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%A3%BC%ED%83%9D%EC%9E%84%EB%8C%80%EC%B0%A8%EB%B3%B4%ED%98%B8%EB%B2%95>、2020年12月10日)

財産清算手続では個人破産申請人が基本最小限の生計を維持できるよう保障しているため、賃借保証金の一定部分は免除財産規定に基づいて下記のように清算手続から除外される。

表6.3-2 破産時における賃借保証金に関する免責範囲

破産時における賃借保証金に関する免責範囲	
地域	免責財産
ソウル特別市	5,000万ウォン
その他の地域	2,000～4,300万ウォン

弁護士事務所へのヒアリングによると、ソウルの免除財産は5,000万ウォンを上限とし、他の地方では4,300万ウォン～2,000万ウォンまでが免責される可能性がある。そして6か月間の生活費として1,100万ウォンが免除財産として認められる。

また、住居用住宅規定に沿った免除財産として認定されるには、下記の条件を満たす必要がある。²⁶⁵

- 1) 債務者または被扶養者の住居用に使われる建物であること。
- 2) 上記の建物に対して住宅賃貸借保護法第8条の規定に従い住宅が引き渡され住民登録が完了していること。
- 3) 免除財産申請書を破産申請書の受付と同時またはその14日以内に申請していること。

破産申請では、たとえ免除財産が申請されていなくても債務者が生活する場所がない場合、破産管財人が換価する項目の中で免除財産の範囲の金額については換価せずに残して対応する場合が実務

²⁶⁵ 2022年12月26日イ弁護士へのヒアリング

上は多いとのことである²⁶⁶。債務者回生及び破産に関する法律の第566条²⁶⁷により免責を受けた債務者は、破産債権者に対し破産手続による配当を除く債務のすべてに関する責任が免除される。

このような制度においても責任が免除されない請求権を次に示す。これらは免責から除外される非免責債権である。

- ①租税
- ②罰金・課金・刑事訴訟費用・追徴金及び過料
- ③債務者が故意に加えた不法行為による損害賠償
- ④債務者が重大な過失により他人の生命又は身体を侵害した不法行為により発生した損害賠償
- ⑤債務者の労働者の賃金・退職金及び災害補償金
- ⑥債務者の労働者の賃金及び身元保証金
- ⑦破産者が知りながら債権者名簿に記載しなかった請求権（当該破産者について破産手続開始の決定があったことを知っていた者の有する請求権を除く。）
- ⑧債務者が養育者又は扶養義務者として負担しなければならない費用

²⁶⁶ 2022年12月26日イ弁護士へのヒアリング

²⁶⁷債務者回生及び破産に関する法律（<https://www.law.go.kr/LSW/LsiJoLinkP.do?lsNm=채무자+회생+및+파산에+관한+법률¶s=1&docType=JO&languageType=KO&joNo=031700000#J566:0>、2022年1月1日）

6.4 個人破産によるデメリットとその回復要件

6.4.1 破産に伴うペナルティとその期間²⁶⁸

クレジットカードに関する取扱い

個人破産や個人再生は、本人の現在の状況では債務の弁済が不可能であると判断したときに申請できる。破産した法人の保証人が個人破産や個人再生を申請すると、クレジットカードの支払いに延滞があるかどうかにかかわらず、負債証明書が発行される。その結果、使用していたクレジットカードは停止される。個人再生が認められ免責された場合は、延滞情報が韓国情報信用院²⁶⁹から削除されるが、銀行などの金融機関では免責事実が5年間登録される。このような免責情報が新規クレジットカードの発行審査等に与える影響は銀行によって異なる。

口座開設に関する取扱い

破産申請者が個人再生を申請した後は、すでに持っていた銀行口座の使用ができなくなる。これは回生手続開始申請の可否判定まで債務者の業務及び財産は仮差押えまたは差押えになるためである。²⁷⁰

ただし、債務者回生及び破産に関する法律の第557条²⁷¹によると、免責申請がされていて、破産廃止の確定又は破産終結決定があるときは、免責申請に関する裁判が確定するまでの間、債務者の財産に対して破産債権に基づく強制執行・仮差押えまたは仮処分ができない。債務者の財産に対して破産

²⁶⁸ 破産後、金融取引の制限

(<https://coretarget.tistory.com/m/1790>、2020年3月29日)

²⁶⁹ 韓国信用情報院とは、韓国国内唯一の総合信用情報集中機関である。銀行などの金融機関は信用情報院が収集した金融記録を利用することになる。

(<https://geteng.tistory.com/entry/%EB%A9%B4%EC%B1%85-%ED%9B%84-%EA%B3%B5%EA%B3%B5%EA%B8%B0%EB%A1%9D-%EC%82%AD%EC%A0%9C>、2022年2月26日)

²⁷⁰ 債務者回生及び破産に関する法律第43条 (<https://www.law.go.kr/LSW/LsiJoLinkP.do?lsNm=채무자+회생+및+파산에+관한+법률¶s=1&docType=JO&languageType=KO&joNo=031700000#J566:0>、2022年1月1日)

²⁷¹ 債務者回生及び破産に関する法律 (<https://www.law.go.kr/LSW/LsiJoLinkP.do?lsNm=채무자+회생+및+파산에+관한+법률¶s=1&docType=JO&languageType=KO&joNo=031700000#J566:0>、2022年1月1日)

宣告前にすでに行われていた強制執行・仮差押えまたは仮処分は中止される。つまり、免責確定を受けると全ての仮差押えまたは差押え処分が無効になるため銀行口座の使用ができる。

とはいえ、裁判所は免責の決定後信用情報院に免責通知し、信用情報院が延滞情報を削除した記録は以降5年間金融機関で共有できるため、信用取引に制限がかかる可能性がある。各金融機関は独自の方針を持つため、その後に可能な信用取引の範囲や種類の扱いは異なる。

破産によるデメリット

破産によるデメリットには、「資格制限」と「信用情報への登録」がある。²⁷²

1. 資格制限

(1) 私法上の制限

後見人、遺言執行者、財産管理人等にはなれない。

(2) 公法上の制限

弁護士、医師、弁理士、公証人、建築士等。教師（私立・公立問わず幼稚園から大学の教員まで全て）については破産期間中に就くことはできない。「剥奪」ではなく「停止」であるため、免責後には資格が回復する。

(3) 会社法上の制限

合名会社・合資会社の社員は退社、株式会社・有限会社の役員は退職の原因となる。

2. 信用情報への登録

破産し、免責が認められなかった場合、身元照会登録（登録基準地の家族関係証明書（旧戸籍））される。免責が承認されなかったという情報は就職する際などに会社が照会すると身元証明書で

²⁷² シンウ法務事務所

(<https://korea.legal/%ED%8C%8C%EC%82%B0/%EA%B0%9C%EC%9D%B8%ED%8C%8C%EC%82%B0/%ED%8C%8C%EC%82%B0%EC%84%A0%EA%B3%A0%EC%9D%98-%EB%B6%88%EC%9D%B4%EC%9D%B5/>, 2012年10月17日)

分かる。債務者回生及び破産に関する法律の第32条²⁷³では、破産手続中にあるという理由で正当な事由なく就職の制限又は解雇などの差別待遇を受けないと規定されている。

6.4.2 回復条件²⁷⁴

個人が破産申請書を裁判所に提出すると、1か月ほど後に尋問日が設定される。

裁判が終了してから約3週間後、裁判所は破産可否決定と免責手続に関する案内文を送達する。破産申告後1、2か月後には免責に関する尋問日が指定され、審問終了後債権者異議期間、意見聴取期日などを経て破産申請日から約5、6か月で免責可否に対する決定が下される。（詳しくは6.2.2を参照）

裁判所によって免責決定が確定すると、6.4.1.3で挙げた不利益は全て消失する。

ただし、教師（私立・公立問わず幼稚園から大学の教員まで全て）に関して、法律上では復権できるが、教師・公務員が在職したまま破産し、復権したという事例は見当たらない。

²⁷³ 債務者回生及び破産に関する法律 (<https://www.law.go.kr/LSW/LsiJoLinkP.do?lsNm=채무자+회생+및+파산에+관한+법률¶s=1&docType=JO&languageType=KO&joNo=031700000#J566:0>、2022年1月1日)

²⁷⁴ 破産と免責
(https://help.scourt.go.kr/nm/min_2/min_2_1/min_2_1_5/index.html、2022年12月18日)

6.5 個人破産者の再チャレンジに関する制度面のメリット

ソウル回生裁判所は、個人破産及び免責を申請した個人債務者が就職の斡旋、雇用支援プログラムの案内を受けられるようにしている。これらの支援はソウル回生裁判所内で運営される相談センターである「ニュースタート相談センター」内で行われ、雇用部傘下の再就職支援機関である「雇用福祉プラスセンター」職員が担当する²⁷⁵。2017年にソウル回生裁判所が発足した当初からニュースタート相談センターが運営されているが、専属の制度というよりは低所得層または庶民の生活安定のために設けた支援を破産申請の債務者が活用できるようにし、破産免責を申請した債務者の再起をサポートする取り組みである。

また信用回復委員会では、一般向けのオンラインの信用・金融教育サイトのカリキュラム²⁷⁶に、個人破産や再生を申請した債務者も履修させ、修了証を裁判所に提出させている。広義的にはこのような教育制度も個人破産者の再起のための支援プログラムと言える。²⁷⁷

また、小商工人市場振興公団は廃業（予定）の小商工人²⁷⁸が賃金労働者に転換した社会復帰を後押し、再チャレンジを支援する職能強化を目的として就職教育及び業種別再創業教育などを促進している。対象の小商工人は全額国費負担で開設された就職能力強化と再創業能力強化課程を利用できる。

279

²⁷⁵ 関連新聞記事

(<https://www.sedaily.com/NewsView/1OEPHMAC1>、2017年4月19日)

²⁷⁶ (<https://www.educredit.or.kr/> ※2023年1月20日・なお国外からのアクセスが制限されているとの情報があり、調査員は韓国国内からアクセスした)

²⁷⁷ 信用回復委員会 信用教育

(<https://www.ccrs.or.kr/edu/activity/intro.do>、2023年1月20日・※国外からのアクセスが制限されているとの情報あり)

²⁷⁸ 小商工人保護法は「小商工人」を、中小企業基本法が定める小企業、業種によって売上額10億ウォン～120億ウォン以下）のうち、従業員数が一定未満（業種によって5人～10人未満）の事業者と定めている。一般的に韓国では、小商工人は自営業者と零細企業というイメージで通用している。

²⁷⁹ 小商工人市場振興公団

(<https://www.semas.or.kr/web/SUP01/SUP0117/SUP011703.kmdc>、2023年1月17日)

表6.5-1 小商工人市場振興公団による教育支援

	タイプ	主な内容	規模	予算	推進団体
就職 能力強化	転職基礎教育	・職務職能探索、就職マインドセット（現場、eラーニング） ・黄色い傘共済小商工人就職教育及び進路案内	・7,500件 ・2,000件	・89億ウォン ・7億ウォン	専門教育機関 中小企業中央会
	転職特化教育	・（スターバックス）バリスタ理論、実習、採用連携 ・（YWCA）女性職務特化教育及び採用連携 ・（体験型インターシップ）流通MDインターシップ及び採用連携 ・（ポリテク）機械加工分野の就職実務及び採用連携	500人	8億ウォン	スターバックス YWCA 民間企業 韓国ポリテク大学
	転職奨励手当	・就職活動または就労完了手当の支給 ・修了後12か月以内に就職完了、30日勤務時	8,000件	80億ウォン	公団支給
再創業 能力強化	事業転換教育	業種別理論、実習などの事業転換教育	3,000件	39億ウォン	専門教育機関
	債務終結済みの債務者教育	地域信用保証財団 債務終結小商工人再創業教育	500人	5億ウォン	信用保証財団中央会

6.6 政府系金融機関における流動性支援策

韓国ではコロナ禍の影響で自営業者・小商工人の財務事情が大きく悪化した。これまで政府は低利貸付けの供給、満期延長・返済猶予等、緊急・一時的な金融支援を行ってきたが、今後の自営業者等の金融問題を解消するために、80兆ウォン規模の総合支援策を展開²⁸⁰している。以下に政府による支援策を示す。

²⁸⁰ 金融委員会「〔報道資料〕自営業者・小規模事業者に対するカスタム金融支援-2年間41.2兆ウォン規模の新規政策資金供給-」2022年7月25日

(<https://www.fsc.go.kr/no010101/78157?srchCtgr=&curPage=&srchKey=&srchText=&srchBeginDt=&srchEndDt=>、2022年12月30日)

1. 新しい出発基金

政府がコロナ対策による影響で貸付け返済が難しくなっている自営業者・小規模事業者を対象とした債務調整プログラム（2022年10月4日開始）。²⁸¹

対象：コロナ禍で被害を受けた個人事業主又は小規模事業者（2020年4月以降廃業になった借主を含む）で、延滞が発生又は発生が懸念される借主。

表6.6-1 新しい出発基金の概要

	延滞中借主の保証・信用債務	延滞が懸念される借主の担保・保証・信用債務 延滞中借主の担保債務
元金調整	純負債に限って60～80%の減免率適用	元金調整なし
金利減免	利子・延滞利子減免	延滞期間によって金利調整支援 * 延滞30日以下：既存の金利維持、9%超過の高金利分を9%に調整
返済方法	既存の貸付け条件にかかわらず全て分割返済に変更	
返済期間	希望猶予期間（0～12か月）と返済期間（1～120か月）を選択可能	希望猶予期間（0～12か月）と返済期間（1～120か月）を選択可能 * ただし、不動産担保は希望猶予期間（0～36か月）と返済期間（1～240か月）を選択

信用上の効果：本プログラムの申請後、取立てや担保に対する強制競売・任意競売が中止される。

²⁸¹ 金融委員会「〔報道資料〕コロナで大変な我が町事業者のためのカスタム債務調整プログラム（新しい出発基金）が始まります。- 新しい出発基金のスタート及び債務調整申請案内-」2022年9月26日（<https://www.fsc.go.kr/no010101/78597>、2022年12月29日）

2. 低金利借換プログラム

コロナ禍で被害を受けた自営業者・小規模事業者の金融負担の軽減を目指した借換えプログラム（2022年9月30日開始で8.5兆ウォン規模）。²⁸²

対象：コロナ禍で被害を受けたものの正常経営を続けている個人事業主又は法人小企業借主。

表6.6-2 低金利借換プログラムの概要

対象債務	2022年5月末までに締結した事業者貸付けで、金利7%以上の場合
借換え限度	個人事業主は5千万ウォン、法人小企業は1億ウォン
金利・保証料	最大6.5%で、借主の信用度により決定
繰上げ返済手数料	全額免除
返済方法	満期5年間で、2年猶予後3年間分割返済

²⁸² 金融委員会「〔報道資料〕9月30日から自営業者・小規模事業者の高金利事業者貸付けの低金利切替えを申請受付します。-総8.5兆ウォン規模で最大金利6.5%（保証料1%含む）への切替え支援-」2022年9月26日

(<https://fsc.go.kr/no010101/78596>、2022年12月30日)

3. カスタム金融支援プログラム

自営業者・小規模事業者を対象とする流動性供給、競争力強化、再起支援のためのカスタム政策資金を供給するプログラム（2年間41.2兆ウォン規模）。²⁸³

概要：

表6.6-3 カスタム金融支援プログラムの概要

自営業者・小規模事業者への流動性供給を目的とした新規資金供給（コロナ特例保証、金利負担軽減プログラム等10.5兆ウォン規模）	コロナ禍で被害を受けた自営業者・小規模事業者に約5.4兆ウォン規模で流動性支援を実施。 自営業者・小規模事業者の金融負担軽減を目的とした貸付金利引下げプログラムを実施。 事業所を空けることが困難な零細自営業者等のために企業銀行・信用保証基金のオンラインシステムを活用し、1千億ウォン規模の非対面貸付けを実施。
自営業者・小規模事業者の競争力強化を目的とした新規資金供給（創業・事業拡張及び設備投資等のための29.7兆ウォン規模）	ニーズに合わせた一般競争力強化資金を29.3兆ウォン規模で供給（創業及び以降の成長段階ごとのプログラム、サービス業等業種ごとのプログラム等）。 インフレの影響で原材料の確保が困難な企業に3千億ウォン規模の原材料購入資金の支援実施。 金融履歴が短いプラットフォーム入店事業者にプラットフォーム内データを活用した1千億ウォン規模の保証を供給。
自営業者・小規模事業者の再起支援を目的とした新規資金供給（再創業、業種変更等を支援するため1兆ウォン規模）	廃業後の再創業、事業・業種変更を検討する事業者に新規資金を供給。 長期間売上げ・財務状況の悪化を経験又は債務調整を受けた企業等に対し返済能力審査後、再出発のための資金等を支援。

²⁸³ 金融委員会「〔報道資料〕自営業者・小規模事業者に対するカスタム金融支援-2年間41.2兆ウォン規模の新規政策資金供給-」2022年7月25日

(<https://www.fsc.go.kr/no010101/78157?srchCtgr=&curPage=&srchKey=&srchText=&srchBeginDt=&srchEndDt=>、2022年12月30日)

その他の支援策

表6.6-4 その他の支援策の概要

企業の事業再編に対する金融支援²⁸⁴	できるだけ多くの企業が事業再編企業支援の対象となるようバックアップし、支援プログラム及び1兆ウォン以上の支援を行う予定。
満期延長・返済猶予の延長²⁸⁵	9月末終了予定だった満期延長・返済猶予措置を利用中の中小企業・小規模事業者に最大3年間の満期延長・最大1年間の返済猶予を追加支援。
中小企業政策資金の拡大支援²⁸⁶	緊急経営安定資金、輸出企業グローバル化、革新成長支援資金の3種の資金を3,800億ウォン規模に拡大し供給。

²⁸⁴ 金融委員会「〔報道資料〕企業の事業再編に対する金融支援強化案」2022年8月3日

(<https://fsc.go.kr/no010101/78229>、2023年1月2日)

²⁸⁵ 金融委員会「〔報道資料〕満期延長・返済猶予措置延長及び軟着陸支援案」2022年9月27日

(<https://www.fsc.go.kr/no010101/78605?srchCtgr=&curPage=&srchKey=&srchText=&srchBeginDt=&srchEndDt=>、2023年1月2日)

²⁸⁶ 中小ベンチャー企業部「中小企業に緊急流動性供給」2022年7月25日

(<https://www.mss.go.kr/site/smba/ex/bbs/View.do?cbIdx=86&bcIdx=1035025&parentSeq=1035025>、2023年1月2日)

6.7 政府系金融機関の位置付けや民間金融機関との棲み分け

6.7.1 政府系金融機関の位置付け

韓国では、個別の特殊銀行法の下に設立された特殊銀行が政府系金融機関としての役割を果たしている。これらの特殊銀行は、一般銀行が資金を十分に供給できない部門に対して資金を円滑に供給することを目的として設立された。現在5行（韓国産業銀行、韓国輸出入銀行、中小企業銀行、農協銀行、水協銀行）が運営されている。その内、韓国産業銀行、韓国輸出入銀行、中小企業銀行の3行は、政府行政機関の傘下にあり、公共機関として分類されている。

1. 韓国産業銀行

国の産業開発と国民の経済発展のために1954年に設立。資金の貸付けや投資等を通して中堅・予備中堅企業の成長を支援し、革新・ベンチャー企業に対する支援プログラムも実施。

出資比率	政府100% ²⁸⁷
融資対象	個人・中小企業・大企業 (融資商品によって独自・外部の評価基準を満たす企業を対象とする。)
業務内容	一般の個人・企業向けの金融業務 貸付け、投資、保証等産業資金の供給 On-lending貸付け、間接投資等の間接金融業務 社債の周旋・引受け、PF、M&A、PEF等の投資金融業務 外国債券の発行周旋、海外投資等の国際金融業務 企業のリストラ、コンサルティング等の企業価値向上業務 産業金融債券発行、外貨借入れ、預り金等の産業資金調達

²⁸⁷ ALIO:公共機関経営情報公開システム「韓国産業銀行-資本金及び株主現況、2022年第1四半期」

(<https://www.alio.go.kr/item/itemReportTerm.do?apbaId=C0210&reportFormRootNo=31701&disclosureNo=>、2023年1月3日)

2. 韓国輸出入銀行

輸出入、海外投資及び海外資源開発等、対外経済協力に必要な金融を提供するために1976年に設立。

出資比率	政府68.74%、韓国産業銀行22.12%、韓国銀行9.14% ²⁸⁸
融資対象	輸出入・海外事業関連中小企業・大企業 (融資商品によって実績、事業内容、経歴等の条件を満たす企業を対象とする。)
業務内容	輸出入、海外投資及び海外資源開発に必要な金融サービス提供 対外経済協力基金の運用・管理 南北協力基金の運用・管理

3. 中小企業銀行

中小企業の金融支援のために1961年に設立。創業・成長中の中小企業を支援する役割を持つ。

出資比率	政府59.5%、韓国産業銀行7.2%、韓国輸出入銀行1.84%、その他31.46% ²⁸⁹
融資対象	個人・中小企業・大企業 (融資商品によって企業の種類・評価基準等を満たす企業を対象とする。)
業務内容	一般の個人・企業向けの金融業務 中小企業に対する資金の貸付けと手形割引 内外国為替と保護預かり・国庫代理店・支払承諾 政府、韓国銀行及びその他金融機関からの資金借入れ 設立目的達成のための業務で主務部長官の承認を得た業務等

²⁸⁸ ALIO:公共機関経営情報公開システム「韓国輸出入銀行-資本金及び株主現況、2022年第1四半期」

(<https://www.alio.go.kr/item/itemReportTerm.do?apbaId=C0223&reportFormRootNo=31701&disclosureNo=>、2023年1月3日)

²⁸⁹ ALIO:公共機関経営情報公開システム「中小企業銀行-資本金及び株主現況、2022年第1四半期」

(<https://www.alio.go.kr/item/itemReportTerm.do?apbaId=C0127&reportFormRootNo=31701&disclosureNo=>、2023年1月3日)

4. 農協銀行

農民支援のため1961年に設立された農協中央会から2012年に分離し設立。

出資比率	農協金融持ち株会社100% ²⁹⁰
融資対象	個人・中小企業・大企業・農業関連個人及び企業 (融資商品によって企業の種類・評価基準等を満たす企業を対象とする。)
業務内容	一般の個人・企業向けの金融業務 カード、保険、外国為替等のさまざまな金融サービス提供 農業金融サービス提供

5. 水協銀行

漁業従事者の支援のために水協中央会（1962年創立）から分離し2016年に設立。

出資比率	水協中央会100% ²⁹¹
融資対象	個人・中小企業・大企業・漁業関連個人及び企業 (融資商品によって企業の種類・評価基準等を満たす企業を対象とする。)
業務内容	一般の個人・企業向けの金融業務 カード、保険、外国為替等のさまざまな金融サービス提供 水産業金融サービス提供 船舶金融、海運物流、港湾関連の社会間接資本事業

²⁹⁰ NH農協金融「会社紹介-NH農協銀行」

(<https://www.nhfngroup.com/user/indexSub.do?codyMenuSeq=884088734&siteId=nhfngroup>、2023年1月5日)

²⁹¹ 水協銀行「銀行紹介-経営公示-支配構造公示」2022年3月17日

(<https://suhyup-bank.com/>、2023年1月5日)

6.7.2 民間金融機関との棲み分けについて

現在、韓国輸出入銀行を除く4行の政府系金融はリテールバンキングとしての業務も行っており、預金業務や貸付け業務を一般銀行と同様に利用できる。

2021年度の調査では、中小企業の取引銀行の中で小企業の25.5%、中企業の24.5%が特殊銀行を主な取引銀行としている。²⁹²とりわけ貸付け業務に関しては、政府が支援する低利・長期等有利な条件の貸付けプログラムを提供する政府系金融機関が一般銀行よりも好まれる傾向を示している。その一例は零細小規模事業者の事業運用に必要な資金を低利で支援する中小企業銀行のヘネリ貸付けプログラムである。こうしたプログラムは、一般銀行での貸付け条件を満たすことが難しい企業にとって事業継続の命綱とも言える。

また、政府系金融機関には設立目的に沿った固有の融資商品があり（水協銀行の水産物製造・加工企業ローンなど）、一般銀行を通して利用できる制度にはオンレンディング（On-Lending）貸付け（一般銀行で中小・中堅企業の貸付け審査後、韓国産業銀行から長期・低利で転貸して企業を支援）プログラムなどがある。それぞれ対象条件となる企業の規模や信用度、事業内容等が異なるため、融資を希望する企業は申請できるプログラムを比べて、該当するプログラムを扱う銀行を選ぶことになる。

²⁹²国家統計ポータル「主な取引銀行（金融機関）のタイプ」2022年12月29日（https://kosis.kr/statHtml/statHtml.do?orgId=303&tblId=DT_303003_782&vw_cd=MT_ZTITLE&list_id=S1_10_001&seqNo=&lang_mode=ko&language=kor&obj_var_id=&itm_id=&conn_path=MT_ZTITLE、2023年1月11日）

第7章 諸外国の取組の比較と参考となる事例の整理

7.1 諸外国の取組の比較

諸外国の実態調査により得られた情報のうち、経営者保証制度の在り方と債務に個人保証が設定されるための条件、法人破産と保証人の個人破産の法的手続、免責範囲・残存財産、個人破産の影響と制限及び個人破産者の再チャレンジに関する制度について、各国の取組や事例を比較表の形で整理した。調査に基づく結果は、以下のとおりである。

表7.1-1 経営者保証制度の在り方と債務に個人保証が設定される場合の条件

	米国	イギリス	フランス	ドイツ	韓国	(参考) 日本
経営者保証の要否とその理由	融資側の判断に基づく。 目的は事業への責任感を持たせることや、粉飾決算や不正を防止するため。返済懸念ゆえに保証を設定することは主な目的ではない。(信用書、担保、高金利の融資等により不要になる場合もあり)	融資側の判断に基づく。 目的は事業への責任感を持たせることや、粉飾決算や不正を防止するため。また、経営者が個人破産を回避するよう最善を尽くすため、債務を回収できる可能性がある。	融資側の判断に基づく。 目的は保証債務を履行させるため。 個人資産、収入、賃金、年金が返済原資の対象となる。(最低限の所得を除く)	融資側の判断に基づく。 目的は担保の不足部分を保証人の設定によって補うため。 担保が圧倒的に少ない、つまり会社に資産がない場合はそもそも融資が難しい	公的融資は不要。民間融資のうち、保証協会対象外の金額についてのみ経営者保証が求められる。 目的は事業への責任感を持たせるため。	融資側の判断に基づく。 目的は事業への責任感を持たせることと保証債務を履行させるため。
経営者保証の法的根拠の有無	法的根拠はない	法的根拠はない	法的に強制されているわけではないが、経営者保証に関しては民法2288-2320条が適用される。	法的根拠はない	連帯保証廃止案があるが、法人融資は保証廃止の例外扱い	法的根拠はない
保証人保護のための法的措置の有無	法人と個人の財産は区分されているため、法人破産が保証人の個人破産に直接つながることはない。非法人企業の債務は当該企業のオーナーの個人債務とみなされるが、その企業が倒産した場合は事業負債とオーナーの個人負債の両方が免除される。	存在しない。	個人の責任と個人の財産は区分されていないが、民法により保証人の保護が規定されている。 民法2300条では「保証人の収入・財産に比べて不均衡に過大な保証債務は減額される。」と規定されている。 また民法2302条・2303条では「債務が多大にな	存在しない。そもそも銀行が過大な融資を行わないため、それが実質的な保護となっている。	存在しない。法人が破産せず事業再生する場合、公的機関からの融資において法人の主債務が減免又は免除されると、連帯保証債務も同じ割合で減免又は免除されるという規定がある。	存在しない。経営者保証による弊害を除去するために全国銀行協会と日本商工会議所が「経営者保証に関するガイドライン」を作成した。このガイドラインは中小企業、経営者、金融機関共通の自主的ルールと位置付けられているが、経営者保

			り保証人に不利に働く場合などについて、債権者からの告知義務を負う。」と規定されている。			証を解除するかは金融機関が最終的に判断する。
保証機関の有無（公的・民間）	公的保証機関： 中小企業庁（SBA） 合衆国輸出入銀行（EXIM） 州ごとにも存在	公的保証機関： British Business Financial Servicesが提供するEnterprise Finance Guaranteeプログラム 民間保証機関： 存在しない	公的保証機関： Bpifrance（公的投資銀行。企業・継承、イノベーション、事業拡張等に併せて民間金融機関が行う融資に対する保証を行う。） 民間保証機関： 相互保証会社（SCM） （ローンの種類により利用できる保証会社は異なる）	公的保証機関： KfW 民間保証機関： 保証銀行（非営利法人だが公的財政支援を受けている）	公的保証機関： 信用保証基金、韓国中小ベンチャー企業振興公団など 民間保証期間：存在しない	公的保証機関： 信用保証協会
経営者保証に対する弁護士・有識者等の主観に基づく見解	健全な経営の上での破産であれば、個人レベルまで責任を問われることはない（堀内秀晃氏：ゴードンブラザーズジャパン代表取締役社長）	一般に破産は恥ずかしいこととはみなされず、どんな事業も失敗する可能性があることを誰もが知っており、起業家精神が旺盛であると言える（Tony Harper弁護士）	フランスの場合は破産手続までいかなければ保証人は債務を負わなくてよいので日本と比べると破産しづらいのではないかと。また、個人が膨大な負債を追わないための法律があるので、保証人の保護は厚い。（雨宮奈穂子弁護士）	会社を設立することで、経営者は個人の責任から守られている。個人保証はプラスアルファの担保であって、そもそも企業の基盤がしっかりしていなければ、銀行は融資を提供しない（ラファエル・トーマス弁護士）	連帯保証人になる代表者は、以後個人名義の財産は作らず、家族名義にするなどして、将来の会社の危機に備える人たちもいる。（イ・ジョンソン弁護士）	

表7.1-2 法人破産と保証人の個人破産の法的手続：法人破産の法的手続

手 順	
米国	法人の破産手続手続：連邦破産法第7条（Chapter 7） 通常は債務者が申立てを行うが、債権者も申立てを行うことができる。 裁判所が管財人（Trustee）を選任する。企業活動は停止。管財人が資産を売却し、配当等を管理する。その後、管財人は企業の資産を換金し、絶対優先順位（Absolute Priority Rule、APR）に従ってその資金を債権者に配分し手続が完了する。 ・ 特定の資産を担保にとった担保付債権（Secured debt）が優先され、当該資産の売却金はまず担保付債権者に渡される。 ・ 無担保債権（Unsecured debt）は、残りの資産売却金から債権額に応じて分配
イギリス	2種類の清算手続（任意清算、強制清算） 債務者/債権者が申請者となるが、州によって申立て先が異なる（イングランドとウェールズ：オンライン、北アイルランド：裁判所、スコットランド：破産会計士） ・ 任意清算：総会の承認（3/4以上）を経て会社の申立てにより開始する清算手続（構成員任意清算と債権者任意清算の2種類） 構成員任意清算：取締役による法定の支払能力宣言の後、構成員の3/4による特別決議によって開始。構成員が清算人を選任。債権者集会は不要。 債権者任意清算：取締役が法定の支払能力宣言を自発的に行わない場合に、構成員が特別決議を可決することによって開始。債権者は手続により大きく関与。債権者集会を開催。構成員が清算人を指名するが、債権者集会で他の清算人を選任された場合、債権者により選任された清算人が優先。 ・ 強制清算：裁判所の命令による清算手続。会社が債務を支払うことができないこと等の理由により債権者による申立てにより開始。
フランス	債務者は支払停止後45日以内に申立てを行う。破産手続の開始は、検察官の請求に基づく場合や債権者からの償還に基づく場合もある。裁判所が手続の開始を宣言。裁判所が清算人を選任。判決はBODACC（商事広告官報）に掲載され、その日より債権者が司法清算人に債権を申告しなければならない期限の起算日が始まる。判決により、事業に終止符を打ち、清算人に15日以内に全従業員の解雇を命じる。
ドイツ	会社の状態が以下の状態である場合に債務者/債権者が管轄裁判所に申立てを行う。 ・ 破産 ・ 差し迫った破産（申請者：債務者のみ） ・ 債務超過 既存の支払義務を履行できない場合に要請可能だが、一時的な支払遅延の場合には該当しない。

	申請書提出期限（遅延の場合は懲役／罰金） 支払不能：3週間以内 超過債務：6週間以内 警察の捜査が入る場合があるため、迅速に手続を開始することが非常に重要。 倒産発生後は、倒産準備段階で資産の大幅な減額を防ぐため、債務の返済を禁じられる。申請書を提出すると、管轄裁判所の審査が開始され、裁判所が仮の破産管財人を任命。破産管財人は、債権及び債務の内容を調査し、対応できる見込みがあれば債務の強制執行。 破産手続に必要な費用（3,000ユーロ）がない場合には、資産不足として破産手続は却下。通常、破産手続開始から2か月後に債権者集会が開かれ、会社の再編又は分割が決定。
韓国	以下の条件で債務者/債権者が裁判所へ申立てを行う。 ・負債超過状態 ・支払不能（負債が資産未満時也可） ・支払不能（債が資産未満時也可）が予想される場合 予納金あり 法人破産の流れは、①破産申請書を提出、②代表者尋問及び予納命令、③破産宣告、④債権調査、⑤財産還元、⑥配当、⑦破産終結、⑧廃止決定や終結決定。 予納金は、負債規模によって異なる。法人破産には免責手続がないため、債務者本人の経済的再起を助けるには、法人破産手続終結後に免責手続の申請が必要。
日本	債権者/債務者/準債務者/監督庁が実際の居住地管轄の地方裁判所に申立てを行う。 配当がある場合の基本的な流れは、 破産手続開始の申立て→裁判所による破産手続開始要件の審査→裁判所による破産手続開始決定・破産管財人の選定→破産管財人による財産換価・債権調査・清算（必要に応じて財産の売却手続を行う）など管財業務の遂行→債権者集会→配当手続→破産手続の終結 異時廃止手続として、より複雑な調査が発生し、自己破産手続開始決定とは異なる時期に手続を終了（廃止）するケースがある（全体の35%）。手続費用不足時、免責不許可事由があるが裁量免責相当である場合などに、その時点で異時廃止として手続が終了（破産法217条）

表7.1-3 法人破産と保証人の個人破産の法的手続：保証人の個人破産の法的手続

手順/特徴	
米国	連邦破産法第7条を利用する場合が多い。 法人破産の場合と同様に、債務者又は債権者が裁判所へ申立て 管財人（Trustee）が選任され、資産の売却や配当の管理などを行う。特定の資産を担保にとった担保付債権（Secured debt）が優先され、当該資産の売却金は担保付債権者に渡される 無担保債権（Unsecured debt）は、残りの資産売却金から債権額に応じて分配 通常、裁判所出廷する必要はない。
イギリス	破産の申請先は、州によって異なる。（イングランドとウェールズ：オンライン、北アイルランド：裁判所、スコットランド：破産会計士） 債務者の破産が決定すると、「正式な受取人」が任命され、資産がある場合は破産実務家が管財人として任命。 管財人は債務者の資産を売却して債権者に支払う。通常12か月後には、破産の制限の解除と負債の免責。
フランス	破産手続には、「換価配当手続なし」と、「換価配当手続あり」の2種類がある。 ・「換価配当手続なし」 換価可能な財産を保有しない場合の手続。債務整理委員会が破産を決定。 ・「換価配当手続あり」 換価可能な財産を保有している場合の手続。債務者の同意を得た上、裁判官による破産換価配当手続開始決定。
ドイツ	破産手続の前に、まず債権者に対して債務整理計画を提出し、和解を試みたうえで、失敗した場合に管轄裁判所へ申立て。 管轄裁判所は破産管財人を任命し、管財人は債権者への通知と財産の分配が仕事。破産手続開始から1年経過すると、「善行期間」と呼ばれる期間になり、相続を除く贈物や宝くじの賞金を受け取ることが可能。相続については破産管財人に申告する義務があり、相続の半分は債権者に分配。破産開始から3年後に免責となるが、破産手続開始後に発生した債務がある場合には、免責の対象とされないため注意が必要。

韓国	債務者本人が申請清算より経済的再起、更生が目的。 個人破産の流れは、①破産・免責申請書を提出、②書面審査・補正命令、③予納命令、④破産宣告、⑤破産管財人財産管理・調査、⑥免責に対する尋問期日、⑦換価・配当、⑧破産手続終結・免責決定/不許可決定なお配当の財源となる財産が残っていない場合には、破産宣告と同時に破産手続を終結する同時廃止決定
日本	手続の設計は法人破産と同じ。配当がある場合の基本的な流れは、次のとおり。 破産手続開始の申立て→裁判所による破産手続開始要件の審査→裁判所による破産手続開始決定・破産管財人の選定→破産管財人による財産換価・債権調査・清算（必要に応じて財産の売却手続を行う）など管財業務の遂行→債権者集会→配当手続→破産手続の終結

表7.1-4 法人破産と保証人の個人破産の法的手続：法人破産が保証人の個人破産とならないようにする制度上の手当

手続/特徴	
米国	・直接個人破産を回避できる制度はない。 ・法人と個人の財産は区分して考えられるため、基本的に法人破産＝保証人の個人破産となることは発生しない。また通常債権回収は弁護士へ依頼することになるため、回収額が見合わない債務者への取立てが放棄される場合もあるとのことで、法人破産時の保証人への責任の追及が日本のそれとは大きく違う。 ・非法人企業の債務の場合はその企業のオーナーの個人債務とみなされ、その企業が倒産した場合は事業負債とオーナーの個人負債の両方が免除されるため、オーナーは破産を申請するインセンティブがあるとされる。
イギリス	・直接個人破産を回避できる制度はない。 ・経営者が法人経営破綻後に個人保証に基づいて保証を要求された場合のための個人保証保険（PGI）を利用することが可能。
フランス	・直接個人破産を回避できる制度はない。 ・経営者保証によって個人が破産するケースは想定しにくい ・破産時においても事業用財産と個人の財産は区分されており、保証人への過大な保証債務は減額されるため個人の財産は保護（民法2300条）
ドイツ	・直接個人破産を回避できる制度はない。 ・個人破産時に法廷外和解が義務として規定（和解すれば個人破産を回避） ・法人が破産手続を最適化／破産を回避するための制度（自己管理手続・保護シールド手続）が存在（法人破産回避による個人破産の回避）
韓国	・直接個人破産を回避できる制度はない。 ・基金協会が債権者の場合、中小企業の再生計画認可決定時点及び破産宣告後の免責決定時点で、主債務が減免又は免除→連帯保証債務も同じ割合で減免又は免除 ・法人再生手続：認可決定が確定→個人破産を申請した代表者は免責
日本 (参考)	経営者保証ガイドラインに基づく保証債務の整理により、以下の点が可能になる。 ●保証債務の減額・免除や弁済期限の猶予（分割払い） ●一定範囲の資産の残存 ●経営の継続 ●対外的に公表されない

●個人信用情報への事故情報（ブラックリスト）未登録

主たる債務者が法的債務整理手続の開始申立て又は準則型私的整理手続を行い、対象債権者全員から弁済計画案への同意が必要

表7.1-5 免責範囲・残存財産

	米国	イギリス	フランス	ドイツ	韓国	(参考) 日本
自宅 (上限額)	免責 (\$75,000~\$150,000、州による)	手続・残存価値により異なる	免責：住居・事業に不可欠なものに限る 個人事業主の場合は、事業責任範囲外であれば免責。	免責外（一部例外有：収益が低いため 管財人が資産の放棄を決定）	免責を申請可能	個人再生（負債額5,000万以下：ローン有なら免責可能） ガイドライン：華美でない自宅は免責可能
車 (上限額)	免責	免責（普及モデル）	免責（債務者及びその家族の生活及び労働に必要な動産）	免責（状態が悪い若しくは必需品の場合）	免責外	※2
家具 (上限額)	免責（燃料、食品、身の回り品を含め～\$6,250）	免責	免責（債務者及びその家族の生活及び労働に必要な動産）	免責（高価な品以外）	※1	※2
年金 (上限額)	免責	免責が多い（ヒアリング） 生活費分のみ免責、残りは返済に	免責外	基準以内は免責（上限額は扶養者数で異なる）	免責	免責外
養育費支払義務 (上限額)	免責外（婚者の配偶者扶養費及び子どもの養育費支払義務）	免責外（養育費支払義務）	免責（扶養の性質を持つ仮払金、金銭及び定期金）	免責外（養育費支払い義務あり）	免責外（養育費支払義務）	免責外
受領養育費 (上限額)	免責（判決による養育費支払用の給与）		—	基準以内は免責（上限額は扶養者数で異なる）	免責（国民年金法第58条で差押不可と明記）	免責外

各種給付金・手当金 (上限額)	免責（州による）	生活費分のみ免責、 残りは返済に	免責（児童社会援助 給付金）	免責外（コロナ助成 金受給後に破産した 場合は返還が義務）	免責（コロナ支援金 は差押禁止が明記）	免責外
衣類（上限額）	免責	免責	免責	免責	※1	※2
不動産（上限額）	免責（～\$5,000）	—	免責：住居・事業に 不可欠なものに限る 個人事業主の場合 は、事業責任範囲外 であれば免責。	免責外	免責外	免責外
仕事用品・道具 (上限額)	免責（～\$3,125）	免責	免責	免責	車：免責外	ガイドライン：再建 型倒産手続時（民事 再生・会社公正・再 建型私的整理）は、 その財産を法人に譲 渡し、保証債務の返 済原資から外すこと が可能
その他		—	・法律が差押え禁止 と定めている財産、 法律が譲渡禁止と定 め て い る 財 産 ・遺言者又は贈与者 によって差押え禁止 と定められた処分可 能な財産	ペット、結婚指輪は 免責	免責外：租税、罰 金・賠償金等、債務 者の労働者の賃金・ 身元保証金当 破産時に貸借保証金 に関する免責範囲： ソウル5,000万ウォ ン、その他2,000万 ～4,300万ウォン（6	

					か月間の生活費：1,1 0 0 万 ウ ォ ン) ※1：人破産申請人の 最小限の生計は基本 的に保障される	
--	--	--	--	--	--	--

表7.1-6 個人破産の影響と制限

	米国	イギリス	フランス	ドイツ	韓国	(参考) 日本
クレジットカードの新規発行	可能	困難	困難	困難（クレジットスコアの影響）	不可能（5年間）	困難：自己破産、個人再生、任意整理 ガイドライン：ブラックリストへの登録なし
既存のクレジットカードの継続使用	可能	管財人に引渡し	—	困難（禁止されていないが、銀行が破産者のカードを解約） プリペイドカードの使用は可能	停止	困難：自己破産、個人再生、任意整理 ガイドライン：ブラックリストへの登録なし
新規銀行口座開設	可能	基本口座開設は可能性有	可能（金融機関が開設を拒否しても要請可能）	個人口座：可能（金融機関が開設を拒否しても法的措置により可能）	法人口座：可能	個人口座：開設可能 法人口座：メガバンクなど審査基準が厳しい銀行は困難、地方銀行は法人口座の開設の可能性あり
既存の銀行口座の扱い	可能	凍結の可能性（管財人は当面に必要な資金の引き出し可）	—	可能（直接の記載はない）	停止→免責確定後可能	3か月程度凍結。代位弁済が終了し、凍結が解除されれば利用できる。
新規ローンの可否	困難（クレジットスコアの影響）	困難になる可能性、金利高	困難	困難（クレジットスコアの影響）	—	困難：自己破産、個人再生、任意整理 ガイドライン：ブラ

						ックリストへの登録なし
その他制限	破産申請後8年間は破産申告が不可	・裁判所の許可が必要：取締役への就任、会社の設立・運営・宣伝 ・禁止項目：貸主に破産したことを告げずに£500以上の借入れ、取引先に破産者であることを告げずに別の名前でビジネスを運営、破産実務家として働く	—	ぜいたく品の購入（破産者の資産保持義務違反となり、残余債務の免除が却下される可能性有）	◆資格制限 ・私法上の制限：後見人、遺言執行者、財産管理人等にはならない。 ・公法上の制限（停止）：弁護士、医師、弁理士、公証人、建築士、教師等。 ・会社法上の制限：退社、退職扱い ◆信用情報への登録：破産し、免責が認められなかった場合、身元照会登録	代位弁済が終了し、凍結が解除されれば利用可能
信用情報への記録期間	最長10年（破産時）	6年	破産時、滞納時：最大5年 民事再生（合意・強制）：7年（再生計画とおりに返済すれば5年）	残余債務免除情報：3年（6か月で削除の判例有） マイナスの記録：約10年	免責後：延滞情報は韓国情報信用院から削除、金融機関では免責事実が5年間登録	ブラックリスト情報：5年 自己破産・個人再生：最長10年

表7.1-7 個人破産者の再チャレンジに関する制度

	米国	イギリス	フランス	ドイツ	韓国	(参考) 日本
個人破産者の再チャレンジに関する制度	連邦破産法の基本的な目的が「再出発」を目指しており、各金融機関も再チャレンジに対しては寛容。破産情報は残るものの深刻な社会的制裁を受けることはなく、銀行の発行するSecured Cardを活用することによる与信回復や、交渉によって切り抜けることが可能。米国の制度は基本的な目的が再出発を目指しているので、一度破産した場合にも信用回復がしやすい。	破産以外の債務整理手続を利用する場合には、破産することなく債務を整理でき自宅等も守ることが可能。イングランド地方やウェールズ地方には、財政的困窮により債務返済に問題を抱える個人向けの「ブリージングスペース（Breathing Space）」と呼ばれる債務猶予スキームあり。	個人事業主（一個人が複数の事業主であることが可能）が、一つの事業について破産手続が開始すれば、新たな事業開始ができる。	最低限の生活を維持できるよう、一定の現金を残すことが可能。最低でも1,339.99ユーロ残すことができ、扶養者の数に応じて増額。再チャレンジを支援する法制度はないものの、破産手続後の善行期間に入ると貯蓄が可能となるため、この期間に再チャレンジの準備を行うことが可能。	ソウル回生裁判所では、再就職のための援助プログラムも設けており、再就職のあっせんや、雇用支援プログラムの案内を受けることが可能。	中小企業庁の中小企業活性化協議会が、収益力の改善や事業再生等が極めて困難な中小企業者や保証債務に悩む経営者等を対象に、再チャレンジ支援を行っている。「円滑な廃業」や「経営者等の再スタート」に向けた支援を目指している。協議会に所属する弁護士等の専門家から再チャレンジに向けた助言を実施し、必要に応じて外部専門家の紹介を実施。個人破産の回避のため、中小版ガイドラインや経営者保証ガイドライン等を活用し、弁護士等の外部専門家をサポート

7.2 法人破産時の経営者保証にかかる弊害解決に向けて参考となる諸外国の事例

諸外国の制度や実態調査をもとに、日本の一般的な処理と比較し、日本の法人破産時における経営者保証の弊害とその解決方法に関して参考となる諸外国の事例を以下のとおり整理した。

1. 経営者保証を要求しない事例

日本における経営者保証の状況を見ると、事業者の7割強が経営者保証を提供している。財務体質の優良な中小企業では経営者保証が要求されないケースもあるが²⁹³、負債総額10億円未満の中小企業の再生・清算の現場においては、経営者保証が金融機関によってほぼ100%要求されている。この点、イギリス、ドイツ及び韓国では、日本と同様、一般的に経営者保証が要求される。また、フランスの弁護士へのヒアリングによれば、フランスでも、中小企業に対する融資の9割以上で経営者保証が求められている。

①米国の場合

会社への融資金額が一定の金額以下の場合には経営者保証（経営者による会社債務の個人保証）を要求しないという制度がある。金融機関のビジネスローンについては、通常、経営者保証が要求され、中小企業庁（SBA）の信用保証付きビジネスローンについても経営者保証が要求される。注目できるのは、コロナウイルス流行時に中小企業庁（SBA）が、融資金額が20万ドル（約2,600万円）未満の場合、個人保証を不要とした実例である。（ただし、融資金額が20万ドル以上の場合は、個人保証を要求する。）

この裁定は、一定の融資金額までは公的負担とし、それを超える金額の場合に経営者保証を要求する趣旨であると推測される。そもそも経営者保証が要求されることがなければ、法人の破産時に経営者保証によって経営者が破産するという弊害は生じない。例えば、スタートアップ向けの融資や創業時の融資では、一定金額未満の融資について経営者保証を要求しない（一定額以上の融資の際には経営者保証を要求する）ことを日本でも検討することができる²⁹⁴。

²⁹³ 例えば、本政策金融公庫には経営者保証免除特例制度があり、法人と代表者の一体性の解消が一定程度図られていることを公庫が確認していること等を条件に経営者保証を設定しない融資制度がある（日本政策金融公庫HP 令和5年1月28日確認）。もっとも、この制度は、その名のとおり、免除することが特例となっている制度である。

²⁹⁴ 例えば、日本政策金融公庫には新創業融資制度があり、新たに事業を始める者又は事業開始後税務申告を2期終えていない者を対象にした、融資限度額3,000万円（うち運転資金1,500万円）の経営者保証不要の融資制度がある（令和5年1月28日確認）

②イギリスの場合

一定額以上の融資、又は一定額以上の融資部分に対して、担保として保証債務を要求するのは合理性を欠くとして、これを要求しない実務が参考となる。

イギリスの金融機関による融資の場合、法や政府による規制ではなく、商業習慣として、100万ポンド（約1億6000万円）まではほぼ例外なく個人保証がなされる。100万ポンドから300万ポンドの融資の場合には、個人保証が必要となることもあるが、会社に他の担保が設定され、個人保証が必要ではない場合もある。300万ポンド以上は、個人保証はほとんど求められない。

日本の現場の感覚として、会社への融資金額そのまま全額について経営者保証を求めることは、債権回収という点では意味がないことが多い。他の金融機関からの借入残高があればなおさらである。経営者のモラルハザードの防止の見地から、会社への融資金額に対する経営者保証の徴求の必要性を説く見解もあるが、過大な経営者保証は経営者の返済意欲に悪影響を与えることが多い。実際に会社が破産等した経営者からは、「会社の金融機関からの1億、2億もの借入れについて経営者保証したとしても、個人の返済はおよそ現実味がなく、会社の破産時においてその一部すらも返済する気も起きない。」という話を聞く。会社の担保及び個人の担保不足の範囲内において、経営者の（担保に提供した以外の）個人資産・収入等を考慮して、債権回収が可能な金額について経営者保証を求めることが合理的と考える。この考え方を定型化して、一定の金額以上の融資の際の、又は一定の金額以上の融資部分については、担保として保証債務を徴求する合理性が乏しいとして、これを徴求しない実務の形成も一案である。

2. 合理的な範囲内での保証債務を要求する事例

経営者保証の設定について、過大保証の禁止の原則の考え方を導入して、会社への融資金額そのまま全額について経営者保証を要求するという日本の実務を見直す必要がある。そうすることで、法人破産が経営者の個人破産に直結することを避けられる可能性が高くなる。

フランスでは、経営者保証を徴求する実務があるとされているが、法人破産が経営者の個人破産に直結するケースは多くないという。その理由として考えられるのは、事業者である債権者（金融機関を含む。）が保証人と保証契約を締結した場合において、その締結の当時、保証人となろうとする者の債務負担が、保証人が有する資産および収入に照らし明らかに過大であるものについては、その保証人が請求を受ける時に同人の財産をもってその債務に応じることができる場合を除いて、債権者は、そ

の保証契約を主張することができない、という「過大な保証の禁止－比例原則」の存在である（2003年8月に追加された消費者法典L341-4条。後に民法典2300条）。結果、フランスの保証人は、すべての保証債務の責任を負うわけではなく、明らかに過大な債務については、保証人が請求を受ける時に保証人の財産をもってその債務に応じることができる場合を除き、保証責任を追及されないことになる。この「過大な保証の禁止－比例原則」は、保証人一般の保護法制の中にあり、経営者保証の場合にも妥当する。過大な経営者保証を徴求した場合、会社破産時に経営者に責任追及することができなくなれば、そもそも金融機関は融資時点において安易な経営者保証を徴求しなくなり、仮に徴求したとしてもいざというときに使えず、経営者は破産等に追い込まれなくなるからと考えられる。

3. 合理的な範囲内での経営者保証を要求する事例

ドイツにおいては、そもそも企業の基盤がしっかりとしていなければ、銀行は融資を提供しない。そのため、経営者保証があるとしても、法人破産のみによって個人が破産の危機に直面することは多くないという点が指摘されている。経営者保証はプラスアルファの担保に過ぎないのである。

金融機関が会社の支払能力や担保を精査せず、経営者保証に頼って会社に融資してしまえば、会社の破産によって経営者は即支払不能、即破産となってしまう。経営者保証に依存しない融資慣行、すなわち、経営者の（担保に提供した以外の）個人資産・収入等を考慮して、会社が経営破綻した際に経営者から債権回収が可能な範囲において、経営者保証を要求する実務の確立が大切だと考えられる。

4. 法定外和解前置主義による個人破産の回避の事例

個人破産一般について、債務超過に陥っている個人は、まず債権者との間で法定外和解を試みる義務があるというドイツの制度は、経営者の個人破産を回避するために参考になる事例である。具体的には、債務者が破産専門の弁護士等の支援を受けて、債権者全体に対し「債務整理計画」を提出し、これに債権者全体が合意した場合には、破産申請を回避することができる。

日本においては、債務整理の手続選択（破産か個人再生か、私的整理かの選択）については、債権者破産の場合（例は少ない）を除けば、専ら債務者の選択による。破産の前に全債権者との法定外和解を義務付けることによって、スピーディな個人破産及びできる限り短期間で破産手続を完了することが難しくなり、かえって債務者の再チャレンジを妨げるとの意見もありうる。破産者には法定外和解を前に置く義務はないが、破産者から法定外和解の申出があれば、債権者は誠実にこれに応じなければならない義務を課す等の工夫もでき、立法論として検討に値する。

5. 個人保証保険の事例

イギリスの個人保証保険（Personal Guarantee Insurance, PGI）も検討に値する。イギリスには、民間機関である個人保証保険（PGI）がある。これは、経営者が会社の経営破綻によって経営者保証による請求を受けた場合に備えるものである。保険料は会社の経費とすることができ、経営者個人には負担がない。経営者が個人保証保険に加入することで、会社経営についてモラルハザードが生じることへの懸念もあるが、参考にできる面もある。

6. 有限責任個人事業者の制度

フランスの有限責任事業者の制度は、事業用財産と個人の生活用財産を分離することができる企業形態であり、日本においても検討に値する。いったん破産となった場合に破産者の手元に残される残存財産（日本においては自由財産²⁹⁵という。）の範囲については、5か国と日本との間において大きな差異は認められない。この点、経営者保証ガイドラインによる私的整理の場合、現金99万円のほか、インセンティブ資産及び華美でない自宅を債務整理をした経営者の手元に残すことができ、経営者の再チャレンジ支援という観点からは、5か国に比べて進んでいる。

しかし、経営者保証ガイドラインは、基本的には法人と個人とが別人格であり、経営者の債務は会社の保証債務であることが特徴であるため、一つの法人格である個人事業主の場合には、必ずしも使い勝手はよくない。こうした個人事業主について、事業用財産と個人の生活用財産とを分離することができ、事業用財産だけを事業の引き当てとすることによって、事業が経済的な窮境に陥ったとしても個人の生活用財産を残すことができる有限責任事業者の制度の立法論として検討に値すると思う。これは、事業の破産が経営者の個人の破産に直結しないようにする仕組みとして、個人事業主の経営者への再チャレンジ支援の方策となる。

7. 破産者の自助努力による信用スコアの回復の事例

米国には「Secure Card」によって自身の信用スコアを回復するという制度があるが、これにより破産者の自助努力を促す効果が高まるものと思われる。日本における破産者の早期の信用回復において有効な手段となりうる。

²⁹⁵ 99万円以下の現金、差押え禁止財産、自由財産の拡張が認められた財産、新得財産及び破産管財人が破産財団から放棄した財産をいう。

日本においては、経営者破産の場合も個人破産の場合も、破産の履歴は、信用登録機関²⁹⁶にいわゆる事故情報として登録され、以後個人の信用取引を大きく損なうものである。実務において、破産すると各種のローンやクレジットは使えなくなる（この点、経営者保証ガイドラインによる債務整理は、制度設計上このような信用の毀損はないとされている。）。しかし、再チャレンジを支援するためには、経営者の復活へのインセンティブを高めるため、経営者の信用復活の工夫をすることは大切である。

この点、米国では、与信の回復についても、破産申請後に、Secured Cardと呼ばれるCardを銀行で開設して使用することにより、銀行との関係を改善し与信を回復させる方法がある。また、ドイツでは、破産手続の終了後について、クレジットカードやローンの契約を結ぶことはほぼ不可能であるが、プリペイド式のクレジットカードについては、個人は事前に入金した額しか利用できないため、破産手続中であっても銀行が利用を認めることが多いとされている。

アメリカのSecured Cardのシステムは、これは消費者破産を含む個人破産における個人の信用回復の手法だと思われるが（経営者保証に限られない。）、破産者の自助努力によって自身の信用スコアを回復することができるという点で興味深い。日本においては、破産後どれだけの期間が経過すれば、信用情報の破産の記載が抹消されるなどしてクレジットカードを作ることができるようになるのか、明確な基準はないとされる。実際、破産する人は、個人の信用はあきらめている人が多く、破産後の自助努力による信用回復は、破産者の破産への恐怖を小さくし、また再チャレンジのインセンティブともなる。日本でも近年のキャッシュレス化の流れに乗って、プリペイド式クレジットカードの利用者が急拡大しているという。ネットで検索すると、プリペイド式クレジットカードについては、与信審査がなく、破産者が直ちに作ることができるとするネット情報も多くみられる。そのデータをアメリカの「Secured Card」のように信用回復のツールとして使えないか、検討に値する。

8. 信用情報機関に対して破産手続終了後6か月後に債務免除の記録を削除する判決

ドイツの民間信用情報機関SCHUFAには、破産手続終了後3年間は債務免除の記録が記載される。しかし、2021年7月に、上級地方裁判所において、SCHUFAが破産手続終了後3年間、個人破産者の債務免除の記録を保持していたことによって、破産者の賃貸借契約や銀行口座の開設が妨げられたと

²⁹⁶ 日本には、銀行信用金庫系のKSC、貸金業者のJICC、クレジットカード会社のCICという3つの信用情報機関がある。

して、インターネット上での破産手続の公示に関する条例で規定される期間を超えて、根拠なしに記録を保存処理することは違法として、SCHUFAに対して破産手続終了後6か月後に債務免除の記録を削除する判決が下された。

日本においては信用情報機関が3つ存在している。破産を含む事故記録の期間は、5年とも10年ともいわれる。その期間の短縮ができないか、複雑な調整が必要と思われるが、検討に値する課題である。

7.3 今後の展望

本事業において、「経営者保証制度」を有する諸外国における制度や運用状況を調査し、個人保証に伴う債務整理の手續や免責範囲の違い等を法制度面の観点から整理・分析を実施した。諸外国の経営者保証、融資制度、経営者責任を取らせる制度はそれぞれ根本的な考えが異なるため、一様に横比較をすることが困難である。例えば、イギリスについては、自由市場の競争が前提であり、法人が破産した場合、経営者保証した経営者を個人破産から保護するための制度はない。そもそも起業家精神が旺盛のため、政府による規制や管理はみられない様子である。また、破産した個人の再チャレンジを支援する制度がないため、一度破産すると、破産制限の解除と負債の免責が行われるまでの12か月間、様々な制限を受ける。ドイツについては、法人破産が保証人の個人破産につながる事態を回避するための制度は特に見当たらない。フランスは、法人破産が個人破産に直結するケースは多くないようであり、米国も、法的整理については日本より心理的な壁は低いようである。この4か国については、そもそも法人の破産時において、経営者の破産を回避する施策が必要であると感じておらず、またそのような問題意識すらないように思われる。韓国については、日本と同様に、経営者保証の実務は根強いと思われるが、法人破産が経営者の個人破産とはならないための直接的な制度はみられない。

結局、法人の破産時における経営者の破産回避のための経営者保証ガイドラインによる私的整理は、経営者保証の実務が根強く、かつ、法人破産が経営者の個人破産に直結するという日本の現状に対する対策の一つとして制定されてきたということができる。

この経営者保証ガイドラインによる私的整理は、債権者の対象は金融機関の貸付け債権等に限定されるという特徴はあるものの、経営者の破産を回避すると同時に、一定の要件のもと、99万円を超えるインセンティブ資産及び華美でない自宅を確保することができるものであり、この広い残存資産の範囲は、経営者の再チャレンジ支援という観点から大きな意味があると考えられる。法人破産や個人破産を年間複数件扱う弁護士によると、経営者保証ガイドラインによる経営者の債務整理は、多くの破産した経営者から歓迎されているようである。経営者保証ガイドラインを法人の民事再生や特別清算とセットで運用することにより、法人も個人も「破産」から免れることができるため、経営者にかかる心理的負担は比較的低いものとなり、再チャレンジの意欲を高めるものとなり得る。

以上より、日本にしかない経営者保証ガイドラインによる債務整理は、日本独自の方法論で発展させていくことが望ましいように思われる。経営者保証ガイドラインによる経営者の債務整理の各論点について、例えば、経営者のいわゆる「ゼロ円弁済」の許容や一定期間の生活費の適切な運用、華美

でない自宅の弾力的な解釈などについては、今後さらに合目的的に論じる余地があると思われる。経営者保証ガイドラインの実務運用について、社会環境の変化や時代の潮流に合わせた工夫を積み上げることにより、経営者保証の課題に適切に対応し、債務者及び債権者の良好な信頼関係を保ちながら、中小企業の活力を一層引き出すことができると考えられる。